

ICT  $\perp$   $\Leftrightarrow \sqrt{\quad}$   $\square \supset \neg \odot$   $- \models$   
 $\neg \Delta \parallel$



|                                  |                                                              |                                        |                                               |       |    |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|----|
| ICT                              | $\underline{\underline{\quad}} \Leftrightarrow \sqrt{\quad}$ | $\square \supset \not\chi \odot$       | $- \models \sqsubset \Delta \dashv \parallel$ | ....  | 3  |
| $\bullet_{\text{ш}} \text{ш}$    | $\sqsubset \frac{2}{3} \uparrow \dashv \parallel$            | $\square \supset \not\chi \odot$       | $\sqsubset \Delta \dashv \parallel$           | ..... | 4  |
| з .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 4  |
| и .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 4  |
| й .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 5  |
| к .                              |                                                              |                                        |                                               | ..... | 5  |
| $\bullet_{\text{ш}} \text{ш}$    | $\sqsubset \frac{2}{3} \uparrow \dashv \parallel$            | $\square \supset \not\chi \odot$       | $\sqsubset \Delta \dashv \parallel$           | ..... | 7  |
| з .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 8  |
| и .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 9  |
| й .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 10 |
| $\square \supset \not\chi \odot$ |                                                              |                                        |                                               | ..... | 29 |
| з .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 30 |
| и .                              | $-$                                                          |                                        |                                               | ..... | 30 |
| й .                              |                                                              | $\sqsubset \approx^{\text{TM}} \equiv$ |                                               | ..... | 31 |
| $\square \supset \not\chi \odot$ |                                                              |                                        |                                               | ..... | 53 |
| $\square \supset \not\chi \odot$ |                                                              | $\sqsubset \Delta \dashv \parallel$    | $-$                                           | ...   | 91 |





# **1. ICT 等を活用した介護サービス相談員 活動の在り方に関する調査研究**

# コロナ禍における介護サービス相談活動に関する研究会

(ICT 等を活用した介護サービス相談活動の在り方研究会)

## I 調査研究の目的

- 介護サービス相談員派遣等事業については、令和2年改正において、「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」が派遣先として追加され、特に住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入を促進する方向性と、そのための施策が示されたところであるが、コロナ禍に見舞われ、事業の展開は滞っている状況である。
- とりわけ令和2年5月、政府の『基本的対処方針』により、「高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべき」との方針が示されて以降、高齢者施設等への訪問を基本とする介護サービス相談員の活動の多くは休止となっている。
- 感染症対策としてやむを得ない対応ではあるが、家族ですら面会ができなかったり制限されたりするなかで、その間に高齢者施設のブラックボックス化が進んだ。利用者側からすると意思の表明の場が奪われている状況もあり、コロナ禍とはいえ権利擁護上の問題が指摘される。
- 介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村からは、「コロナ禍で介護サービス相談員による訪問が制限されているなかで、どうやって活動していけばよいか」「すでに事業を再開しているところや、オンラインによる活動を行っているところがあれば教えて欲しい」といった声が寄せられており、実際にオンラインによる介護サービス相談活動に取り組み始めた市町村も出始めている。
- 本事業では、その全国的な実態を把握するとともに、先進的な取組を取り上げて横展開を図り、事業実施市町村への支援を行うことを目的とする。

## II 研究会の設置

- コロナ禍における、介護サービス相談員活動に係る実態把握と、新たな活動のあり方の検討を行うことを目的として、「コロナ禍における介護サービス相談活動に関する研究会（ICT 等を活用した介護サービス相談活動の在り方研究会）」を設置、開催した。
- 研究会は、実際にオンライン相談を開始している自治体や介護サービス相談員に加え、受入事業者や有識者などから、介護サービス相談員派遣等事業に関する知見を有する者により構成した。

### Ⅲ 研究会の構成

#### 学識経験者

丹羽 雄哉 東北福祉大学 客員教授 /元衆議院議員・厚生大臣  
宮島 俊彦 岡山大学 客員教授 /元厚生労働省老健局長

#### 事業実施自治体等(市町村・都道府県)

篠田 浩 岐阜県大垣市 社会福祉課 課長(社会福祉士)  
白井 裕貴 富山県中新川広域行政事務組合 介護保険課  
長谷 温子 長崎県佐世保市 長寿社会課

#### 介護サービス相談員

濱田 啓二 富山県中新川広域行政事務組合 介護サービス相談員  
藤井 伸暁 富山県中新川広域行政事務組合 介護サービス相談員  
萩原 保代 長崎県佐世保市 介護サービス相談員  
森山 節子 長崎県佐世保市 介護サービス相談員  
吉田 民美支 長崎県佐世保市 介護サービス相談員

#### 首長経験者

森 貞述 前愛知県高浜市市長 /元介護相談・地域づくり連絡会代表

#### 受入事業所

川島 進 社会福祉法人永寿会 理事長・兼総合施設長(特養・グループホーム)  
帖佐 徹 社会福祉法人雪の聖母会 介護老人保健施設聖母の家 管理者・施設長/医師

#### 弁護士

高村 浩 高村浩法律事務所 所長

#### その他

鳥海 房枝 特定非営利活動法人メイアイヘルプユー事務局長(第三者評価機関、保健師)

#### オブザーバー

老健局 高齢者支援課

### Ⅳ 開催経過

#### 第1回研究会

|      |                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 2021(令和3)年11月9日(火) 15:00～16:30                                                                                                 |
| 開催形式 | Zoomによるオンライン開催                                                                                                                 |
| 出席者  | 丹羽座長、宮島副座長<br>白井、長谷、藤井、萩原、吉田、森、川島、帖佐、高村、鳥海                                                                                     |
| 次第   | 1. 座長挨拶<br>2. 厚生労働省 挨拶<br>3. コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査について<br>4. 第7回 令和2年度 介護サービス相談員活動調査(報告)<br>5. その他(令和2年度事業報告/令和3年度に行う事業) |

|      |                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布資料 | 資料 1 名簿<br>資料 2 コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 調査票案<br>資料 3 第 7 回 令和 2 年度 介護サービス相談員活動調査 報告書 概要版<br>資料 4 令和 2 年度事業報告<br>資料 5 令和 3 年度 介護サービス相談員・地域づくり連絡会 関係事業<br>資料 6 今後のおおまかなスケジュール<br>参考資料 1 オンライン相談活動事例（中新川広域行政事務組合・佐世保市） |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（議事の概要）

- 事務局より、コロナ禍における介護相談活動に関する状況調査（ICT 等を活用した介護サービス相談活動に関する調査）の調査計画に関して説明し、委員間で意見交換。調査計画の了承を得た。
- コロナ禍第 5 波が収束に入り新規陽性者数が少ない時期でもあり、対面での介護サービス相談員活動再開の兆しが見え始めた時期とも重なっていたので、さまざまな活動の様相を振り返って調査することができるのではないかと、事業を休止している自治体にとっては、調査票を送ることで事業再開に向けてのインセンティブになるのではといった意見がみられた。
- また、事業実施自治体の事務局担当者と介護サービス相談員の委員から、調査計画に関しての具体的な意見をいただくとともに、実際に ICT 機器を活用した介護サービス相談員活動に関してヒアリングを行った。

## 第 2 回研究会

|      |                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 2022（令和 4）年 3 月 11 日（金） 16:30～18:00                                                        |
| 開催形式 | Zoom によるオンライン開催                                                                            |
| 出席者  | 丹羽座長、宮島副座長<br>白井、長谷、篠田、濱田、藤井、森山、吉田、森、川島、帖佐、高村、鳥海                                           |
| 次 第  | 1. 座長挨拶<br>2. 厚生労働省 挨拶<br>3. コロナ禍における介護サービス相談活動に関する状況調査 調査結果の概要 について                       |
| 配布資料 | 資料 1 コロナ禍における介護サービス相談活動に関する状況調査 結果の概要<br>資料 2 コロナ禍における介護サービス相談活動に関する状況調査 報告書案<br>参考資料 1 名簿 |

（議事の概要）

- コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査の結果報告を行い、委員間で意見交換を行った。
- 調査結果に関して異論はなく、調査で得たコロナ禍におけるさまざまな介護サービス相談上の工夫について、報告書にまとめるだけでなく、市町村事務局が横展開を図りやすいようマニュアルの形で周知を図った方が望ましいといった意見がみられた。

## **2. コロナ禍における介護サービス相談員 活動に関する状況調査**

# コロナ禍における介護サービス相談活動に関する状況調査

(ITC 等を活用した介護サービス相談員活動に関する調査)

## I. 調査の目的

コロナ禍における介護サービス相談活動、とりわけ ICT 等を活用した活動に関する活動実態を把握することを目的とする。

## II. 調査実施の概要

### 1. 令和 3 年度の調査対象

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 介護サービス相談員派遣等事業実施市町村 | 466 事務局（休止中含む） |
| 介護サービス相談員           | 3,649 名        |
| 受入事業所               |                |

### 2. 調査時期（専用 Web サイトにおける市町村入力・登録期間）

2021(令和 3)年 11 月 19 日(金)～2021(令和 3)年 12 月 31 日(金)

### 3. 調査方法

郵送(FAX・メールによる返信)及び WEB サイトを通じた調査票による悉皆調査

### 4. 集計結果について

調査協力事務局に対し、報告書を送付調査の目的

### Ⅲ. 調査結果の概要

## 介護サービス・地域づくり連絡会 コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、介護サービス相談員派遣等事業を休止している自治体も多いですが、ICT機器等を活用してオンラインによる介護サービス相談活動に取り組み始めた市町村等も出ています。本調査では、その全国的な実態を把握するとともに、そのほかコロナ禍でも工夫をしながら介護サービス相談員活動を行う取組などをご教示いただき、これらの取組をご紹介して横展開を図り、事業実施市町村の支援を行うことを目的としました。

コロナ禍における介護サービス相談活動に関する研究会  
(ICTを活用した介護サービス相談活動の在り研究会)

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| <b>学識経験者</b>     |                                     |
| 丹羽 雄哉(座長)        | 東北福祉大学 客員教授/元 衆議院議員・厚生大臣            |
| 宮島 俊彦(副座長)       | 岡山大学 客員教授/元 厚生労働省老健局長               |
| <b>事業実施自治体</b>   |                                     |
| 白井 裕貴            | 富山県 中新川広域行政事務組合 介護保険課               |
| 長谷 温子            | 長崎県佐世保市 長寿社会課                       |
| 篠田 浩             | 岐阜県大垣市 社会福祉課 課長(社会福祉士)              |
| <b>介護サービス相談員</b> |                                     |
| 濱田 啓二            | 富山県 中新川広域行政事務組合 介護サービス相談員           |
| 藤井 伸暁            | 富山県 中新川広域行政事務組合 介護サービス相談員           |
| 森山 節子            | 長崎県佐世保市 介護サービス相談員                   |
| 萩原 保代            | 長崎県佐世保市 介護サービス相談員                   |
| 吉田 多美支           | 長崎県佐世保市 介護サービス相談員                   |
| <b>首長経験者</b>     |                                     |
| 森 貞述             | 前愛知県高浜市長/元介護相談・地域づくり連絡会代表           |
| <b>参入事業所</b>     |                                     |
| 川島 進             | 社会福祉法人永寿会 理事長・兼総合施設長(特養・グループホーム)    |
| 帖佐 徹             | 社会医療法人雪の聖母会 介護老人保健施設聖母の家 管理者・施設長/医師 |
| <b>弁護士</b>       |                                     |
| 高村 浩             | 高村浩法律事務所 所長/個人情報保護委員会委員             |
| <b>その他</b>       |                                     |
| 鳥海 房枝            | 特定非営利活動法人メイアイ(ヘルプ)事務局 局長(第二部 相談・保健) |

※オプザーバー 厚生労働省 老健局 高齢者支援課



1. 実施主体 介護サービス相談・地域づくり連絡会(特定非営利活動法人地域民生政策自治体連絡機関)
2. 調査対象・対象数
  - ①介護サービス相談員派遣等事業を実施する市町村等(466)
  - ②介護サービス相談員(3649)
  - ③受入事業所
3. 調査期間 2021年11月19日(金)～2021年12月31日(金)
4. 調査方法 本調査の専用WEBサイトより直接入力する形式か、WEBからの調査が困難な場合は、記入式調査票(Excel形式)による調査を選択してもらいました。
5. 有効回収数
  - ①事務局調査:305
  - ②介護サービス相談員調査:1372
  - ③派遣先事業所(施設)調査:2258

派遣先事業所からいただきました回答については分量が膨大なため、あらためてご報告させていただきます。

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を実施する自治体

### 23自治体(事務局)

実施率4.9%(調査依頼466自治体)

回答者に占める比率7.5%(305自治体)

参考：報告書4頁 ※羽島市(計画段階)を除外したため報告書の記載とは合っておりません

### 実施自治体名

※丸数字は報告書11頁以降に掲載した問5～問10の回答者No.

|                  |          |                 |
|------------------|----------|-----------------|
| 北海道 石狩市⑥         | 岐阜県 大垣市⑩ | 兵庫県 芦屋市⑫        |
| 北海道 本別町⑩         | 岐阜県 郡上市⑬ | 島根県 浜田地区広域行政組合⑭ |
| 岩手県 滝沢市⑦         | 静岡県 富士市⑨ | 長崎県 佐世保市⑪       |
| 栃木県 那須塩原市⑫       | 静岡県 袋井市⑧ | 大分県 日田市⑪        |
| 千葉県 鴨川市⑤         | 愛知県 西尾市⑮ | 愛媛県 松山市⑫        |
| 富山県 射水市①         | 愛知県 江南市③ | 愛媛県 伊予市④        |
| 富山県 砺波地方介護保険組合②  | 京都府 宇治市⑬ | 熊本県 山都町⑪        |
| 富山県 中新川広域行政事務組合⑫ | 大阪府 豊中市⑪ |                 |

※計画段階:岐阜県羽島市

※各自治体の実施経緯、事業所への働きかけ、通信環境の整備、利用者・事業所・相談員の反応については 報告書11頁～26頁

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を行い

「具体的活動」や「感じたこと」を回答いただいた介護サービス相談員数

118名

オンライン相談の経験率 3.2% (3649人※)

※令和2年度介護サービス相談実態調査による「活動した介護サービス相談員数」

■ 参照：報告書 57頁～71頁

### 問8 オンラインによる介護サービス相談活動の具体的内容

(事前の調整は?)

○事務局の調整により役場でオンライン相談活動。

(場所は?)

○役所で。

(頻度は?)

○月1回程度

(活動時間は?)

○全体で1時間以内。

○利用者1人当たり15分～20分。

○事業所の方とも会話。

### 問9 オンラインによる相談活動で感じたこと

(難点)

○(お互い)オンライン面談に慣れてない。

○話が聞きづらい／途切れる。タイムラグがある。

○表情を読み取りにくい。／上半身しか見えない。

○オンラインで面談できる人が限られる。

○事業所の環境／雰囲気分からない。

○付添スタッフがいないと出来ない(事業所に負担)。

(良かった点)

○利用者の顔が変わる／笑顔が見られる／会えてよかった／話せてよかった／次第に心を開いて…

オンライン  
相談のやり方に  
慣れる必要

3

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

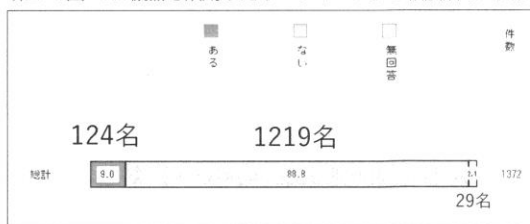
ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス  
相談活動を「行ったことがある」と答えた

介護サービス相談員数

■ 参照：報告書43頁

124名

第2-5図 ICT機器を活用したオンラインによる相談活動の実施経験



(オンラインによる介護サービス相談活動を「行ったことがない」と回答したなかで)  
オンラインによる相談活動を「やってみたい」と思う

介護サービス相談員数

■ 参照：報告書44頁

422名

第2-6図 P Cやタブレット等のICT機器を活用したオンライン  
による相談活動の実施希望  
(オンラインによる介護サービス相談活動の実施経験がない方)



4



## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を「実施予定」「今後活用したい」と答えた

自治体（事務局）数

参照：報告書6頁

47自治体

第1-5図 ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動をする予定  
(ICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を「実施していない」事務局)



### 実施自治体名

|          |             |          |          |          |       |
|----------|-------------|----------|----------|----------|-------|
| 北海道 名寄市  | 千葉県 松戸市     | 富山県 富山市  | 三重県 四日市市 | 愛媛県 愛媛県  | 八幡浜市  |
| 北海道 厚岸町  | 千葉県 茂原市     | 富山県 安曇野市 | 三重県 伊勢市  | 愛媛県 愛媛県  | 新居浜市  |
| 北海道 別海町  | 千葉県 成田市     | もとす広域連合  | 滋賀県 米原市  | 愛媛県 愛媛県  | 久万高原町 |
| 宮城県 仙台市  | 千葉県 市原市     | 三島市      | 京都府 京都市  | 愛媛県 愛媛県  | 伊方町   |
| 山形県 米沢市  | 千葉県 富里市     | 牧之原市     | 大阪府 富田林市 | 高知県 高知市  | 須崎市   |
| 福島県 福島市  | 東京都 町田市     | 吉田町      | 大阪府 摂津市  | 福岡県 福岡市  | 福岡市   |
| 福島県 喜多方市 | 神奈川県 横浜市鶴見区 | 森町       | 大阪府 河南町  | 福岡県 久留米市 | 久留米市  |
| 福島県 田村市  | 神奈川県 横浜市栄区  | 高浜市      | 兵庫県 明石市  | 福岡県 大野城市 | 大野城市  |
| 茨城県 水戸市  | 神奈川県 平塚市    | 豊明市      | 鳥取県 鳥取市  | 福岡県 福岡市  | みやこ町  |
| 埼玉県 幸手市  |             |          |          |          |       |

5

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

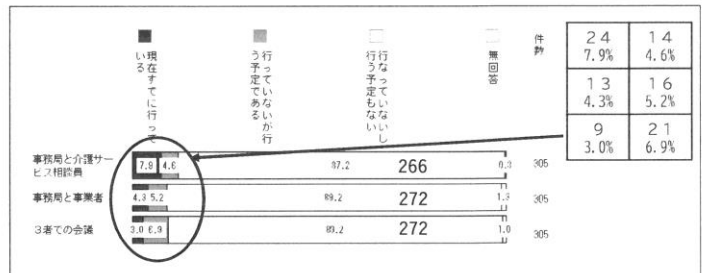
ICT機器を活用したオンラインによる二者会議・三者会議等を「すでに行っている」「実施予定」と答えた

自治体（事務局）数

参照：報告書7頁

すでに行っている 24自治体  
実施予定 14自治体

第1-6図 PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる三者会議の実施状況



### 実施自治体名

|                       |          |         |         |               |           |
|-----------------------|----------|---------|---------|---------------|-----------|
| すでに<br>行っている<br>24自治体 | 新潟県 新潟市  | 滋賀県 大津市 | 米原市 豊中市 | 実施予定<br>14自治体 | 京都府 京都市   |
| 北海道 石狩市               | 富山県 富山市  | 大阪府 大阪府 | 豊中市 倉吉市 | 茨城県 水戸市       | 京都府 与謝野町  |
| 秋田県 横手市               | 長野県 富士見町 | 鳥取県 鳥取市 | 倉吉市 出雲市 | 茨城県 土浦市       | 大阪府 東大阪市  |
| 福島県 福島市               | 長野県 坂城町  | 島根県 島根市 | 出雲市 広島市 | 神奈川 二宮町       | 大阪府 大阪狭山市 |
| 埼玉県 春日部市              | 静岡県 袋井市  | 広島県 広島市 | 西予市 川南町 | 石川県 小松市       | 兵庫県 芦屋市   |
| 千葉県 鎌ヶ谷市              | 静岡県 牧之原市 | 愛媛県 愛媛市 |         | 岐阜県 羽島市       | 小豆島町      |
| 千葉県 四街道市              | 静岡県 吉田町  | 宮崎県 宮崎市 |         | 静岡県 掛川市       | 御船町       |
| 東京都 国分寺市              | 愛知県 江南市  |         |         |               | 甲佐町       |
|                       | 愛知県 知立市  |         |         |               |           |
|                       | 三重県 松阪市  |         |         |               |           |

6

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

### ◆オンラインによる介護サービス相談活動を実施する23自治体の回答

参照：報告書11頁～26頁

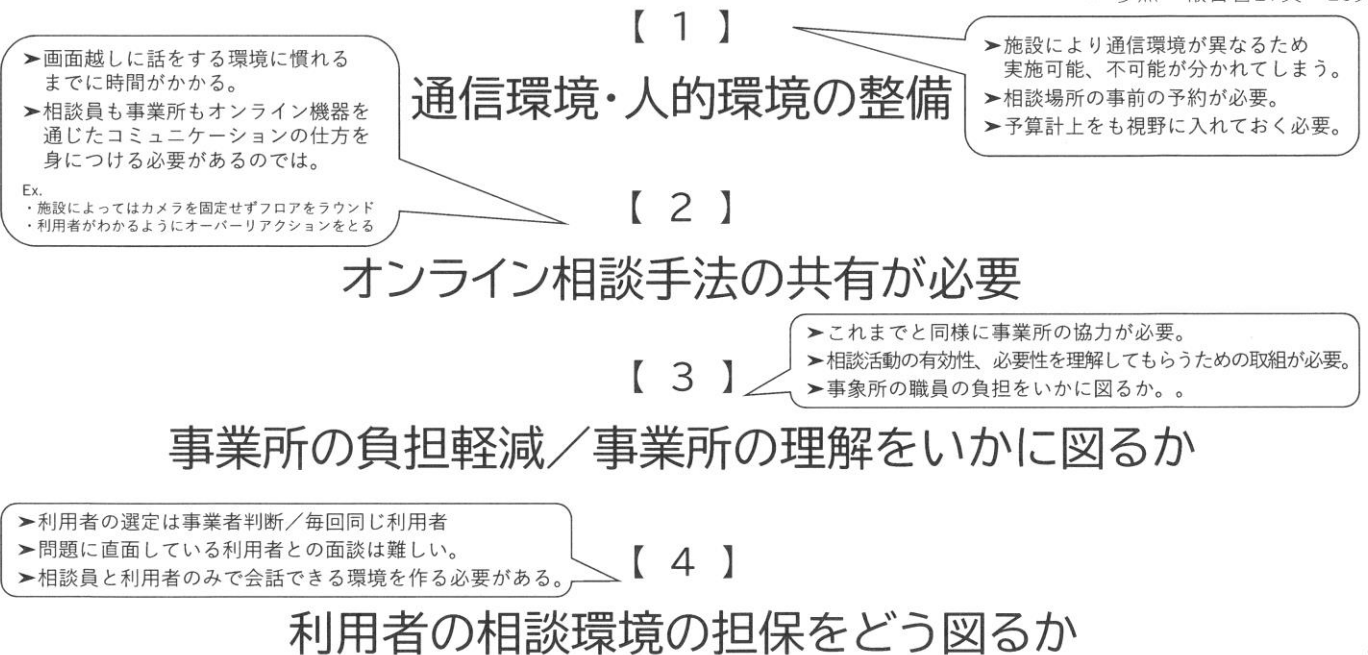
|                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>問5<br/>どのような経緯でオンラインによる相談活動を行うことになったのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                       | <p>問6<br/>市町村事務局から事業所（施設）には、どのような形で話をし、オンラインによる相談活動を行うことの同意を得たのでしょうか。<br/>その結果、どのくらいの事業所にオンラインによる相談活動を受け入れていただけましたか。</p>                                                                                                                                         | <p>問7<br/>（受け入れていただいた結果）<br/>市町村事務局と施設との間の、通信環境の整備等はどういった形で行ったのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>➢ 新型コロナウイルス拡大の影響により、訪問による介護サービス相談員活動が制限されるため、<br/>➢ 新たな生活様式に対応した、非接触での相談活動を模索し、<br/>➢ 訪問の代替案としてオンライン相談を実施</p> <p>※「事業所からの申し出」「（介護サービス相談・地域づくり連絡会からの）タブレット支給」を契機とする自治体も</p>                                            | <p>①まず書面で事業所に対して意向確認<br/>↓<br/>②その後電話にて意向確認<br/>↓<br/>③受入意向の事業所と通信環境等の整備<br/>↓<br/>④オンラインによる相談活動を実施</p>                                                                                                                                                          | <p>➢ 事務局・施設とも通信環境（Wi-Fi）が整っていることが前提<br/>※コロナ禍の長期化により、行政のデジタル化、介護保険施設等の（家族との）面会環境の整備が一定程度進展<br/>➢ Zoom利用が多いが、LINEアプリや、施設が指定したツールを事務局でインストールして対応という例も。</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>問8<br/>（相談活動当日の）<br/>ICT機器等の操作は誰が行ったのでしょうか。<br/>（市町村事務局側・事業所側とも）</p> <p>（市町村事務局側）<br/>市町村の担当職員<br/><br/>（事業所側）<br/>（施設の）職員</p> <p>※「通信を開始し問題なければ事務局職員は席を外す」「会話が始まれば機器の操作はほとんど不要」「コロナ禍で事業所職員も機器操作になれてきている」……といった声も</p> | <p>問9<br/>（オンライン相談活動を行って）<br/>利用者や事業所からどのような反応があったか教えてください。</p> <p>（利用者）<br/>♫ 久しぶりに人と話すことができて楽しかった。<br/>♫ 気分転換になった。<br/>♫ 驚いたり、緊張したり、音が聞き取れなかったりする場合も</p> <p>（事業所）<br/>♫ レクリエーション的な雰囲気<br/>♫ 外との交流は利用者への刺激になり嬉しい<br/>♫ オンラインであっても回数を重ね馴染みの関係<br/>♫ 人的負担が大きい</p> | <p>問10<br/>（オンライン相談活動を行って）<br/>介護サービス相談員の方はどのような反応でしたでしょうか。</p> <p>♫ 利用者や施設職員の顔をみて安心した。<br/>♫ 思ったより話ができた。<br/>♫ 事業所内の雰囲気を知ることができた。<br/>♫ 利用者の表情から適切にケアされている印象を受けた。<br/>♫ 事業所が閉鎖的になることを防ぐことができる。<br/>♫ 会えないから中止ではなく、できる方法を探すことはよいこと。</p> <p>♫ 機器の操作が分からない／画面が小さい<br/>♫ 施設の雰囲気から分からない<br/>♫ 話せる人が限られる／施設が選べない<br/>♫ 利用者の本心が聞きづらい</p> |

7

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

### ◆問11 オンラインによる相談活動を続けていくために必要なこと、改善すべき点があれば教えてください。

参照：報告書27頁～28頁

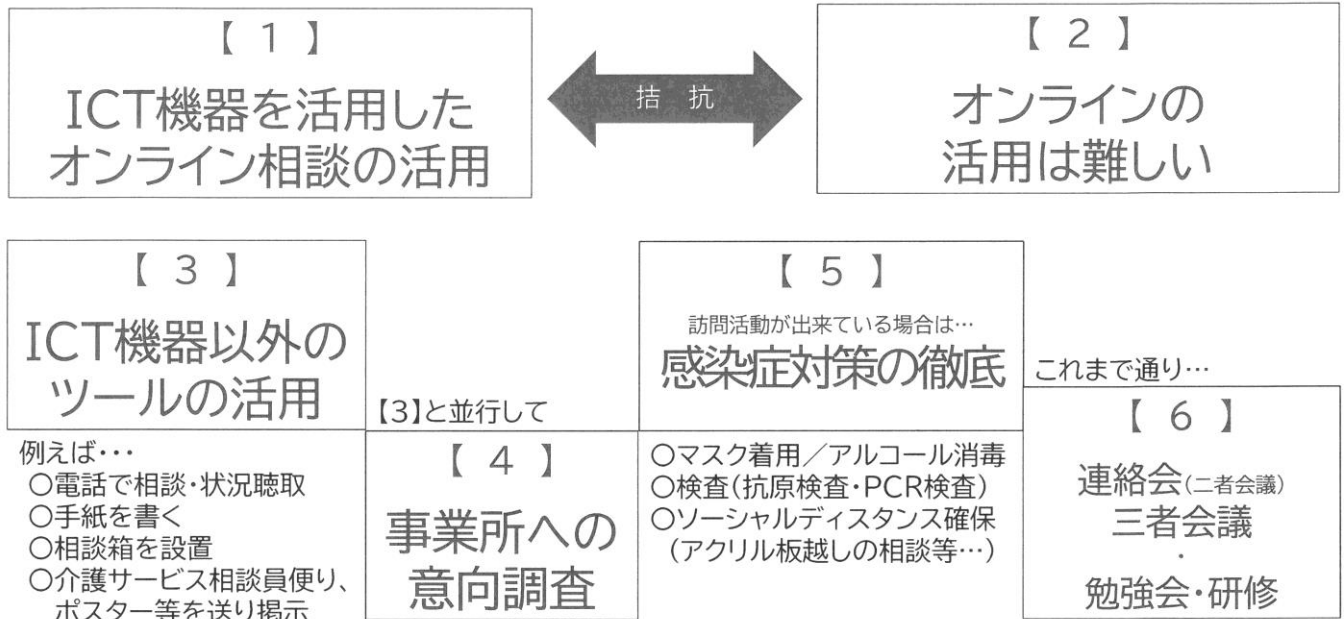


8

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

◆問13 「今後、コロナ禍等の理由により介護サービス相談員の訪問活動が制限される状況が続いた場合、どのようにして事業を継続していくか」の回答内容

■ 参照：報告書29頁～39頁



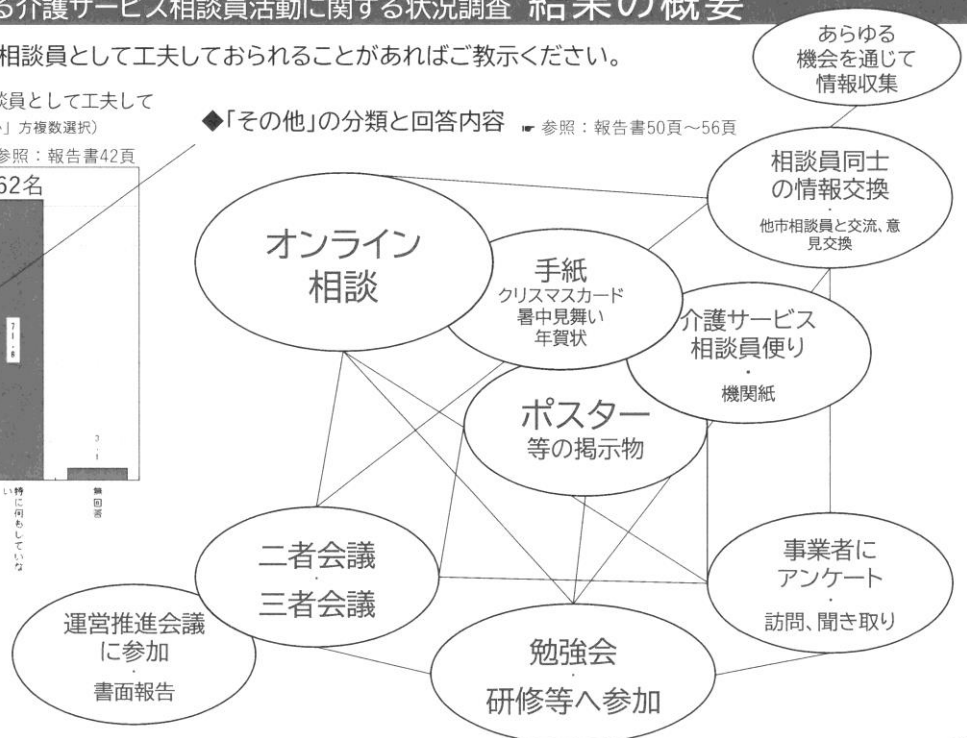
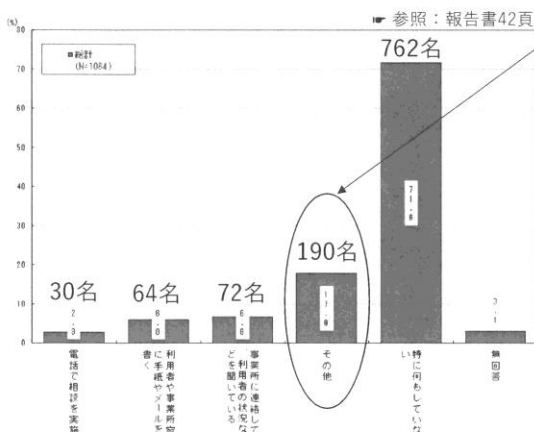
9

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

◆問6 訪問が難しいなか、介護サービス相談員として工夫しておられることがあればご教示ください。

第2-4図 訪問が難しいなか、介護サービス相談員として工夫していること(派遣先事業所へ「訪問していない」方複数選択)

◆「その他」の分類と回答内容 ■ 参照：報告書50頁～56頁

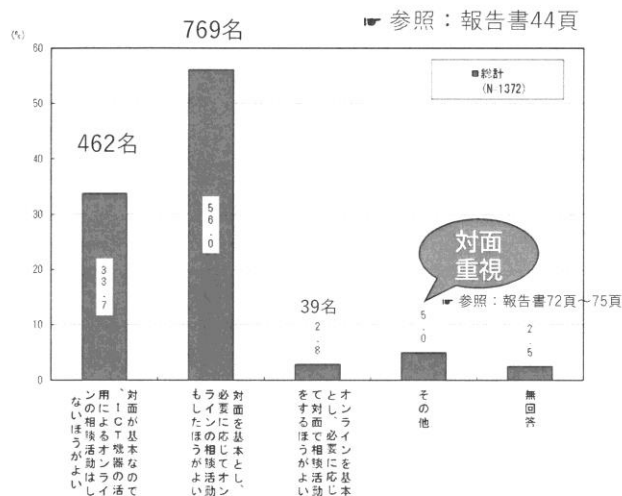


10

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

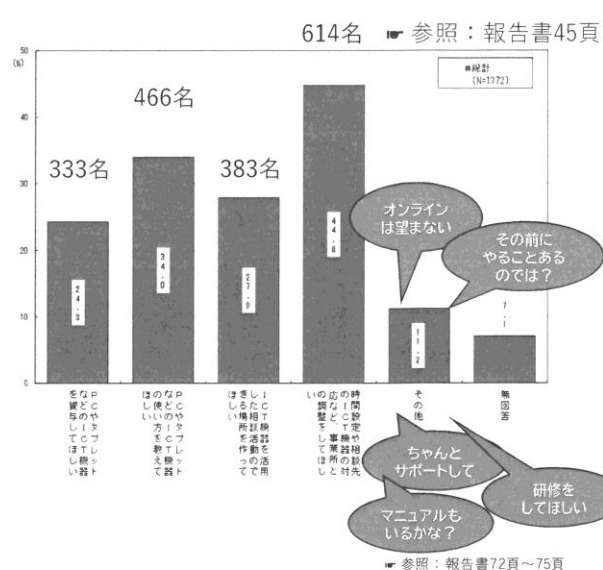
### ◆今後の程度ICT機器を活用したオンラインによる相談活動を取り入れるべきか

第2-7図 相談活動にどの程度ICT機器を活用したオンラインによる相談活動を取り入れるべきか



◆オンラインによる介護サービス相談活動が進むとしたら市町村事務局に望むこと

第2-8図 オンラインによる介護サービス相談活動が進む  
としたら市町村事務局に望むこと

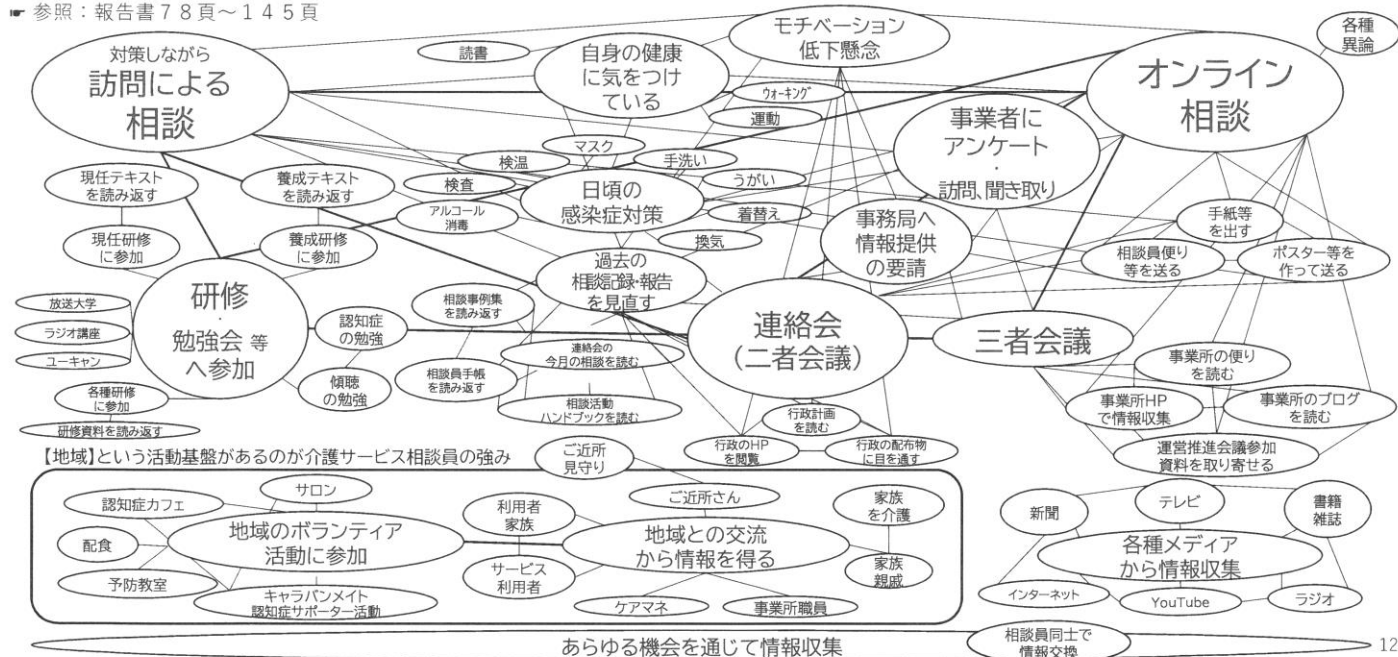


11

## コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 結果の概要

◆問13 コロナ禍で訪問による介護相談活動が制約されるなか、介護サービス相談員の皆さまは、どのようにして活動のモチベーションを保っているのでしょうか。自己研鑽としてご自身が取り組まれていることなど、自由にお書きください。

■ 参照：報告書 78 頁～145 頁



• 12

## 【まとめ】「介護サービス相談員派遣事業のしくみ」に立ち返って考える

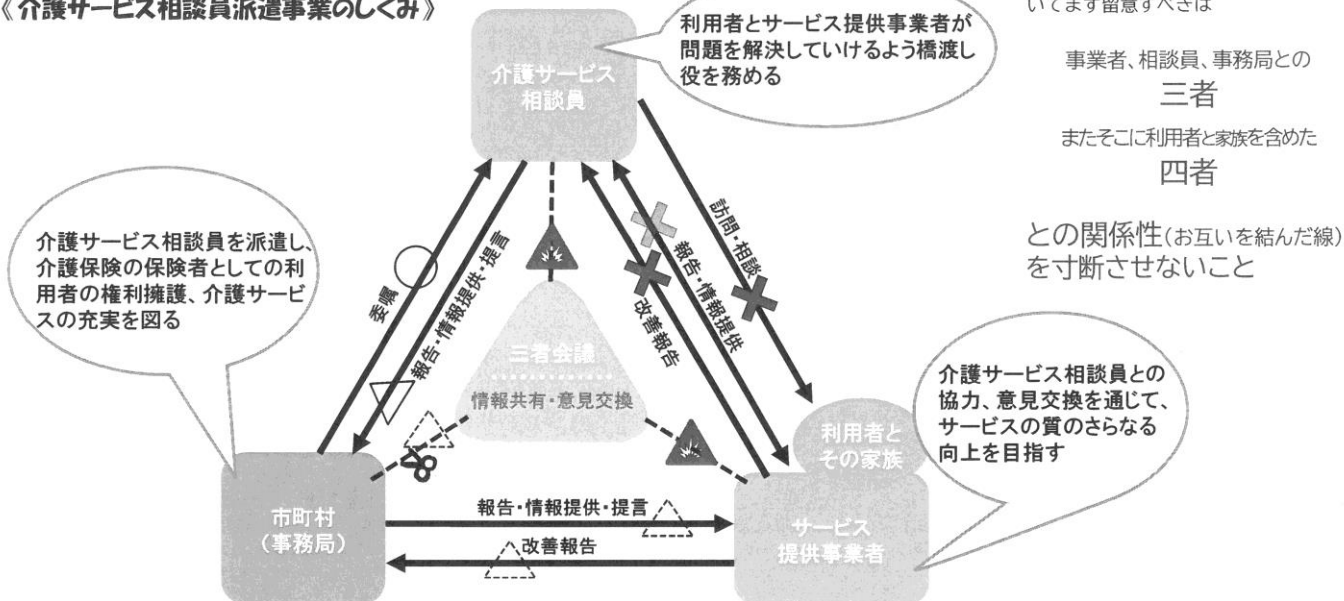
養成研修「意義と役割」の復習  
《介護サービス相談員派遣事業のしくみ》

コロナ禍の介護サービス相談活動においてまず留意すべきは

事業者、相談員、事務局との  
三者

またそこに利用者と家族を含めた  
四者

との関係性(お互いを結んだ線)  
を寸断させないこと



13

## 【まとめ】「血液・神経細胞としての介護サービス相談員」の役割を果たすには…

養成研修「意義と役割」の復習  
《血液・神経細胞としての  
介護サービス相談員》

コロナ禍で今の介護サービス相談員が置かれている現状として…

- ①「橋渡し」機能は十分に果たすことができません、
  - ②地域で自らの範囲でできる活動を繰り返している
- …という状況

とりわけ事業を実施する自治体事務局が踏まえる視点として、

- (従前の介護サービス相談活動を踏まえた)
- ①「橋渡し」機能をいかに維持・継続するか  
Ex.訪問による相談活動の維持、オンライン相談

- (もう一つの視点としては)
- ②相談活動以外の手段による「橋渡し」機能の担保  
Ex.事業者へ電話での聞き取り、アンケート調査

14

# コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 (ICT等を活用した介護サービス相談員活動に関する調査) (事務局調査票)

## <調査について>

この調査は、今後の介護サービス相談員派遣等事業推進のための資料として役立てられるものです。  
 調査期間は2021年11月22日～12月末までとなっています。

調査の結果は、統計的データとして処理されます。自治体名や個人名を出したり、他の目的に使用することは決してありません。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

NPO法人地域共生政策自治体連携機構 介護サービス相談・地域づくり連絡会  
 〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス4階  
 TEL 03 (3266) 9340 FAX 03 (3266) 0223  
 E-mail : sodanin@net.email.ne.jp  
 ホームページ <https://www.kaigosodan.com>

## <記入者連絡先>

|       |  |
|-------|--|
| 自治体名  |  |
| 担当部署名 |  |
| TEL   |  |
| 氏 名   |  |

※本調査票の記入内容に関して、後日連絡させていただく場合がございますので、必ず連絡先を記入してくださいようお願いします。

NPO法人地域共生政策自治体連携機構  
 介護サービス相談・地域づくり連絡会

★2021年11月時点でお答えください

問1 現在、介護サービス相談員の施設等への派遣（訪問）を実施していますか。

- 1. 通常通り実施している
- 2. 規模を縮小して実施している
- 3. 実施していない

☐

（問1で「1. 通常通り実施している」、「2. 規模を縮小して実施している」と答えた事務局にうかがいます。）

問2 訪問に当たって新型コロナ感染症対策として実施していることをご教示ください。（複数回答）

- ☐ 1. アルコールなどの消毒を徹底する
- ☐ 2. こまめな換気や空気清浄
- ☐ 3. マスク着用の義務化
- ☐ 4. 防護服の着用
- ☐ 5. 相談員の体調管理
- ☐ 6. ワクチン接種証明書の提示
- ☐ 7. その他（具体的にご教示ください）
- ☐ 8. 特に何もしていない

＜7. その他の具体的内容＞

（問1で「3. 実施していない」と答えた事務局にうかがいます。）

問3 訪問による介護サービス相談活動が制限されるなかで、相談活動上で以下のような工夫していることがあれば、いくつでも選んでください。

- ☐ 1. 電話相談を実施
- ☐ 2. 相談員が手紙を書くなどして利用者や事業者との関係を保つ
- ☐ 3. 相談員が事業所職員から電話などで情報を得ている
- ☐ 4. 相談員が訪問している施設に相談箱を置いてもらっている
- ☐ 5. その他（具体的にご教示ください）
- ☐ 6. 特に何もしていない

＜5. その他の具体的内容＞

問4 PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を実施していますか。

- 1. 実施している
- 2. 実施していない

☐

（問4で「1. 実施している」と答えた事務局にうかがいます。）

問5 どのような経緯でオンラインによる相談活動を行うことになったのでしょうか。



問 6 市町村事務局から事業所（施設）には、どのような形で話をして、オンラインによる相談活動を行うことの同意を得たのでしょうか。  
その結果、どのくらいの事業所にオンラインによる相談活動を受け入れていただけましたか。

問 7 （受け入れていただいた結果）市町村事務局と施設との間の、通信環境の整備等はどのように行ったのでしょうか。

問 8 （相談活動当日の）ICT機器等の操作は誰が行ったのでしょうか。（市町村事務局側・事業所側とも）

問 9 （オンライン相談活動を行ってみて）利用者や事業所からどのような反応があったか教えてください。

問 10 （オンライン相談活動を行ってみて）介護サービス相談員の方はどのような反応でしたでしょうか。



問 1 1 オンラインによる相談活動を続けていくために必要なこと、改善すべき点があればご教示ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

問 1 2 問 4 で「2. 実施していない」と答えた事務局にうかがいます。今後、PC やタブレット等の ICT 機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動をする予定がありますか。

1. 予定している
2. 予定はないが活用したいと思っている
3. 今のところ活用は考えていない
4. その他（具体的にご教示ください）

|  |
|--|
|  |
|--|

問 1 3 今後、コロナ禍等の理由により介護サービス相談員の訪問活動が制限される状況が続いた場合、どのようにして事業を継続していかれますでしょうか。よい知恵があればご教示ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

問 1 4 介護サービス相談員による相談活動以外で、市町村事務局と介護サービス相談員の会議、事務局と事業者の会議、3 者会議などにおいて、PC やタブレット、スマホなどを活用して、オンラインでの会議や打ち合わせを行ったことがありますか。また、今後は行う予定がありますか。

|                             | 現在すでに行っている | 行っていないが行う予定である | 行っていないし行う予定もない |  |
|-----------------------------|------------|----------------|----------------|--|
| A. 事務局と介護サービス相談員との会議        | 1          | 2              | 3              |  |
| B. 事務局と事業者との会議              | 1          | 2              | 3              |  |
| C. 事務局・介護サービス相談員・事業者の 3 者会議 | 1          | 2              | 3              |  |

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査  
(ICT等を活用した介護サービス相談員活動に関する調査)  
(介護サービス相談員調査票)

<調査について>

この調査は、今後の介護サービス相談員派遣等事業推進のための資料として役立てられるものです。  
調査期間は2021年11月22日～12月末までとなっています。

調査の結果は、統計的データとして処理されます。自治体名や個人名を出したり、他の目的に使用することは決してありません。率直なご意見をお聞かせください。

なお、この調査についてのお問い合わせは、市町村の事務局までお願いします。

|       |  |
|-------|--|
| 都道府県  |  |
| 市区町村名 |  |

NPO法人地域共生政策自治体連携機構  
介護サービス相談・地域づくり連絡会

★2021年11月時点でお答えください

問1 性別

- 1. 男性
- 2. 女性

☐

問2 年齢

 歳

問3 介護サービス相談員としての経験年数

 年

問4 現在、派遣先事業所を訪問していますか。

- 1. これまで通り訪問している
- 2. 訪問先を減らして訪問している
- 3. 訪問していない

☐

(問4で「1. これまで通り訪問している」、「2. 訪問先を減らして訪問している」と答えた方にうかがいます。)

問5 事業所を訪問するに当たって、新型コロナウイルス感染症対策として実施していることをご教示ください。(複数回答)

- ☐ 1. アルコールなどの消毒を徹底する
- ☐ 2. こまめな換気や空気清浄をしてもらう
- ☐ 3. マスクを着用する
- ☐ 4. 防護服を着用する
- ☐ 5. 訪問前に必ず検温
- ☐ 6. ワクチン接種証明書の提示
- ☐ 7. その他(具体的にご教示ください)
- ☐ 8. 特に何もしていない

<7. その他の具体的内容>

(問4で「3. 訪問していない」と答えた方にうかがいます。)

問6 訪問が難しいなか、介護サービス相談員として工夫しておられることがあればご教示ください。(複数回答)

- ☐ 1. 電話で相談を実施
- ☐ 2. 利用者や事業所宛に手紙やメールを書く
- ☐ 3. 事業所に連絡して、利用者の状況などを聞いている
- ☐ 4. その他(具体的にご教示ください)
- ☐ 5. 特に何もしていない

<4. その他の具体的内容>

問7 PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動をしたことがありますか。

1. ある
2. ない

☐

(問7で「1. ある」と答えた方にうかがいます。)

問8 具体的にどのような形で相談活動をしたのでしょうか。

問9 オンラインによる相談活動で感じたことを率直にお書きください。

(問7で「2. ない」と答えた方にうかがいます。)

問10 (コロナ禍が続く訪問による相談活動が難しい状況ですが) PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動をしてみたいと思いますか。

1. 思う
2. 思わない

☐

(再度全員にうかがいます。)

問11 相談活動は訪問による対面を基本としつつも、コロナ禍でICT機器を活用したオンラインの相談活動も始められています。今後、介護サービス相談員の活動に、ICT機器を活用したオンラインの相談活動はどの程度とり入れていくべきだと思われますか。

1. 対面が基本なので、ICT機器の活用によるオンラインの相談活動はしないほうがよい
2. 対面を基本とし、必要に応じてオンラインの相談活動もしたほうがよい
3. オンラインを基本とし、必要に応じて対面で相談活動をするほうがよい
4. その他

☐

<4. その他の具体的内容>

問12 コロナ禍が続くなどして、PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動が進むとしたら、市町村事務局に望むことは何でしょうか。

1. PCやタブレットなどのICT機器を貸与してほしい
2. PCやタブレットなどのICT機器の使い方を教えてほしい
3. ICT機器を活用した相談活動のできる場所を作ってほしい
4. 時間設定や相談先のICT機器の対応など、事業所との調整をしてほしい
5. その他

☐

<5. その他の具体的内容>

問 13 コロナ禍で訪問による介護相談活動が制約されるなか、介護サービス相談員の皆さまは、どのようにして活動のモチベーションを保っているのでしょうか。自己研鑽としてご自身が行われていることなど、自由にお書きください。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

# コロナ禍における介護サービス相談員活動に関する状況調査 (ICT等を活用した介護サービス相談員活動に関する調査) (派遣先調査票)

## <調査について>

この調査は、今後の介護サービス相談員派遣等事業推進のための資料として役立てられるものです。調査のご案内は、介護サービス相談員を受け入れている介護サービス事業者の方に配布しているため、複数の調査票が送られる場合があります。この場合は、介護サービス相談員を受け入れている事業所ごとに回答をお願いします。

なお、調査票の記入については、介護サービス相談員の受け入れを担当、あるいは介護サービス相談員派遣等事業を理解されている職員の方をお願いします。

調査期間は2021年11月22日～12月末までとなっています。

調査の結果は統計的データとして処理されます。固有名詞を出したり、他の目的に使用することは決してありません。率直なご意見をお聞かせください。

この調査についてのお問い合わせは、市町村の事務局までお願いします。

|          |  |
|----------|--|
| 都道府県     |  |
| 市区町村名    |  |
| 事業所（施設）名 |  |

NPO法人地域共生政策自治体連携機構  
 介護サービス相談・地域づくり連絡会

★2021年11月時点でお答えください

問1 介護サービス相談員を受け入れている貴事業所の事業について、あてはまるものを1つ選んでください。

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 特別養護老人ホーム             | 2. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 3. 介護老人保健施設              | 4. 介護療養型医療施設・介護医療院      |
| 5. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 6. 小規模多機能型居宅介護          |
| 7. 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)  | 8. 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) |
| 9. 特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム)  | 10. 地域密着型特定施設入居者生活介護    |
| 11. サービス付き高齢者向け住宅        | 12. 住宅型有料老人ホーム          |
| 13. 短期入所生活介護             | 14. 短期入所療養介護            |
| 15. 通所介護(デイサービス)         | 16. 通所リハビリテーション(デイケア)   |
| 17. 認知症対応型通所介護           |                         |
| 18. 訪問介護                 | 19. 訪問リハビリテーション         |
| 20. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     |                         |
| 21. その他                  |                         |

☐

＜21. その他の具体的内容＞

問2 貴事業所は、現在、介護サービス相談員の訪問活動を受け入れていますか。

1. 受け入れている
2. 受け入っていない(現在休止中)

☐

(問2で「1. 受け入れている」と答えた事業者にかがいます。)

問3 介護サービス相談員の訪問活動を受け入れるに当たって、新型コロナウイルス感染症対策として実施していることをご教示ください。(複数回答)

- ☐ 1. アルコールなどの消毒を徹底する
- ☐ 2. こまめな換気や空気清浄
- ☐ 3. マスク着用の義務化
- ☐ 4. 防護服の着用
- ☐ 5. 検温
- ☐ 6. ワクチン接種証明書の提示
- ☐ 7. その他(具体的に教示ください)
- ☐ 8. 特に何もしていない

＜7. その他の具体的内容＞

(問2で「2. 受け入っていない(現在休止中)」と答えた事業者にかがいます。)

問4 訪問による介護サービス相談活動が制限されるなかで、相談活動が何らかの形で継続されるよう工夫していることがあればご教示ください。(複数回答)

- ☐ 1. 電話による相談を実施
- ☐ 2. 相談員が書いた手紙等を掲示したり、利用者に届けたりしている
- ☐ 3. 電話等を通じて相談員に利用者の状況などを情報提供している
- ☐ 4. 相談箱を設置している
- ☐ 5. その他(具体的に教示ください)
- ☐ 6. 特に何もしていない

＜5. その他の具体的内容＞

問5 PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインによる介護サービス相談活動を受け入れたことがありますか。

1. 受け入れたことがある
2. 受け入れたことはない

☐

(問5で「1. 受け入れたことがある」と答えた事業者にかがいます。)

問6 どのような経緯でオンラインによる相談活動を受け入れることになったのでしょうか。  
市町村事務局からはどのような話がありましたか。

問7 市町村事務局（もしくは介護サービス相談員）との間の、通信環境の整備等はどのように行ったのでしょうか。

問8 (オンライン相談で) 利用者にとどのような反応があったか教えてください。

(問5で「2. 受け入れたことはない」と答えた事業者にかがいます。)

問9 市町村事務局からPCやタブレット等のICT機器を活用した介護サービス相談活動の受け入れの相談があった場合、  
貴事業所ではどのようにお答えになりますか。

1. 受け入れる方向で話をすすめる
2. 受け入れられないと断る
3. その他

☐

<3. その他の具体的内容>

(問9で「2. 受け入れられないと断る」と答えた事業者にかがいます。)

受け入れを断る理由について、具体的にお書き下さい。



(そのほか)

問 10 介護サービス相談員による相談活動以外で、市町村事務局との会議や、3者（市町村、相談員、事業所）会議において、PCやタブレット等のICT機器を活用したオンラインでの会議や打ち合わせを行ったことがありますか。また、今後行う予定がありますか。

|                           | 現在すでに行っている | 行っていないが行う予定である | 行っていないし行う予定もない |  |
|---------------------------|------------|----------------|----------------|--|
| A. 事務局と事業者との会議            | 1          | 2              | 3              |  |
| B. 事務局・介護サービス相談員・事業者の3者会議 | 1          | 2              | 3              |  |

問 11 貴事業所では、PCやタブレット等のICT機器を活用して、利用者の家族等とコミュニケーション（面会）を行うことがありますか。

1. よくある  
2. たまにある  
3. あまりない  
4. まったくない

☐

問 12 コロナ禍で介護サービス相談員はじめ外部からの訪問や家族の面会を受け入れることが難しいなか、貴事業所では利用者の意思形成・意思表示・意思決定の支援にどのように取り組まれているのでしょうか。取り組むなかでのご苦労を教示いただけると幸いです。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。



### **3. 介護サービス相談員派遣等事業実態調査**

# 介護サービス相談員派遣等事業実態調査

## I. 調査の目的

介護サービス相談員派遣等事業の全国的な実施状況の把握を目的として、平成 15 年度より実施している。事業実施市町村（広域連合等含む）の事務局を対象に、調査。介護サービス相談員数、受入施設・事業者数、派遣頻度、事業開始年度などの基礎データを収集し、市町村ごとの実施状況をまとめる。また、都道府県ごとの事業実施率から全国的な事業実施状況を明確にする。

## II. 調査実施の概要

### 1. 令和 3 年度の調査対象

令和 3 年度調査対象は介護サービス相談員派遣等事業実施 442 市町村事務局（広域組合等は 1 で数える）である。

### 2. 調査時期（専用 Web サイトにおける市町村入力・登録期間）

2021 年 12 月 1 日（水）～2022 年 1 月 14 日（金）

### 3. 調査方法

専用 Web サイト「実態調査 入力・登録」（ログイン情報（ID・PW）が必要）より、市町村事務局ごとに入力（データ登録）

### 4. 集計結果について

回答結果を基に事業実施市町村の介護サービス相談員数や派遣受け入れ事業所の状況を介護サービス相談・地域づくり連絡会のホームページ「実施市町村・受入れ事業者のご紹介」に掲載する。

### Ⅲ. 事業実施について

令和３年度の調査対象とした４４２市町村事務局の回答結果は次のとおり。

●令和３年度実態調査回答事務局数 378

|   |      |     |
|---|------|-----|
| { | 市町村  | 361 |
|   | 広域組合 | 17  |

●令和３年度以降に事業実施を予定している市町村 8

●事業を実施していない市町村 21

●令和３年度実態調査に未回答の市区町村及び広域連合 35

#### 市町村事務局の事業実施状況

事業実施市町村数 419（広域組合構成市町村 58 を含む）

事業実施保険者 378（広域組合等 1）

（広域組合等 17 の構成市町村）

|    | 広域組合等名称              | 構成数 | 構成市町村一覧                     |
|----|----------------------|-----|-----------------------------|
| 1  | 一関地区広域行政組合           | 2   | 一関市 平泉町                     |
| 2  | 砺波地方介護保険組合           | 3   | 砺波市 小矢部市 南砺市                |
| 3  | 中新川広域行政事務組合          | 3   | 上市町 立山町 舟橋村                 |
| 4  | 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 | 3   | 黒部市 入善町 朝日町                 |
| 5  | 上田地域広域連合             | 4   | 上田市 東御市 青木村 長和町             |
| 6  | 北アルプス広域連合            | 5   | 大町市 池田町 松川村 白馬村 小谷村         |
| 7  | もとす広域連合              | 3   | 瑞穂市 本巣市 北方町                 |
| 8  | 安八郡広域連合              | 3   | 安八町 神戸町 輪之内町                |
| 9  | 揖斐広域連合               | 3   | 揖斐川町 池田町 大野町                |
| 10 | 鈴鹿亀山地区広域連合           | 2   | 亀山市 鈴鹿市                     |
| 11 | くすのき広域連合             | 3   | 守口市 門真市 四条畷市                |
| 12 | 南部箕蚊屋広域連合            | 3   | 南部町 伯耆町 日吉津村                |
| 13 | 浜田地区広域行政組合           | 2   | 浜田市 江津市                     |
| 14 | 杵藤地区広域市町村圏組合         | 7   | 武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町 |
| 15 | 佐賀中部広域連合             | 5   | 佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町       |
| 16 | 鳥栖地区広域市町村圏組合         | 4   | 基山町 鳥栖市 みやき町 上峰町            |
| 17 | 島原地域広域市町村圏組合         | 3   | 島原市 雲仙市 南島原市                |
|    | 合計                   | 58  |                             |

# ①都道府県別事業実施状況及び介護保険施設での派遣受け入れ状況

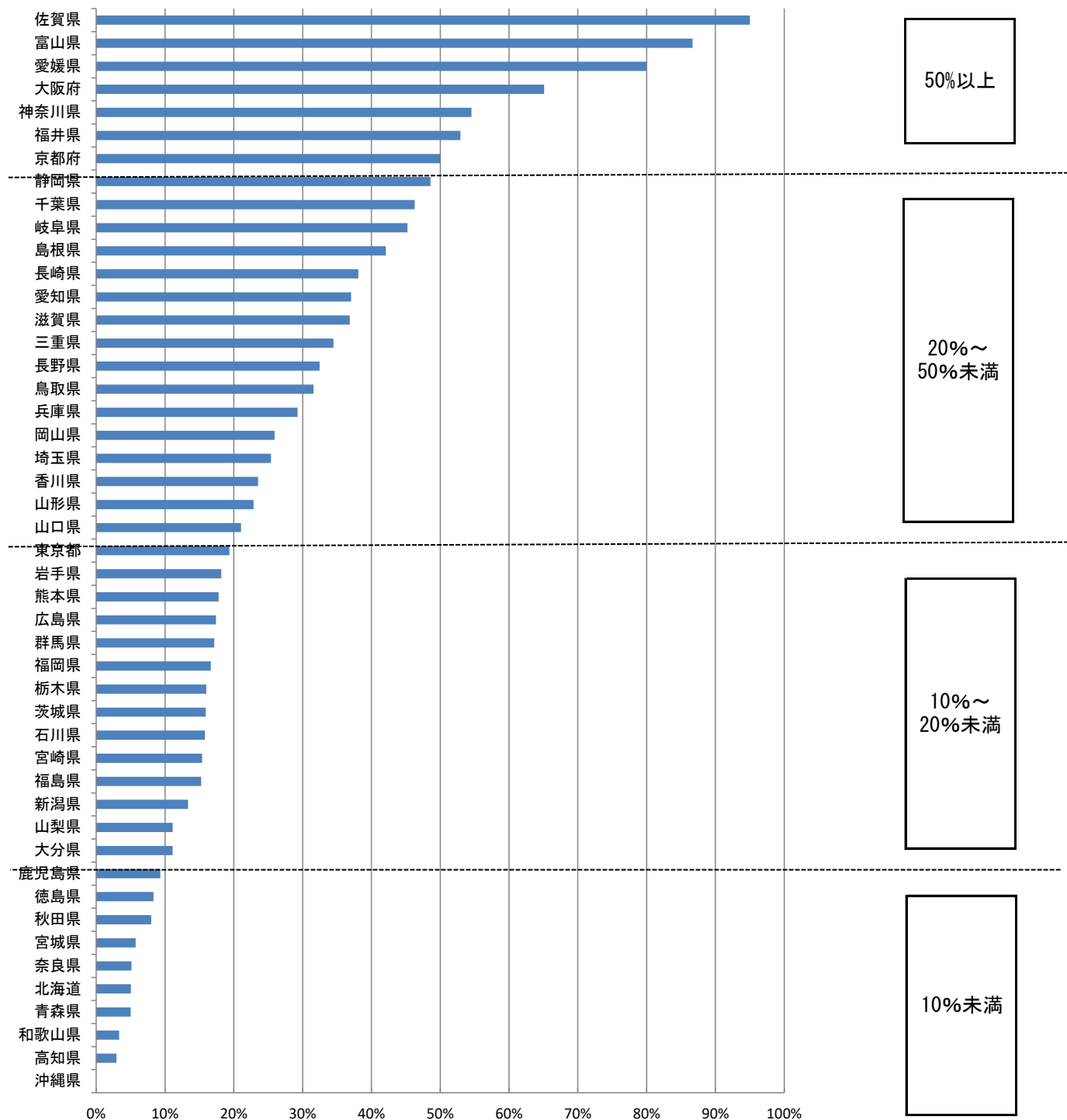
| 都道府県<br>No. | 都道府県名 | 介護<br>サービス<br>相談員数 | 事業<br>実施<br>市町村数 | 都道府県内<br>全市町村数 | 実施率<br>(%) | 【介護老人<br>福祉施設】  |       | 【介護老人<br>保健施設】  |       | 【介護療養型<br>医療施設】 |     | 【介護医療院】         |     | 広域・組合<br>等<br>あり |
|-------------|-------|--------------------|------------------|----------------|------------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-----|-----------------|-----|------------------|
|             |       |                    |                  |                |            | 派遣<br>受入<br>施設数 | 施設数   | 派遣<br>受入<br>施設数 | 施設数   | 派遣<br>受入<br>施設数 | 施設数 | 派遣<br>受入<br>施設数 | 施設数 |                  |
| 1           | 北海道   | 28                 | 9                | 179            | 5          | 11              | 378   | 8               | 194   | 1               | 31  | 0               | 26  |                  |
| 2           | 青森県   | 15                 | 2                | 40             | 5          | 9               | 98    | 8               | 61    | 0               | 12  | 2               | 6   |                  |
| 3           | 岩手県   | 13                 | 6                | 33             | 18         | 30              | 122   | 17              | 67    | 0               | 11  | 0               | 2   | ○                |
| 4           | 宮城県   | 12                 | 2                | 35             | 6          | 6               | 163   | 0               | 94    | 0               | 4   | 0               | 3   |                  |
| 5           | 秋田県   | 12                 | 2                | 25             | 8          | 21              | 124   | 3               | 58    | 0               | 2   | 0               | 3   |                  |
| 6           | 山形県   | 59                 | 8                | 35             | 23         | 26              | 105   | 10              | 46    | 0               | 3   | 0               | 3   |                  |
| 7           | 福島県   | 99                 | 9                | 59             | 15         | 70              | 159   | 38              | 89    | 0               | 8   | 0               | 11  |                  |
| 8           | 茨城県   | 46                 | 7                | 44             | 16         | 66              | 262   | 35              | 142   | 0               | 11  | 0               | 3   |                  |
| 9           | 栃木県   | 40                 | 4                | 25             | 16         | 16              | 143   | 5               | 66    | 1               | 5   | 0               | 2   |                  |
| 10          | 群馬県   | 62                 | 6                | 35             | 17         | 14              | 180   | 8               | 100   | 0               | 2   | 1               | 10  |                  |
| 11          | 埼玉県   | 141                | 16               | 63             | 25         | 124             | 438   | 38              | 177   | 1               | 9   | 0               | 10  |                  |
| 12          | 千葉県   | 257                | 25               | 54             | 46         | 173             | 411   | 85              | 167   | 0               | 11  | 0               | 10  |                  |
| 13          | 東京都   | 199                | 12               | 62             | 19         | 121             | 563   | 33              | 213   | 1               | 33  | 3               | 16  |                  |
| 14          | 神奈川県  | 370                | 18               | 33             | 55         | 220             | 430   | 77              | 197   | 0               | 11  | 0               | 6   |                  |
| 15          | 新潟県   | 24                 | 4                | 30             | 13         | 28              | 211   | 16              | 108   | 0               | 7   | 2               | 12  |                  |
| 16          | 富山県   | 84                 | 13               | 15             | 87         | 53              | 86    | 31              | 46    | 0               | 10  | 4               | 24  | ○                |
| 17          | 石川県   | 63                 | 3                | 19             | 16         | 26              | 77    | 12              | 45    | 0               | 4   | 0               | 15  |                  |
| 18          | 福井県   | 45                 | 9                | 17             | 53         | 38              | 69    | 11              | 36    | 0               | 7   | 4               | 6   |                  |
| 19          | 山梨県   | 8                  | 3                | 27             | 11         | 16              | 59    | 3               | 32    | 0               | 2   | 0               | 1   |                  |
| 20          | 長野県   | 160                | 25               | 77             | 32         | 106             | 167   | 71              | 98    | 2               | 21  | 2               | 8   | ○                |
| 21          | 岐阜県   | 101                | 19               | 42             | 45         | 69              | 141   | 38              | 80    | 0               | 13  | 2               | 6   | ○                |
| 22          | 静岡県   | 150                | 17               | 35             | 49         | 111             | 255   | 61              | 128   | 2               | 7   | 3               | 20  |                  |
| 23          | 愛知県   | 131                | 20               | 54             | 37         | 66              | 288   | 40              | 195   | 2               | 13  | 4               | 16  |                  |
| 24          | 三重県   | 62                 | 10               | 29             | 34         | 49              | 162   | 17              | 76    | 0               | 7   | 0               | 4   | ○                |
| 25          | 滋賀県   | 62                 | 7                | 19             | 37         | 49              | 90    | 19              | 34    | 0               | 2   | 2               | 3   |                  |
| 26          | 京都府   | 111                | 13               | 26             | 50         | 41              | 160   | 12              | 74    | 0               | 10  | 0               | 16  |                  |
| 27          | 大阪府   | 232                | 28               | 43             | 65         | 100             | 437   | 50              | 229   | 0               | 15  | 0               | 8   | ○                |
| 28          | 兵庫県   | 167                | 12               | 41             | 29         | 74              | 355   | 32              | 176   | 0               | 10  | 0               | 16  |                  |
| 29          | 奈良県   | 16                 | 2                | 39             | 5          | 9               | 114   | 2               | 56    | 0               | 1   | 0               | 5   |                  |
| 30          | 和歌山県  | 7                  | 1                | 30             | 3          | 4               | 92    | 2               | 42    | 0               | 9   | 1               | 6   |                  |
| 31          | 鳥取県   | 21                 | 6                | 19             | 32         | 16              | 44    | 15              | 55    | 0               | 3   | 3               | 9   | ○                |
| 32          | 島根県   | 59                 | 8                | 19             | 42         | 34              | 93    | 13              | 36    | 0               | 3   | 3               | 9   | ○                |
| 33          | 岡山県   | 47                 | 7                | 27             | 26         | 28              | 155   | 17              | 84    | 0               | 9   | 0               | 16  |                  |
| 34          | 広島県   | 29                 | 4                | 23             | 17         | 85              | 188   | 52              | 112   | 1               | 25  | 4               | 21  |                  |
| 35          | 山口県   | 13                 | 4                | 19             | 21         | 13              | 106   | 10              | 66    | 1               | 9   | 1               | 23  |                  |
| 36          | 徳島県   | 23                 | 2                | 24             | 8          | 7               | 66    | 7               | 52    | 0               | 18  | 5               | 15  |                  |
| 37          | 香川県   | 24                 | 4                | 17             | 24         | 17              | 89    | 12              | 51    | 0               | 11  | 0               | 6   |                  |
| 38          | 愛媛県   | 175                | 16               | 20             | 80         | 42              | 108   | 29              | 68    | 1               | 14  | 3               | 11  |                  |
| 39          | 高知県   | 5                  | 1                | 34             | 3          | 1               | 59    | 1               | 31    | 0               | 13  | 2               | 27  |                  |
| 40          | 福岡県   | 139                | 10               | 60             | 17         | 91              | 333   | 32              | 176   | 3               | 36  | 8               | 34  |                  |
| 41          | 佐賀県   | 49                 | 19               | 20             | 95         | 34              | 58    | 19              | 41    | 0               | 10  | 0               | 7   | ○                |
| 42          | 長崎県   | 47                 | 8                | 21             | 38         | 25              | 121   | 13              | 63    | 0               | 23  | 1               | 9   | ○                |
| 43          | 熊本県   | 46                 | 8                | 45             | 18         | 9               | 138   | 3               | 96    | 0               | 28  | 0               | 30  |                  |
| 44          | 大分県   | 29                 | 2                | 18             | 11         | 24              | 85    | 22              | 70    | 0               | 20  | 0               | 12  |                  |
| 45          | 宮崎県   | 12                 | 4                | 26             | 15         | 9               | 95    | 4               | 45    | 0               | 22  | 0               | 3   |                  |
| 46          | 鹿児島県  | 12                 | 4                | 43             | 9          | 7               | 167   | 2               | 89    | 0               | 14  | 1               | 24  |                  |
| 47          | 沖縄県   | 0                  | 0                | 41             | 0          | 0               | 62    | 0               | 43    | 0               | 7   | 0               | 3   |                  |
| 計           |       | 3,506              | 419              | 1,741          | 24         | 2,188           | 8,306 | 1,033           | 4,304 | 16              | 556 | 61              | 536 |                  |

1. 神奈川県横浜市は1と数える。行政区（18）は含まない。東京都には特別区（23区）を含む。
2. 岩手県、富山県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県は、広域連合・組合等の構成市町村数を事業実施市町村に含む。  
 ＊介護サービス相談員数、事業実施率、事業実施市町村数、派遣受入施設数は「令和3年度 介護サービス相談員派遣等事業実態調査」による  
 ＊都道府県ごとの施設数（介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護療養型医療施設、介護医療院）は令和2年度「介護サービス施設、事業所調査」（厚生労働省）による

## ②都道府県別事業実施率

都道府県ごとの事業実施率で地域としての取り組み状況を把握した。

実施率 50%以上は、佐賀県、富山県、愛媛県、大阪府、神奈川県、福井県、京都府の7府県。事業取組の差異は依然大きい状態である。



1. 神奈川県横浜市は1と数える。行政区(18)は含まない。

2. 岩手県、富山県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県は、広域連合・組合等の構成市町村数を事業実施市町村に含む。

### ③介護サービス相談員数（活動人数）、受入施設・事業所数

令和３年度での介護サービス相談員の人数（活動人数）は 3,506 人である。

また介護サービス相談員派遣受入について、下記のサービスを対象に集計した。

|                   |   |        |    |
|-------------------|---|--------|----|
| 受入事業所総数           | : | 16,258 | カ所 |
| ・介護給付サービス         | : | 11,874 | カ所 |
| ・介護予防給付サービス       | : | 3,915  | カ所 |
| ・総合事業サービス         | : | 469    | カ所 |
| ・介護保険サービスの対象外の住まい | : | 329    | カ所 |

#### 介護給付サービス

| サービスの種類       |                          | 受入事業所<br>数合計  | 市町村内<br>事業所総数 |        |
|---------------|--------------------------|---------------|---------------|--------|
| 施設サービス        | 介護老人福祉施設                 | 2,188         | 3,145         |        |
|               | 介護老人保健施設                 | 1,033         | 1,600         |        |
|               | 介護療養型医療施設                | 16            | 147           |        |
|               | 介護医療院                    | 61            | 216           |        |
|               | 訪問サービス                   | 訪問介護          | 24            | 12,626 |
|               |                          | 訪問入浴介護        | 3             | 636    |
|               |                          | 訪問看護          | 6             | 13,724 |
|               |                          | 訪問リハビリテーション   | 3             | 8,781  |
|               |                          | 居宅療養管理指導      | 3             | 29,290 |
|               | 通所サービス                   | 通所介護          | 1,751         | 9,523  |
|               |                          | 通所リハビリテーション   | 447           | 6,120  |
|               | 短期入所<br>サービス             | 短期入所生活介護      | 722           | 4,166  |
|               |                          | 短期入所療養介護      | 269           | 1,636  |
|               | 特定施設<br>入居者生活介護          | 軽費老人ホーム       | 58            | 253    |
|               |                          | 養護老人ホーム       | 35            | 192    |
|               |                          | 有料老人ホーム       | 474           | 1,725  |
|               |                          | サービス付き高齢者向け住宅 | 128           | 2,400  |
| 居宅介護支援        |                          | 226           | 13,116        |        |
| 地域密着型<br>サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護         |               | 6             | 470    |
|               | 夜間対応型訪問介護                |               | 0             | 83     |
|               | 認知症対応型通所介護               |               | 327           | 1,432  |
|               | 小規模多機能型居宅介護              |               | 719           | 2,184  |
|               | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）    |               | 2,696         | 5,676  |
|               | 地域密着型<br>特定施設<br>入居者生活介護 | 地域密着型・軽費老人ホーム | 10            | 28     |
|               |                          | 地域密着型・養護老人ホーム | 5             | 7      |
|               |                          | 地域密着型・有料老人ホーム | 63            | 142    |
|               | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護     |               | 527           | 941    |
|               | 看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）    |               | 74            | 347    |
| 合計            |                          | 11,874        | 120,606       |        |



予防給付サービス

| サービスの種類           |                           |                 | 受入事業所<br>数合計 | 市町村内<br>事業所総数(※) |
|-------------------|---------------------------|-----------------|--------------|------------------|
|                   | 訪問サービス                    | 介護予防訪問入浴介護      | 1            | 578              |
|                   |                           | 介護予防訪問看護        | 5            | 12, 771          |
|                   |                           | 介護予防訪問リハビリテーション | 3            | 8, 627           |
|                   |                           | 介護予防居宅療養管理指導    | 3            | 27, 950          |
|                   | 通所サービス                    | 介護予防通所リハビリテーション | 342          | 5, 902           |
|                   | 短期入所<br>サービス              | 介護予防短期入所生活介護    | 572          | 3, 784           |
|                   |                           | 介護予防短期入所療養介護    | 246          | 1, 507           |
|                   | 介護予防特定施設入居者生活介護           |                 | 322          | 1, 790           |
|                   | 介護予防支援                    |                 | 35           | 2, 084           |
| 地域密着型<br>介護予防サービス | 介護予防小規模多機能型居宅介護           | 440             | 1, 863       |                  |
|                   | 介護予防認知症対応型通所介護            | 240             | 1, 248       |                  |
|                   | 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 1, 706          | 4, 684       |                  |
| 合計                |                           |                 | 3, 915       | 72, 788          |

総合事業サービス

| サービスの種類     |         | 受入事業所<br>数合計 | 市町村内<br>事業所総数(※) |
|-------------|---------|--------------|------------------|
| 介護予防・生活支援事業 | 訪問型サービス | 11           | 11,181           |
|             | 通所型サービス | 458          | 14,560           |
| 合計          |         | 469          | 25,741           |

介護保険サービスの対象外の住まい

| サービスの種類                     |  |  | 受入事業所<br>数合計 | 市町村内<br>事業所総数(※) |
|-----------------------------|--|--|--------------|------------------|
| サービス付き高齢者向け住宅               |  |  | 128          | 2,400            |
| 有料老人ホーム(特定施設外)              |  |  | 156          | 3,369            |
| その他(特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等) |  |  | 45           | 630              |
| 合計                          |  |  | 329          | 6,399            |

#### ④派遣状況（各サービスの派遣率）

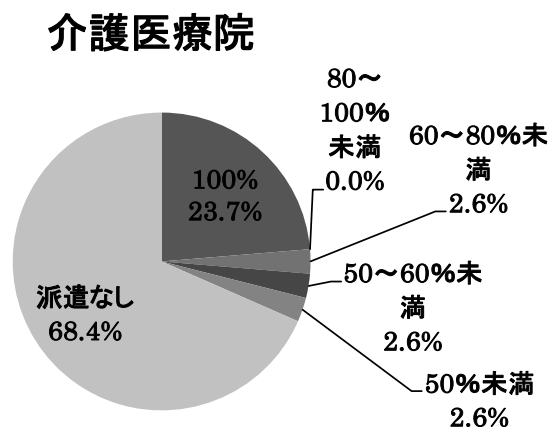
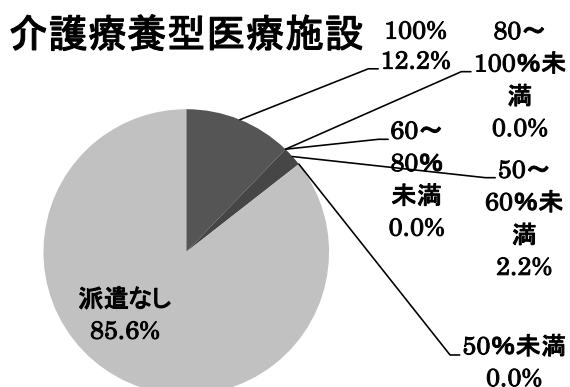
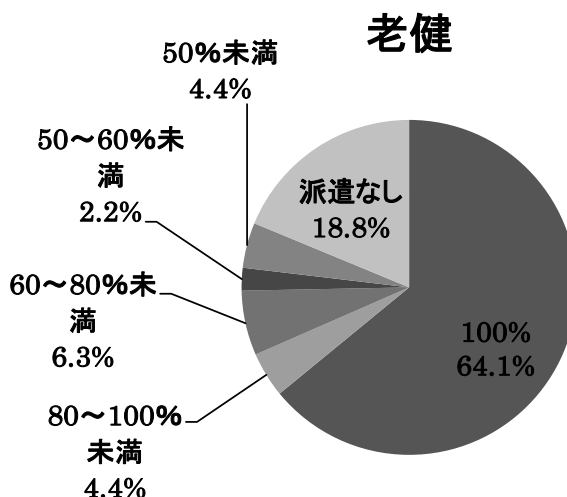
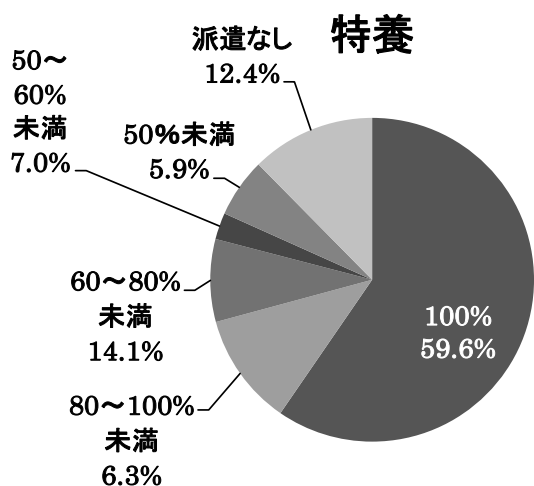
事業実施市町村事務局 378 についてサービス別介護サービス相談員派遣率を算出し、派遣率ごとの市町村事務局数から全体の派遣状況をだした。

- ・派遣率（％）
- ・「施設数0」は対象サービス事業所なしと回答した市町村事務局数

#### ○介護給付サービスにおける派遣状況

- ・施設サービス

| 派遣率       | 特養   |      | 老健   |      | 介護療養型医療施設 |      | 介護医療院 |      |
|-----------|------|------|------|------|-----------|------|-------|------|
|           | 市町村数 | %    | 市町村数 | %    | 市町村数      | %    | 市町村数  | %    |
| 100%      | 202  | 59.6 | 205  | 64.1 | 11        | 12.2 | 27    | 23.7 |
| 80～100%未満 | 38   | 11.2 | 14   | 4.4  | 0         | 0.0  | 0     | 0.0  |
| 60～80%未満  | 28   | 8.3  | 20   | 6.3  | 0         | 0.0  | 3     | 2.6  |
| 50～60%未満  | 9    | 2.7  | 7    | 2.2  | 2         | 2.2  | 3     | 2.6  |
| 50%未満     | 20   | 5.9  | 14   | 4.4  | 0         | 0.0  | 3     | 2.6  |
| 派遣なし      | 42   | 12.4 | 60   | 18.8 | 77        | 85.6 | 78    | 68.4 |
| 小計        | 339  | 100  | 320  | 100  | 90        | 100  | 114   | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 39   |      | 58   |      | 288       |      | 264   |      |
| 合計        | 378  |      | 378  |      | 378       |      | 378   |      |

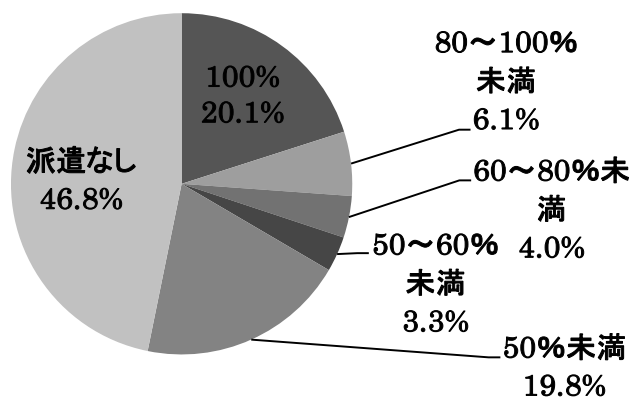


全体の派遣率は、介護老人福祉施設が 69.6%（2,188/3,145）、介護老人保健施設が 64.6%（1,033/1,600）、介護療養型医療施設が 10.9%（16/147）、介護医療院が 28.2%（61/216）

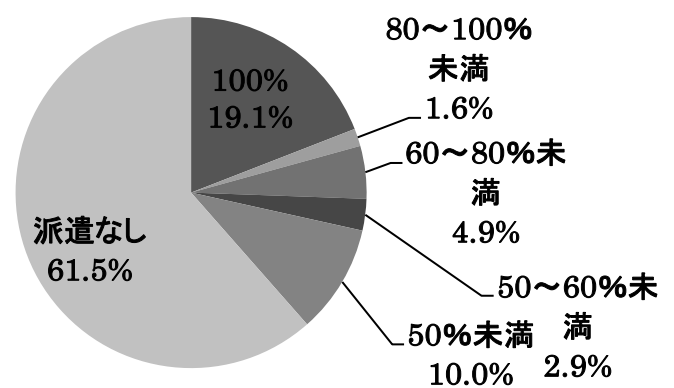
・ 居宅サービス

| 派遣率       | 通所サービス |      |      |      | 短期入所サービス |      |          |      |
|-----------|--------|------|------|------|----------|------|----------|------|
|           | デイサービス |      | デイケア |      | 短期入所生活介護 |      | 短期入所療養介護 |      |
|           | 市町村数   | %    | 市町村数 | %    | 市町村数     | %    | 市町村数     | %    |
| 100%      | 66     | 20.1 | 59   | 19.1 | 61       | 19.6 | 57       | 20.5 |
| 80～100%未満 | 20     | 6.1  | 5    | 1.6  | 15       | 4.8  | 9        | 3.2  |
| 60～80%未満  | 13     | 4.0  | 15   | 4.9  | 17       | 5.5  | 8        | 2.9  |
| 50～60%未満  | 11     | 3.3  | 9    | 2.9  | 3        | 1.0  | 3        | 1.1  |
| 50%未満     | 65     | 19.8 | 31   | 10.0 | 21       | 6.8  | 4        | 1.4  |
| 派遣なし      | 154    | 46.8 | 190  | 61.5 | 194      | 62.4 | 197      | 70.9 |
| 小計        | 329    | 100  | 309  | 100  | 311      | 100  | 278      | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 49     |      | 69   |      | 67       |      | 100      |      |
| 合計        | 378    |      | 378  |      | 378      |      | 378      |      |

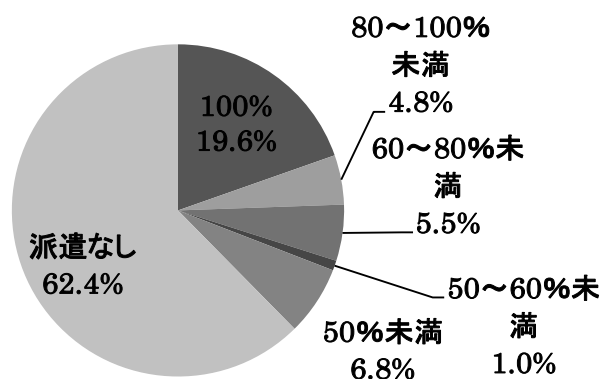
## デイサービス



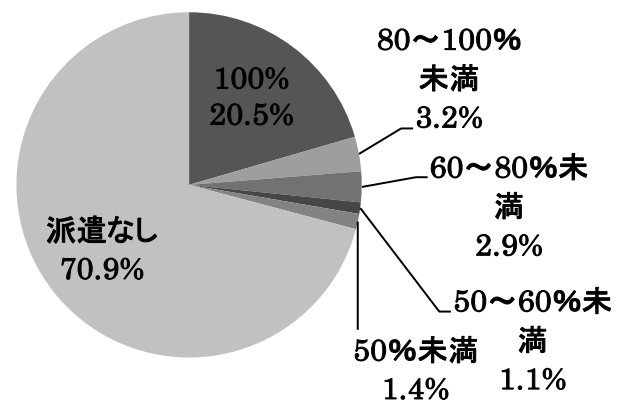
## デイケア



## 短期入所生活介護



## 短期入所療養介護

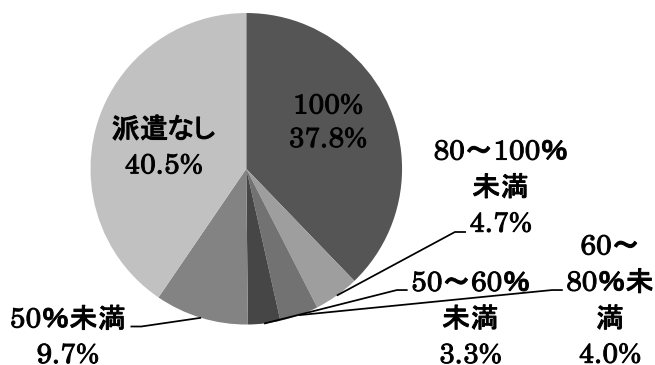


全体の派遣率は、デイサービスが 18.4% (1,751/9,523)、デイケアが 7.3% (447/6,120)、短期入所生活介護が 17.3% (722/4,166)、短期入所療養介護が 16.4% (269/1,636)

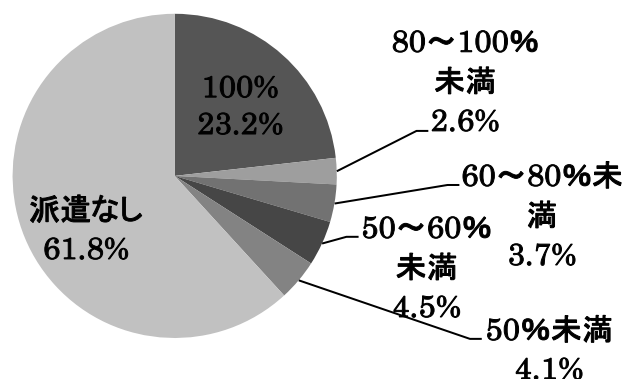
・地域密着型サービス

| 派遣率       | 小規模多機能型<br>居宅介護 |      | 認知症対応型<br>通所介護 |      | グループホーム |      |
|-----------|-----------------|------|----------------|------|---------|------|
|           | 市町村数            | %    | 市町村数           | %    | 市町村数    | %    |
| 100%      | 113             | 37.8 | 62             | 23.2 | 148     | 43.7 |
| 80～100%未満 | 14              | 4.7  | 7              | 2.6  | 53      | 15.6 |
| 60～80%未満  | 12              | 4.0  | 10             | 3.7  | 22      | 6.5  |
| 50～60%未満  | 10              | 3.3  | 12             | 4.5  | 12      | 3.5  |
| 50%未満     | 29              | 9.7  | 11             | 4.1  | 45      | 13.3 |
| 派遣なし      | 121             | 40.5 | 165            | 61.8 | 59      | 17.4 |
| 小計        | 299             | 100  | 267            | 100  | 339     | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 79              |      | 111            |      | 39      |      |
| 合計        | 378             |      | 378            |      | 378     |      |

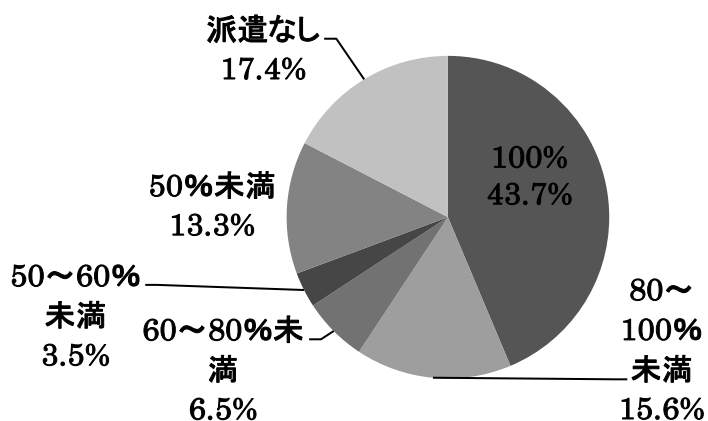
### 小規模多機能型居宅介護



### 認知症対応型通所介護



### グループホーム

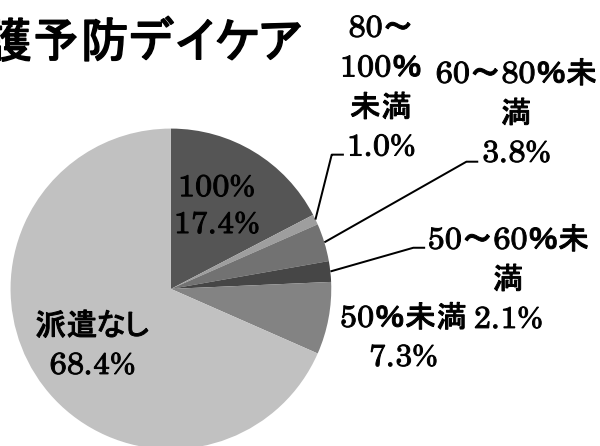


全体の派遣率は、小規模多機能型居宅介護が 32.9% (719/2,184)、認知症対応型通所介護が 22.8% (327/1,432)、グループホームが 47.5% (2,696/5,676)

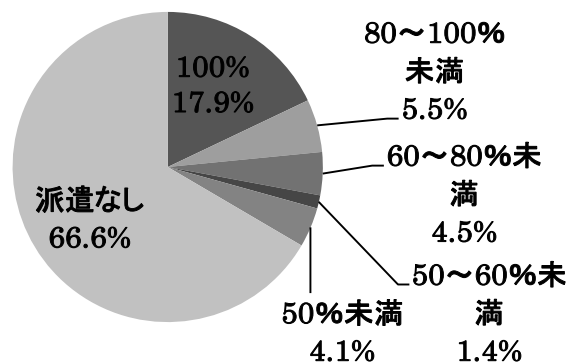
・介護予防サービス

| 派遣率       | 通所サービス |      | 短期入所サービス |      |          |      |
|-----------|--------|------|----------|------|----------|------|
|           | デイケア   |      | 短期入所生活介護 |      | 短期入所療養介護 |      |
|           | 市町村数   | %    | 市町村数     | %    | 市町村数     | %    |
| 100%      | 50     | 17.4 | 52       | 17.9 | 54       | 20.4 |
| 80～100%未満 | 3      | 1.0  | 16       | 5.5  | 7        | 2.6  |
| 60～80%未満  | 11     | 3.8  | 13       | 4.5  | 6        | 2.3  |
| 50～60%未満  | 6      | 2.1  | 4        | 1.4  | 4        | 1.5  |
| 50%未満     | 21     | 7.3  | 12       | 4.1  | 4        | 1.5  |
| 派遣なし      | 197    | 68.4 | 193      | 66.6 | 190      | 71.7 |
| 小計        | 288    | 100  | 290      | 100  | 265      | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 90     |      | 88       |      | 113      |      |
| 合計        | 378    |      | 378      |      | 378      |      |

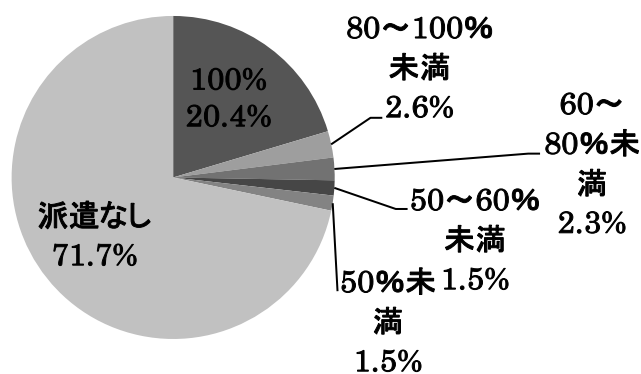
介護予防デイケア



介護予防短期入所生活介護



介護予防短期入所療養介護

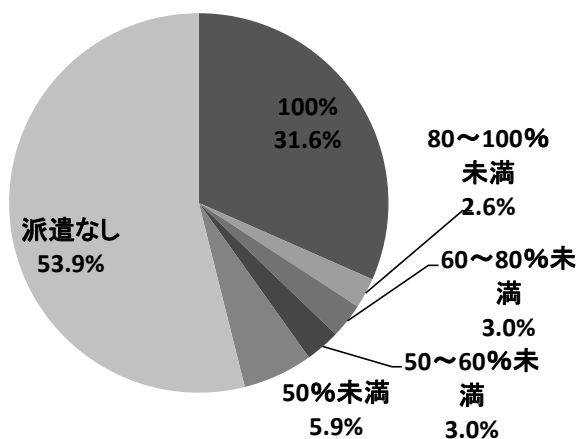


全体の派遣率は、介護予防デイケアが 5.8% (342/5,902)、介護予防短期入所生活介護が 15.1% (572/3,784)、介護予防短期入所療養介護が 16.3% (246/1,507)

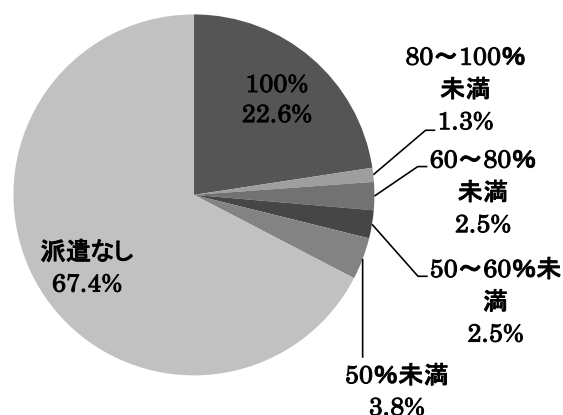
・地域密着型介護予防サービス

| 派遣率       | 小規模多機能型<br>居宅介護 |      | 認知症対応型<br>通所介護 |      | グループホーム |      |
|-----------|-----------------|------|----------------|------|---------|------|
|           | 市町村数            | %    | 市町村数           | %    | 市町村数    | %    |
| 100%      | 85              | 31.6 | 54             | 22.6 | 110     | 36.9 |
| 80～100%未満 | 7               | 2.6  | 3              | 1.3  | 36      | 12.1 |
| 60～80%未満  | 8               | 3.0  | 6              | 2.5  | 9       | 3.0  |
| 50～60%未満  | 8               | 3.0  | 6              | 2.5  | 8       | 2.7  |
| 50%未満     | 16              | 5.9  | 9              | 3.8  | 22      | 7.4  |
| 派遣なし      | 145             | 53.9 | 161            | 67.4 | 113     | 37.9 |
| 小計        | 269             | 100  | 239            | 100  | 298     | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 109             |      | 139            |      | 80      |      |
| 合計        | 378             |      | 378            |      | 378     |      |

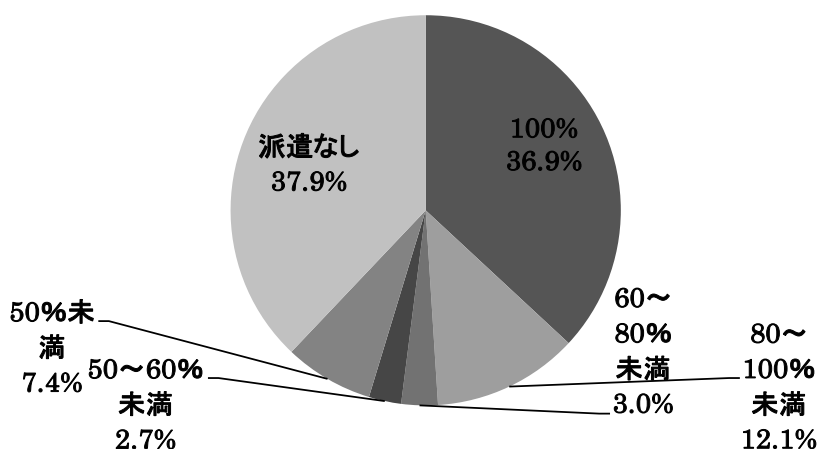
介護予防小規模多機能居宅介護



介護予防認知症対応型通所介護



介護予防グループホーム

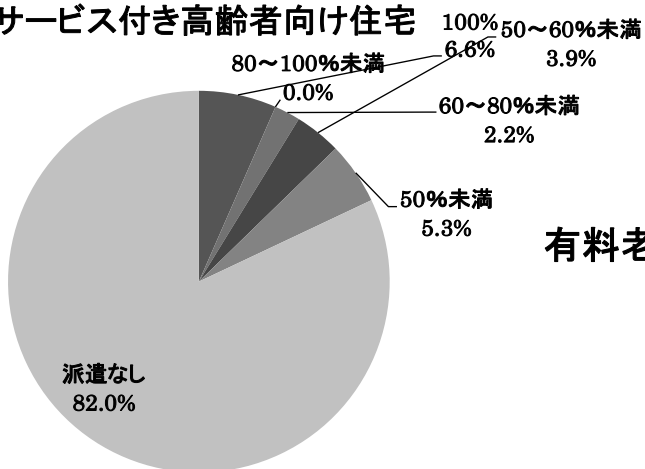


全体の派遣率は、介護予防小規模多機能居宅介護が 23.6% (440/1,863)、介護予防認知症対応型通所介護が 19.2% (240/1,248)、介護予防グループホームが 36.4% (1706/4,686)

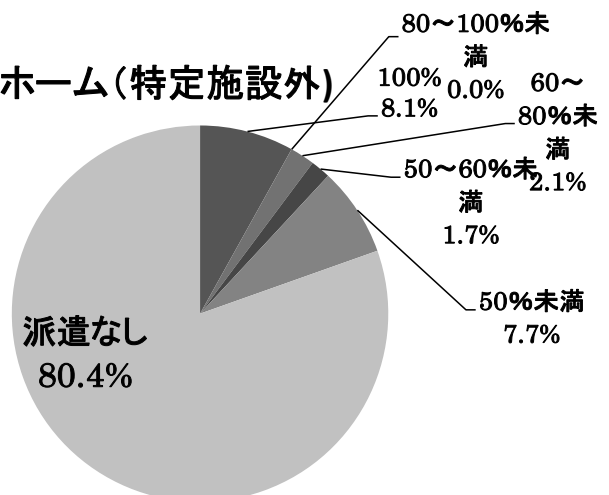
・介護保険サービスの対象外の住まい

| 派遣率       | サービス付き高齢者向け住宅 |      | 有料老人ホーム（特定施設外） |      | その他(特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等) |      |
|-----------|---------------|------|----------------|------|-----------------------------|------|
|           | 市町村数          | %    | 市町村数           | %    | 市町村数                        | %    |
| 100%      | 15            | 6.6  | 19             | 8.1  | 17                          | 8.5  |
| 80～100%未満 | 0             | 0.0  | 0              | 0.0  | 0                           | 0.0  |
| 60～80%未満  | 5             | 2.2  | 5              | 2.1  | 0                           | 0.0  |
| 50～60%未満  | 9             | 3.9  | 4              | 1.7  | 3                           | 1.5  |
| 50%未満     | 12            | 5.3  | 18             | 7.7  | 6                           | 3.0  |
| 派遣なし      | 187           | 82.0 | 189            | 80.4 | 173                         | 86.9 |
| 小計        | 228           | 100  | 235            | 100  | 199                         | 100  |
| 施設数0、調査中等 | 150           |      | 143            |      | 179                         |      |
| 合計        | 378           |      | 378            |      | 378                         |      |

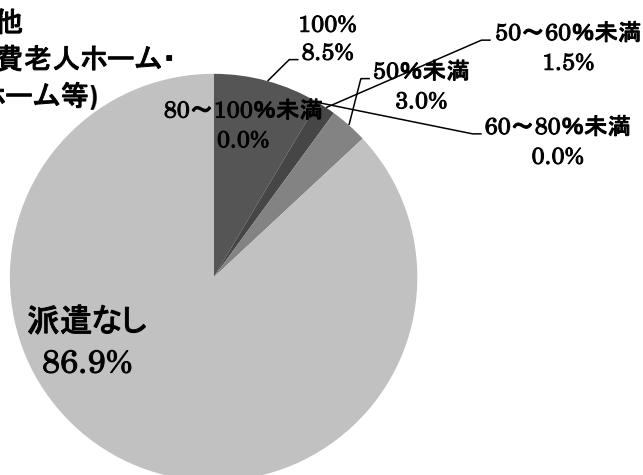
サービス付き高齢者向け住宅



有料老人ホーム（特定施設外）



その他  
(特定施設外の軽費老人ホーム・  
養護老人ホーム等)



全体の派遣率は、サービス付き高齢者向け住宅が 5.3%（128/2,400）、有料老人ホーム（特定施設外）が 4.6%（156/3,369）、その他（特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム等）が 7.1%（45/630）

## ⑤居宅訪問の実施

令和３年度介護サービス相談員派遣等事業を実施の市町村事務局 378（未回答事務局を除く）のうち、居宅訪問実施市町村、訪問受け入れ居宅数、訪問回数は以下の通りである。

●居宅訪問実施：30／378

●介護サービス相談員の訪問を受けている居宅数：3,457 件

●訪問回数（延べ回数）：2,824 件

### 訪問を行っている自治体

| No | 都道府県名 | 市町村        |
|----|-------|------------|
| 1  | 北海道   | 妹背牛町       |
| 2  |       | 浦河町        |
| 3  |       | 本別町        |
| 4  | 青森県   | 板柳町        |
| 5  | 岩手県   | 紫波町        |
| 6  |       | 金ケ崎町       |
| 7  |       | 一関地区広域行政組合 |
| 8  | 茨城県   | 水戸市        |
| 9  |       | 日立市        |
| 10 |       | 東海村        |
| 11 | 栃木県   | 那須塩原市      |
| 12 | 千葉県   | 袖ケ浦市       |
| 13 | 東京都   | 八王子市       |
| 14 |       | 青梅市        |
| 15 | 神奈川県  | 秦野市        |
| 16 | 静岡県   | 島田市        |
| 17 |       | 袋井市        |
| 18 |       | 裾野市        |
| 19 | 愛知県   | 高浜市        |
| 20 |       | 清須市        |
| 21 | 島根県   | 浜田地区広域行政組合 |
| 22 | 愛媛県   | 大洲市        |
| 23 | 佐賀県   | 佐賀中部広域連合   |
| 24 | 長崎県   | 長崎市        |
| 25 |       | 佐々町        |
| 26 | 宮崎県   | 諸塚村        |
| 27 | 宮崎県   | 椎葉村        |
| 28 | 鹿児島県  | さつま町       |
| 29 |       | 長島町        |
| 30 |       | 屋久島町       |



# 1. 事業実施事務局（実態調査実施事務局）

| NO | 都道府県名 | 市町村名       |
|----|-------|------------|
| 1  | 北海道   | 士別市        |
| 2  | 北海道   | 名寄市        |
| 3  | 北海道   | 深川市        |
| 4  | 北海道   | 石狩市        |
| 5  | 北海道   | 妹背牛町       |
| 6  | 北海道   | 苫前町        |
| 7  | 北海道   | 浦河町        |
| 8  | 北海道   | 本別町        |
| 9  | 北海道   | 厚岸町        |
| 10 | 青森県   | 弘前市        |
| 11 | 青森県   | 板柳町        |
| 12 | 岩手県   | 奥州市        |
| 13 | 岩手県   | 滝沢市        |
| 14 | 岩手県   | 紫波町        |
| 15 | 岩手県   | 金ヶ崎町       |
| 16 | 岩手県   | 一関地区広域行政組合 |
| 17 | 宮城県   | 仙台市        |
| 18 | 宮城県   | 大崎市        |
| 19 | 秋田県   | 横手市        |
| 20 | 秋田県   | 湯沢市        |
| 21 | 山形県   | 山形市        |
| 22 | 山形県   | 米沢市        |
| 23 | 山形県   | 鶴岡市        |
| 24 | 山形県   | 酒田市        |
| 25 | 山形県   | 長井市        |
| 26 | 山形県   | 天童市        |
| 27 | 山形県   | 尾花沢市       |
| 28 | 山形県   | 山辺町        |
| 29 | 福島県   | 福島市        |
| 30 | 福島県   | 郡山市        |
| 31 | 福島県   | いわき市       |
| 32 | 福島県   | 白河市        |
| 33 | 福島県   | 喜多方市       |
| 34 | 福島県   | 二本松市       |
| 35 | 福島県   | 田村市        |
| 36 | 福島県   | 伊達市        |
| 37 | 福島県   | 石川町        |

| NO | 都道府県名 | 市町村名   |
|----|-------|--------|
| 38 | 茨城県   | 水戸市    |
| 39 | 茨城県   | 日立市    |
| 40 | 茨城県   | 土浦市    |
| 41 | 茨城県   | 北茨城市   |
| 42 | 茨城県   | 牛久市    |
| 43 | 茨城県   | ひたちなか市 |
| 44 | 茨城県   | 東海村    |
| 45 | 栃木県   | 宇都宮市   |
| 46 | 栃木県   | 真岡市    |
| 47 | 栃木県   | 大田原市   |
| 48 | 栃木県   | 那須塩原市  |
| 49 | 群馬県   | 伊勢崎市   |
| 50 | 群馬県   | 太田市    |
| 51 | 群馬県   | 藤岡市    |
| 52 | 群馬県   | 安中市    |
| 53 | 群馬県   | みどり市   |
| 54 | 群馬県   | 吉岡町    |
| 55 | 埼玉県   | さいたま市  |
| 56 | 埼玉県   | 川越市    |
| 57 | 埼玉県   | 川口市    |
| 58 | 埼玉県   | 所沢市    |
| 59 | 埼玉県   | 春日部市   |
| 60 | 埼玉県   | 上尾市    |
| 61 | 埼玉県   | 越谷市    |
| 62 | 埼玉県   | 蕨市     |
| 63 | 埼玉県   | 戸田市    |
| 64 | 埼玉県   | 入間市    |
| 65 | 埼玉県   | 久喜市    |
| 66 | 埼玉県   | 八潮市    |
| 67 | 埼玉県   | 幸手市    |
| 68 | 埼玉県   | 吉川市    |
| 69 | 埼玉県   | ふじみ野市  |
| 70 | 埼玉県   | 宮代町    |
| 71 | 千葉県   | 千葉市    |
| 72 | 千葉県   | 市川市    |
| 73 | 千葉県   | 船橋市    |
| 74 | 千葉県   | 館山市    |
| 75 | 千葉県   | 木更津市   |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名  |
|-----|-------|-------|
| 76  | 千葉県   | 松戸市   |
| 77  | 千葉県   | 野田市   |
| 78  | 千葉県   | 茂原市   |
| 79  | 千葉県   | 成田市   |
| 80  | 千葉県   | 佐倉市   |
| 81  | 千葉県   | 旭市    |
| 82  | 千葉県   | 習志野市  |
| 83  | 千葉県   | 市原市   |
| 84  | 千葉県   | 流山市   |
| 85  | 千葉県   | 八千代市  |
| 86  | 千葉県   | 我孫子市  |
| 87  | 千葉県   | 鴨川市   |
| 88  | 千葉県   | 鎌ヶ谷市  |
| 89  | 千葉県   | 浦安市   |
| 90  | 千葉県   | 四街道市  |
| 91  | 千葉県   | 袖ヶ浦市  |
| 92  | 千葉県   | 白井市   |
| 93  | 千葉県   | 富里市   |
| 94  | 千葉県   | 大網白里市 |
| 95  | 千葉県   | 栄町    |
| 96  | 東京都   | 中央区   |
| 97  | 東京都   | 港区    |
| 98  | 東京都   | 台東区   |
| 99  | 東京都   | 墨田区   |
| 100 | 東京都   | 豊島区   |
| 101 | 東京都   | 葛飾区   |
| 102 | 東京都   | 八王子市  |
| 103 | 東京都   | 青梅市   |
| 104 | 東京都   | 町田市   |
| 105 | 東京都   | 小平市   |
| 106 | 東京都   | 国分寺市  |
| 107 | 東京都   | 稲城市   |
| 108 | 神奈川県  | 横浜市   |
| 109 | 神奈川県  | 相模原市  |
| 110 | 神奈川県  | 平塚市   |
| 111 | 神奈川県  | 鎌倉市   |
| 112 | 神奈川県  | 藤沢市   |
| 113 | 神奈川県  | 小田原市  |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名                 |
|-----|-------|----------------------|
| 114 | 神奈川県  | 茅ヶ崎市                 |
| 115 | 神奈川県  | 秦野市                  |
| 116 | 神奈川県  | 厚木市                  |
| 117 | 神奈川県  | 大和市                  |
| 118 | 神奈川県  | 南足柄市                 |
| 119 | 神奈川県  | 綾瀬市                  |
| 120 | 神奈川県  | 寒川町                  |
| 121 | 神奈川県  | 大磯町                  |
| 122 | 神奈川県  | 二宮町                  |
| 123 | 神奈川県  | 大井町                  |
| 124 | 神奈川県  | 開成町                  |
| 125 | 神奈川県  | 愛川町                  |
| 126 | 新潟県   | 長岡市                  |
| 127 | 新潟県   | 新発田市                 |
| 128 | 新潟県   | 上越市                  |
| 129 | 新潟県   | 胎内市                  |
| 130 | 富山県   | 富山市                  |
| 131 | 富山県   | 高岡市                  |
| 132 | 富山県   | 氷見市                  |
| 133 | 富山県   | 射水市                  |
| 134 | 富山県   | 砺波地方介護保険組合           |
| 135 | 富山県   | 中新川広域行政事務組合          |
| 136 | 富山県   | 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 |
| 137 | 石川県   | 金沢市                  |
| 138 | 石川県   | 小松市                  |
| 139 | 石川県   | 白山市                  |
| 140 | 福井県   | 福井市                  |
| 141 | 福井県   | 敦賀市                  |
| 142 | 福井県   | 小浜市                  |
| 143 | 福井県   | 大野市                  |
| 144 | 福井県   | 勝山市                  |
| 145 | 福井県   | 鯖江市                  |
| 146 | 福井県   | あわら市                 |
| 147 | 福井県   | 越前市                  |
| 148 | 福井県   | 永平寺町                 |
| 149 | 山梨県   | 甲府市                  |
| 150 | 山梨県   | 甲斐市                  |
| 151 | 山梨県   | 笛吹市                  |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名      |
|-----|-------|-----------|
| 152 | 長野県   | 長野市       |
| 153 | 長野県   | 松本市       |
| 154 | 長野県   | 岡谷市       |
| 155 | 長野県   | 諏訪市       |
| 156 | 長野県   | 須坂市       |
| 157 | 長野県   | 小諸市       |
| 158 | 長野県   | 駒ヶ根市      |
| 159 | 長野県   | 中野市       |
| 160 | 長野県   | 茅野市       |
| 161 | 長野県   | 塩尻市       |
| 162 | 長野県   | 佐久市       |
| 163 | 長野県   | 千曲市       |
| 164 | 長野県   | 安曇野市      |
| 165 | 長野県   | 下諏訪町      |
| 166 | 長野県   | 富士見町      |
| 167 | 長野県   | 坂城町       |
| 168 | 長野県   | 上田地域広域連合  |
| 169 | 長野県   | 北アルプス広域連合 |
| 170 | 岐阜県   | 岐阜市       |
| 171 | 岐阜県   | 大垣市       |
| 172 | 岐阜県   | 関市        |
| 173 | 岐阜県   | 中津川市      |
| 174 | 岐阜県   | 羽島市       |
| 175 | 岐阜県   | 恵那市       |
| 176 | 岐阜県   | 土岐市       |
| 177 | 岐阜県   | 可児市       |
| 178 | 岐阜県   | 郡上市       |
| 179 | 岐阜県   | 岐南町       |
| 180 | 岐阜県   | もとす広域連合   |
| 181 | 岐阜県   | 安八郡広域連合   |
| 182 | 岐阜県   | 揖斐広域連合    |
| 183 | 静岡県   | 静岡市       |
| 184 | 静岡県   | 沼津市       |
| 185 | 静岡県   | 三島市       |
| 186 | 静岡県   | 富士宮市      |
| 187 | 静岡県   | 島田市       |
| 188 | 静岡県   | 富士市       |
| 189 | 静岡県   | 磐田市       |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名 |
|-----|-------|------|
| 190 | 静岡県   | 焼津市  |
| 191 | 静岡県   | 掛川市  |
| 192 | 静岡県   | 藤枝市  |
| 193 | 静岡県   | 御殿場市 |
| 194 | 静岡県   | 袋井市  |
| 195 | 静岡県   | 裾野市  |
| 196 | 静岡県   | 湖西市  |
| 197 | 静岡県   | 牧之原市 |
| 198 | 静岡県   | 吉田町  |
| 199 | 静岡県   | 森町   |
| 200 | 愛知県   | 岡崎市  |
| 201 | 愛知県   | 一宮市  |
| 202 | 愛知県   | 瀬戸市  |
| 203 | 愛知県   | 碧南市  |
| 204 | 愛知県   | 刈谷市  |
| 205 | 愛知県   | 豊田市  |
| 206 | 愛知県   | 安城市  |
| 207 | 愛知県   | 西尾市  |
| 208 | 愛知県   | 犬山市  |
| 209 | 愛知県   | 江南市  |
| 210 | 愛知県   | 小牧市  |
| 211 | 愛知県   | 知立市  |
| 212 | 愛知県   | 高浜市  |
| 213 | 愛知県   | 岩倉市  |
| 214 | 愛知県   | 豊明市  |
| 215 | 愛知県   | 日進市  |
| 216 | 愛知県   | 清須市  |
| 217 | 愛知県   | みよし市 |
| 218 | 愛知県   | 長久手市 |
| 219 | 愛知県   | 東郷町  |
| 220 | 三重県   | 四日市市 |
| 221 | 三重県   | 伊勢市  |
| 222 | 三重県   | 松阪市  |
| 223 | 三重県   | 名張市  |
| 224 | 三重県   | 鳥羽市  |
| 225 | 三重県   | 朝日町  |
| 226 | 三重県   | 川越町  |
| 227 | 三重県   | 玉城町  |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名       |
|-----|-------|------------|
| 228 | 三重県   | 鈴鹿亀山地区広域連合 |
| 229 | 滋賀県   | 大津市        |
| 230 | 滋賀県   | 長浜市        |
| 231 | 滋賀県   | 近江八幡市      |
| 232 | 滋賀県   | 栗東市        |
| 233 | 滋賀県   | 野洲市        |
| 234 | 滋賀県   | 湖南市        |
| 235 | 滋賀県   | 米原市        |
| 236 | 京都府   | 京都市        |
| 237 | 京都府   | 福知山市       |
| 238 | 京都府   | 舞鶴市        |
| 239 | 京都府   | 綾部市        |
| 240 | 京都府   | 宇治市        |
| 241 | 京都府   | 亀岡市        |
| 242 | 京都府   | 城陽市        |
| 243 | 京都府   | 向日市        |
| 244 | 京都府   | 長岡京市       |
| 245 | 京都府   | 京田辺市       |
| 246 | 京都府   | 南丹市        |
| 247 | 京都府   | 久御山町       |
| 248 | 京都府   | 与謝野町       |
| 249 | 大阪府   | 豊中市        |
| 250 | 大阪府   | 池田市        |
| 251 | 大阪府   | 吹田市        |
| 252 | 大阪府   | 泉大津市       |
| 253 | 大阪府   | 貝塚市        |
| 254 | 大阪府   | 茨木市        |
| 255 | 大阪府   | 泉佐野市       |
| 256 | 大阪府   | 富田林市       |
| 257 | 大阪府   | 和泉市        |
| 258 | 大阪府   | 柏原市        |
| 259 | 大阪府   | 羽曳野市       |
| 260 | 大阪府   | 高石市        |
| 261 | 大阪府   | 藤井寺市       |
| 262 | 大阪府   | 東大阪市       |
| 263 | 大阪府   | 泉南市        |
| 264 | 大阪府   | 交野市        |
| 265 | 大阪府   | 大阪狭山市      |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名       |
|-----|-------|------------|
| 266 | 大阪府   | 阪南市        |
| 267 | 大阪府   | 島本町        |
| 268 | 大阪府   | 豊能町        |
| 269 | 大阪府   | 忠岡町        |
| 270 | 大阪府   | 熊取町        |
| 271 | 大阪府   | 田尻町        |
| 272 | 大阪府   | 岬町         |
| 273 | 大阪府   | 河南町        |
| 274 | 大阪府   | くすのき広域連合   |
| 275 | 兵庫県   | 尼崎市        |
| 276 | 兵庫県   | 明石市        |
| 277 | 兵庫県   | 西宮市        |
| 278 | 兵庫県   | 芦屋市        |
| 279 | 兵庫県   | 伊丹市        |
| 280 | 兵庫県   | 豊岡市        |
| 281 | 兵庫県   | 赤穂市        |
| 282 | 兵庫県   | 宝塚市        |
| 283 | 兵庫県   | 三田市        |
| 284 | 兵庫県   | 加西市        |
| 285 | 兵庫県   | 丹波篠山市      |
| 286 | 兵庫県   | 猪名川町       |
| 287 | 奈良県   | 大和郡山市      |
| 288 | 奈良県   | 宇陀市        |
| 289 | 和歌山県  | 白浜町        |
| 290 | 鳥取県   | 鳥取市        |
| 291 | 鳥取県   | 倉吉市        |
| 292 | 鳥取県   | 境港市        |
| 293 | 鳥取県   | 南部箕蚊屋広域連合  |
| 294 | 島根県   | 松江市        |
| 295 | 島根県   | 出雲市        |
| 296 | 島根県   | 益田市        |
| 297 | 島根県   | 大田市        |
| 298 | 島根県   | 安来市        |
| 299 | 島根県   | 邑南町        |
| 300 | 島根県   | 浜田地区広域行政組合 |
| 301 | 岡山県   | 倉敷市        |
| 302 | 岡山県   | 津山市        |
| 303 | 岡山県   | 玉野市        |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名  |
|-----|-------|-------|
| 304 | 岡山県   | 笠岡市   |
| 305 | 岡山県   | 井原市   |
| 306 | 岡山県   | 総社市   |
| 307 | 岡山県   | 瀬戸内市  |
| 308 | 広島県   | 広島市   |
| 309 | 広島県   | 呉市    |
| 310 | 広島県   | 福山市   |
| 311 | 広島県   | 廿日市市  |
| 312 | 山口県   | 山口市   |
| 313 | 山口県   | 下松市   |
| 314 | 山口県   | 光市    |
| 315 | 山口県   | 周南市   |
| 316 | 徳島県   | 鳴門市   |
| 317 | 徳島県   | 小松島市  |
| 318 | 香川県   | 高松市   |
| 319 | 香川県   | 坂出市   |
| 320 | 香川県   | 東かがわ市 |
| 321 | 香川県   | 小豆島町  |
| 322 | 愛媛県   | 松山市   |
| 323 | 愛媛県   | 宇和島市  |
| 324 | 愛媛県   | 八幡浜市  |
| 325 | 愛媛県   | 新居浜市  |
| 326 | 愛媛県   | 西条市   |
| 327 | 愛媛県   | 大洲市   |
| 328 | 愛媛県   | 伊予市   |
| 329 | 愛媛県   | 四国中央市 |
| 330 | 愛媛県   | 西予市   |
| 331 | 愛媛県   | 東温市   |
| 332 | 愛媛県   | 久万高原町 |
| 333 | 愛媛県   | 松前町   |
| 334 | 愛媛県   | 砥部町   |
| 335 | 愛媛県   | 内子町   |
| 336 | 愛媛県   | 伊方町   |
| 337 | 愛媛県   | 愛南町   |
| 338 | 高知県   | 須崎市   |
| 339 | 福岡県   | 北九州市  |
| 340 | 福岡県   | 福岡市   |
| 341 | 福岡県   | 大牟田市  |

| NO  | 都道府県名 | 市町村名         |
|-----|-------|--------------|
| 342 | 福岡県   | 久留米市         |
| 343 | 福岡県   | 飯塚市          |
| 344 | 福岡県   | 大川市          |
| 345 | 福岡県   | 行橋市          |
| 346 | 福岡県   | 筑紫野市         |
| 347 | 福岡県   | 大野城市         |
| 348 | 福岡県   | みやこ町         |
| 349 | 佐賀県   | 唐津市          |
| 350 | 佐賀県   | 玄海町          |
| 351 | 佐賀県   | 有田町          |
| 352 | 佐賀県   | 杵藤地区広域市町村圏組合 |
| 353 | 佐賀県   | 佐賀中部広域連合     |
| 354 | 佐賀県   | 鳥栖地区広域市町村圏組合 |
| 355 | 長崎県   | 長崎市          |
| 356 | 長崎県   | 佐世保市         |
| 357 | 長崎県   | 諫早市          |
| 358 | 長崎県   | 大村市          |
| 359 | 長崎県   | 佐々町          |
| 360 | 長崎県   | 島原地域広域市町村圏組合 |
| 361 | 熊本県   | 水俣市          |
| 362 | 熊本県   | 合志市          |
| 363 | 熊本県   | 南関町          |
| 364 | 熊本県   | 大津町          |
| 365 | 熊本県   | 御船町          |
| 366 | 熊本県   | 嘉島町          |
| 367 | 熊本県   | 山都町          |
| 368 | 熊本県   | あさぎり町        |
| 369 | 大分県   | 大分市          |
| 370 | 大分県   | 日田市          |
| 371 | 宮崎県   | 小林市          |
| 372 | 宮崎県   | 川南町          |
| 373 | 宮崎県   | 諸塚村          |
| 374 | 宮崎県   | 椎葉村          |
| 375 | 鹿児島県  | 日置市          |
| 376 | 鹿児島県  | さつま町         |
| 377 | 鹿児島県  | 長島町          |
| 378 | 鹿児島県  | 屋久島町         |

## 2. 令和3年度以降

### 事業実施を予定している市町村

| NO | 都道府県名 | 市町村名 |
|----|-------|------|
| 1  | 埼玉県   | 三芳町  |
| 2  | 千葉県   | 長生村  |
| 3  | 東京都   | 大田区  |
| 4  | 神奈川県  | 湯河原町 |
| 5  | 長野県   | 飯田市  |
| 6  | 京都府   | 大山崎町 |
| 7  | 岡山県   | 備前市  |
| 8  | 熊本県   | 甲佐町  |

## 3. 事業を実施していない市町村

| NO | 都道府県名 | 市町村名    |
|----|-------|---------|
| 1  | 北海道   | 音更町     |
| 2  | 茨城県   | つくば市    |
| 3  | 茨城県   | かすみがうら市 |
| 4  | 埼玉県   | 杉戸町     |
| 5  | 富山県   | 魚津市     |
| 6  | 福井県   | 美浜町     |
| 7  | 山梨県   | 韮崎市     |
| 8  | 岐阜県   | 多治見市    |
| 9  | 愛知県   | 春日井市    |
| 10 | 京都府   | 宮津市     |
| 11 | 大阪府   | 岸和田市    |
| 12 | 大阪府   | 八尾市     |
| 13 | 大阪府   | 河内長野市   |
| 14 | 奈良県   | 橿原市     |
| 15 | 岡山県   | 高梁市     |
| 16 | 広島県   | 竹原市     |
| 17 | 熊本県   | 人吉市     |
| 18 | 熊本県   | 阿蘇市     |
| 19 | 熊本県   | 天草市     |
| 20 | 熊本県   | 苓北町     |
| 21 | 沖縄県   | 那覇市     |

## 4. 調査未回答市町村

| NO | 都道府県名 | 市町村名    |
|----|-------|---------|
| 1  | 北海道   | 幕別町     |
| 2  | 北海道   | 別海町     |
| 3  | 埼玉県   | 蓮田市     |
| 4  | 千葉県   | 印西市     |
| 5  | 東京都   | 府中市     |
| 6  | 神奈川県  | 川崎市     |
| 7  | 神奈川県  | 伊勢原市    |
| 8  | 神奈川県  | 葉山町     |
| 9  | 神奈川県  | 松田町     |
| 10 | 神奈川県  | 山北町     |
| 11 | 新潟県   | 新潟市     |
| 12 | 富山県   | 滑川市     |
| 13 | 石川県   | 羽咋市     |
| 14 | 長野県   | 伊那市     |
| 15 | 長野県   | 原村      |
| 16 | 長野県   | 阿南町     |
| 17 | 岐阜県   | 山県市     |
| 18 | 愛知県   | 尾張旭市    |
| 19 | 滋賀県   | 守山市     |
| 20 | 滋賀県   | 高島市     |
| 21 | 京都府   | 京丹波町    |
| 22 | 大阪府   | 高槻市     |
| 23 | 大阪府   | 摂津市     |
| 24 | 大阪府   | 太子町     |
| 25 | 奈良県   | 曽爾村     |
| 26 | 鳥取県   | 岩美町     |
| 27 | 鳥取県   | 智頭町     |
| 28 | 山口県   | 長門市     |
| 29 | 熊本県   | 玉東町     |
| 30 | 熊本県   | 産山村     |
| 31 | 熊本県   | 高森町     |
| 32 | 熊本県   | 錦町      |
| 33 | 鹿児島県  | 鹿児島市    |
| 34 | 鹿児島県  | いちき串木野市 |
| 35 | 鹿児島県  | 肝付町     |

# 介護相談員派遣等事業実態調査 調査票

## 1. 介護サービス相談員派遣事業の実施について

|      |                                               |                       |
|------|-----------------------------------------------|-----------------------|
| 実施状況 | <input type="radio"/> (1) 実施している              | 事業開始年度   (例: 2000 年度) |
|      | 市町村合併があった場合は、最初に事業に取り組んだ市町村の開始年度を入力してください     |                       |
|      | <input type="radio"/> (2) 今後実施の予定             | より実施 (例: 2021 年度)     |
|      | <input type="radio"/> (3) 実施していない (過去実施、現在休止) | より休止 (例: 2018 年度)     |

## 2. 事務局連絡先

※登録済みの情報が表示されています。変更がある場合は、内容の修正をお願いします。

|             |                     |                                                                                         |
|-------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 市町村名    | 都道府県名               |                                                                                         |
|             | 市町村名                |                                                                                         |
|             | ふりがな                |                                                                                         |
|             | 市町村コード              |                                                                                         |
| (2) 市町村連絡先  | 郵便番号                |                                                                                         |
|             | 住所                  |                                                                                         |
|             | 担当部署                |                                                                                         |
|             | 担当者名                | HP には公開されません                                                                            |
|             | E-MAIL              |                                                                                         |
|             | E-MAIL アドレス HP 掲載可否 | <input type="radio"/> 1. 掲載可 <input type="radio"/> 2. 掲載不可                              |
|             | 電話                  | 内線                                                                                      |
|             | FAX                 |                                                                                         |
| (3) 委託先の連絡先 | 委託先の有無              | <input type="radio"/> 1. 無 <input type="radio"/> 2. 有 委託している場合は 2.有 を選択し、(3)委託先の連絡先 を入力 |
|             | 委託先団体名              |                                                                                         |
|             | 郵便番号                |                                                                                         |
|             | 住所                  |                                                                                         |
|             | 担当部署                | HP には公開されません                                                                            |
|             | 担当者名                | HP には公開されません                                                                            |
|             | E-MAIL              |                                                                                         |
|             | E-MAIL アドレス HP 掲載可否 | <input type="radio"/> 1. 掲載可 <input type="radio"/> 2. 掲載不可                              |
|             | 電話                  | 内線                                                                                      |
|             | FAX                 |                                                                                         |

※入力の途中で一時保存することができます。

以下の設問は、設問 1 で、「1.実施している」を選択した場合のみ解答できます。

設問 1 で、「2. 今後実施の予定」「3. 実施していない」を選択した場合は、ページ最下部の「登録する」ボタンを押して、登録を完了してください。

### 3. 現在の介護サービス相談員数（活動人数）(2021 年度末見込みを含む)

介護サービス相談員 (注：2020 年 5 月 31 日 時点での養成研修修了者は介護サービス相談員とみなす)

養成研修 40 時間以上 修了者 (内 現任研修 I・II 修了者) 人(内 人)

介護サービス相談員補 (養成研修 12 時間以上 修了者) 人

### 4. 令和 3(2021)年度研修修了者数(2021 年度未研修修了見込みを含む)

|                                                  | 全国<br>研修 | 独自<br>研修 | 合計                                                       |
|--------------------------------------------------|----------|----------|----------------------------------------------------------|
| (1) 介護サービス相談員 養成研修                               |          |          |                                                          |
| 養成研修時間 40 時間以上                                   |          |          | 修了者数                                                     |
| (2) 介護サービス相談員 現任研修 (スキルアップ研修)                    |          |          |                                                          |
| ①介護サービス相談員現任研修 I                                 |          |          | 修了者数                                                     |
| ②介護サービス相談員現任研修 II                                |          |          | 修了者数                                                     |
| (3) 介護サービス相談員補 養成研修                              |          |          |                                                          |
| ※ 研修時間が 12 時間以上 40 時間未満の養成研修受講者は介護サービス相談員補になります。 |          |          |                                                          |
| ①養成研修時間 12 時間以上                                  |          |          | 修了者数                                                     |
| ②養成研修時間 12 時間未満                                  |          |          | 受講者数                                                     |
| ※ ②の養成研修時間 12 時間未満の方は、介護サービス相談員補にも該当しません。        |          |          |                                                          |
| (4) 移行研修(19 時間)介護サービス相談員補から介護サービス相談員<br>への移行     |          |          | 修了者数                                                     |
| (5) 事務局担当者研修                                     |          |          | 2020 年度                                                  |
| ※委託先含む介護サービス相談員担当者全国研修                           |          |          | 事務局担当者全国研修受講の有無                                          |
|                                                  |          |          | <input type="radio"/> 1. 有<br><input type="radio"/> 2. 無 |

### 5. 独自研修について ※研修の実施について、2021 年度の状況を回答してください。

|                 |                     |                                                                                                                                                       |
|-----------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 研修実施機関      | ①介護サービス<br>相談員養成研修  | 研修修了証 交付人 <input type="radio"/> 都道府県 <input type="radio"/> 市区町村 <input type="radio"/> 委託先 <input type="radio"/> 実施していない<br>実施機関名 <input type="text"/> |
|                 | ②介護サービス<br>相談員現任研修  | 研修修了証 交付人 <input type="radio"/> 都道府県 <input type="radio"/> 市区町村 <input type="radio"/> 委託先 <input type="radio"/> 実施していない<br>実施機関名 <input type="text"/> |
|                 | ③介護サービス<br>相談員補養成研修 | 研修修了証 交付人 <input type="radio"/> 都道府県 <input type="radio"/> 市区町村 <input type="radio"/> 委託先 <input type="radio"/> 実施していない<br>実施機関名 <input type="text"/> |
| (2) 研修時間数       | ①介護サービス<br>相談員養成研修  | <input type="text"/> 時間                                                                                                                               |
|                 | ②介護サービス<br>相談員現任研修  | <input type="text"/> 時間                                                                                                                               |
|                 | ③介護サービス<br>相談員補養成研修 | <input type="text"/> 時間                                                                                                                               |
| (3) 研修カリキュラムの有無 | ①介護サービス<br>相談員養成研修  | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無<br>「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください                                                          |
|                 | ②介護サービス<br>相談員現任研修  | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無<br>「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください                                                          |
|                 | ③介護サービス<br>相談員補養成研修 | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無<br>「1. 有」を選択の場合、カリキュラム内容のファイルを添付してください                                                          |

※最大ファイルサイズ: 20MB

(カリキュラムを新規に登録、又は登録済みカリキュラムを変更する場合には、「参照」ボタンを押して登録するカリキュラムを入力してください)



## 6. 居宅訪問について

|         |                                           |                                                                                                                                                        |
|---------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅訪問の実施 | (1) 居宅訪問による相談活動を行っているか                    | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無                                                                                                  |
|         | (2) 訪問回数(2021年度の延べ数)                      | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-left: 5px;">件</span> </div> |
|         | (3) 訪問居宅数(見込み数)<br>2021年度において、相談員が訪問する居宅数 | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-left: 5px;">件</span> </div> |

## 7. 現在の受入施設・事業所数(2021年度末の見込み数を含む。)

※「※」の受入数について、居宅訪問未実施の場合は「-」と表示しています。

※「00」は調査中です。

※ 事業所数には、みなし数を含みます。

| 【介護給付サービス】 |                                                | 市町村内<br>全施設・<br>事業所数                                                    | 受入施設・事業所<br>数 |        |        |
|------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|--------|
|            |                                                |                                                                         | 総<br>数        | 市<br>内 | 市<br>外 |
| 居宅サービス     | 施設サービス                                         | 介護老人福祉施設<br>介護老人保健施設<br>介護療養型医療施設<br>介護医療院<br>訪問介護※<br>訪問入浴介護※<br>訪問看護※ |               |        |        |
|            | 訪問サービス                                         | 訪問リハビリテーション※<br>居宅療養管理指導※                                               |               |        |        |
|            | 通所サービス                                         | 通所介護<br>通所リハビリテーション                                                     |               |        |        |
|            | 短期入所サービス                                       | 短期入所生活介護<br>短期入所療養介護<br>軽費老人ホーム<br>養護老人ホーム<br>有料老人ホーム                   |               |        |        |
|            | 特定施設入居者生活介護                                    | サービス付き高齢者向け住宅<br>(有料老人ホームの定義に該当するもの)                                    |               |        |        |
|            | 居宅介護支援                                         |                                                                         |               |        |        |
|            | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                               |                                                                         |               |        |        |
|            | 夜間対応型訪問介護※                                     |                                                                         |               |        |        |
|            | 地域密着型通所介護                                      |                                                                         |               |        |        |
|            | 認知症対応型通所介護                                     |                                                                         |               |        |        |
| 地域密着型サービス  | 小規模多機能型居宅介護                                    |                                                                         |               |        |        |
|            | 認知症対応型共同生活介護<br>(グループホーム)                      |                                                                         |               |        |        |
|            | 地域密着型特定施設入居者生活介護                               | 軽費老人ホーム<br>養護老人ホーム<br>有料老人ホーム                                           |               |        |        |
|            | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護<br>看護小規模多機能型居宅介護(複合サービス) |                                                                         |               |        |        |

| 【予防給付サービス】                                                      |                    |                                                                                              | 市町村内全施設・事業所数 | 受入施設・事業所数 |    |    |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------|----|----|
|                                                                 |                    |                                                                                              |              | 総数        | 市内 | 市外 |
| 介護予防サービス                                                        | 訪問サービス             | 介護予防訪問入浴介護※<br>介護予防訪問看護※<br>介護予防訪問リハビリテーション※<br>介護予防居宅療養管理指導※<br>介護予防通所リハビリテーション             |              |           |    |    |
|                                                                 | 通所サービス             | 介護予防短期入所生活介護<br>介護予防短期入所療養介護                                                                 |              |           |    |    |
|                                                                 | 短期入所サービス           | 介護予防特定施設入居者生活介護<br>介護予防支援※<br>介護予防小規模多機能型居宅介護<br>介護予防認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |              |           |    |    |
|                                                                 | 地域密着型介護予防サービス      |                                                                                              |              |           |    |    |
|                                                                 |                    |                                                                                              |              |           |    |    |
| 【総合事業サービス】                                                      |                    |                                                                                              | 市町村内全施設・事業所数 | 受入施設・事業所数 |    |    |
|                                                                 |                    |                                                                                              |              | 総数        | 市内 | 市外 |
| 介護予防・生活支援事業                                                     | 訪問型サービス<br>通所型サービス |                                                                                              |              |           |    |    |
| 【介護保険サービスの対象外の住まい】                                              |                    |                                                                                              | 市町村内全施設・事業所数 | 受入施設・事業所数 |    |    |
|                                                                 |                    |                                                                                              |              | 総数        | 市内 | 市外 |
| サービス付き高齢者向け住宅<br>有料老人ホーム（特定施設外）<br>その他（特定施設外の軽費老人ホーム・養護老人ホーム 等） |                    |                                                                                              |              |           |    |    |

## 8. 介護サービス相談員派遣受入先

| 法人名         | サービスの種類                                      | 施設名 | URL |
|-------------|----------------------------------------------|-----|-----|
| × 削除する      | × 削除する <input type="text" value="選択してください"/> |     |     |
| + サービスを追加する |                                              |     |     |
| + 法人名を追加する  |                                              |     |     |

## 9. 連絡会/三者会議（事務局・派遣先・相談員）

|                                   |            |                                                       |                         |
|-----------------------------------|------------|-------------------------------------------------------|-------------------------|
| (1) 相談員間の連絡会議                     | 開催の有無      | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無 | 「1. 有」を選択の場合、開催頻度を下記に入力 |
|                                   | 1年あたりの開催回数 | <input type="text"/>                                  | 回                       |
| (2) 三者会議相談員、事務局、サービス提供事業者三者間の連絡会議 | 開催の有無      | <input type="radio"/> 1. 有 <input type="radio"/> 2. 無 | 「1. 有」を選択の場合、開催頻度を下記に入力 |
|                                   | 1年あたりの開催回数 | <input type="text"/>                                  | 回                       |

## 10. 市町村の事業 PR。300 字まで。

## 11. 地域包括支援センターとの連携

## 12. 派遣事業運営を行う上での取り組み

### **3. 全国介護サービス相談活動事例報告会**

## 令和 3 年度全国介護サービス相談活動事例報告会の開催

(1) 日時 令和 3 年 12 月 17 日 (金) 13 時 30 分～17 時

会場 砂防会館 別館 1 階 シェーンバッハ・サボー

内容 (次ページのプログラムを参照)

### 介護サービス相談員永年活動功労者表彰

・平成 12 年度介護相談員派遣事業の取り組みが始まって以来、長年(5 期 10 年以上) にわたって、介護相談員活動に取り組んできた介護サービス相談員を市町村事務局の推薦により表彰。これまでの活動を称え、今後もサービスの質の向上を支える活動を期待し、賞状が贈られた。

・表彰者は 239 人 (35 都道府県・108 市町村)

|             |      |        |
|-------------|------|--------|
| 20 年以上 活動表彰 | 32 名 | 22 自治体 |
|-------------|------|--------|

|             |      |        |
|-------------|------|--------|
| 15 年以上 活動表彰 | 66 名 | 31 自治体 |
|-------------|------|--------|

|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| 10 年以上 活動表彰 | 141 名 | 81 自治体 |
|-------------|-------|--------|

### 身体拘束ゼロを実現するには～大誠会スタイルを通じて～

・田中 志子 氏 (内田病院 理事長)

### 高齢者虐待防止・身体拘束の廃止について

・乙幡 美佐江 氏 (厚生労働省 老健局高齢者支援課 虐待防止対策専門官)

参加人数 240 人 (内表彰式登壇者 54 人)

# 令和 3 年度 全国介護サービス相談 活動事例報告会 プログラム

[日時] 令和 3 年 12 月 17 日 (金) 13 : 30～17 : 00

[会場] 砂防会館 別館 1 階 シェーンバッハ・サボー

東京都千代田区平河町 2 - 7 - 4 (TEL 03-3261-8386)

---

|             |                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 13:30～13:50 | ■ 開会挨拶／ 介護サービス相談・地域づくり連絡会                                                     |
|             | ■ 来賓挨拶／ 土生 栄二 氏 (厚生労働省 老健局長)                                                  |
| 13:50～14:20 | ■ 介護サービス相談員永年活動 功労者表彰式                                                        |
|             | 表彰状授与／ 森 貞述氏 (介護サービス相談・地域づくり連絡会元代表<br>前愛知県高浜市長)                               |
|             | 1. 20 年以上活動の介護サービス相談員表彰<br>2. 15 年以上活動の介護サービス相談員表彰<br>3. 10 年以上活動の介護サービス相談員表彰 |
| 14:20～14:30 | 休憩                                                                            |
| 14:30～15:00 | ■ 事業報告                                                                        |
|             | 石井 信芳 (介護サービス相談・地域づくり連絡会 代表)                                                  |
| 15:00～15:10 | 休憩                                                                            |
| 15:10～16:10 | ■ 講演1 身体拘束ゼロを実現するには<br>～ 大誠会スタイルを通じて ～ *リモート                                  |
|             | 田中 志子 氏 (内田病院 理事長)                                                            |
| 16:10～16:20 | 休憩                                                                            |
| 16:20～16:50 | ■ 講演2 高齢者虐待防止・身体拘束の廃止について                                                     |
|             | 乙幡 美佐江 氏 (厚生労働省 老健局高齢者支援課 虐待防止対策専門官)                                          |
| 17:00       | 閉会挨拶                                                                          |

---



## 身体拘束ゼロを実現するには ～大誠会スタイルを通じて～

医療法人大誠会 理事長  
群馬県認知症疾患医療センター 内田病院センター長  
社会福祉法人久仁会 理事長  
田中 志子（たなかゆきこ）

1

## 身体拘束ゼロでの認知症ケア 「大誠会スタイル」

- 認知症ケアへの教育
- 大誠会スタイルの実践と効果
- 認知症の人を支えるまちづくり

2

## 身体拘束廃止の歴史

- ◆2001年 厚生労働省の省令  
介護保険制度下における身体拘束廃止の規定
- ◆2006年 高齢者虐待防止法の制定
- ◆2016年 病院における認知症ケアの加算制度  
「身体拘束を実施した場合、その日の点数は60%に減額されます。」
- ◆2018年 介護保険にて身体的拘束等の適正化の対策義務  
「対策検討委員会」を3月に1回以上開催  
「適正化のための指針」の整備  
「適正化」のための研修を定期的に実施

2001.7 先行事例病院見学  
院内拘束委員会発足  
2001.10 ケア向上研究会発足  
2001.11 拘束廃止委員会発足  
2002.1 身体拘束  
廃止宣言



3

### 目的-6

### 身体拘束にあたる項目

- 1 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 4 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 5 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 6 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりや下り方を妨げないよう使用する
- 8 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 11 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より

4

## 認知症の行動・心理症状(BPSD)

- 認知症を診る際にはBPSD(Behavioral and psychological symptoms of dementia)を作り出さない（作らせない）ようにすることが重要

### BPSD

認知症のために起こる身体的攻撃、大声、不穏、徘徊、不安、うつ、幻覚、妄想など



5

### BPSDにより対応困難となった際にとる対応（最も多いもの）

| <「最も多いもの」として挙げられた対応>    | 病種の種類               |                     |             |                    |                         |             |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------------|-------------------------|-------------|
|                         | 1<br>急性期一般病<br>棟1～3 | 2<br>急性期一般病<br>棟4～7 | 3<br>地域一般病棟 | 4<br>地域包括ケア<br>病棟等 | 5<br>回復期リハビリ<br>テーション病棟 | 6<br>医療療養病棟 |
| 有効回答数                   | 57                  | 80                  | 50          | 116                | 173                     | 111         |
| 職員が常時付き添う               | 17.5%               | 16.3%               | 14.0%       | 30.2%              | 34.1%                   | 20.7%       |
| 家族に付き添いを要請する            | 12.3%               | 27.5%               | 18.0%       | 25.0%              | 11.0%                   | 7.2%        |
| 個室への入室を要請する             | 12.3%               | 15.0%               | 6.0%        | 7.8%               | 5.2%                    | 6.3%        |
| 身体拘束を行う                 | 33.3%               | 18.8%               | 32.0%       | 13.8%              | 24.9%                   | 23.4%       |
| 行動を落ち着かせるために薬物を服用させる    | 12.3%               | 7.5%                | 16.0%       | 12.9%              | 17.9%                   | 18.9%       |
| 精神科の医療機関・病棟への転院・転棟を要請する | 3.5%                | 1.3%                | 0.0%        | 1.7%               | 2.3%                    | 9.0%        |
| 早期退院を求める                | 0.0%                | 1.3%                | 2.0%        | 0.9%               | 1.2%                    | 3.6%        |
| その他                     | 1.8%                | 0.0%                | 0.0%        | 0.9%               | 0.0%                    | 1.8%        |
| BPSDによって対応困難となった経験なし    | 5.3%                | 10.0%               | 4.0%        | 6.0%               | 1.7%                    | 7.2%        |

公益社団法人全日本病院協会 平成30年度 老人保健事業推進費等補助金  
「認知症の症状が進んできた段階における身体合併症に関する調査研究事業」

6

## 独居生活が困難になってきたADの事例

【診断名】 #アルツハイマー型認知症

【入院前の様子】 夫と二人暮らし

要介護2 通所リハ週2回

【経過】

5年前より物忘れが目立つようになり、当院でフォローしていた。かかりつけは近所のクリニックで、抑肝散とリバスチグミンパッチを使用していた。息子夫婦が訪問で支援をしていたが、認知症の症状が進行し、市外に住む長女と次女が住み込んで支援をしていた。しかし夜間外に出て行ってしまふ、家族の顔がわからない、食事を食べない、などBPSDが出現していた。家族も対応に苦慮しており、認知症の治療のため入院となった。

ー前クリニックからの投薬内容ー

・アムロジピン5mg1錠 朝 ・抑肝散2.5mg タ ・リバスチグミンパッチ18mg

7

対応力-32

## 行動・心理症状（BPSD）

BPSDには

- ① 必ず何らかの意味があり、
- ② その人からのメッセージとして聴くことが重要

【要因】

中核症状のさまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れ など

【対応】

- ① 置かれている環境や健康状態・心理状態を考えて対応、必要であれば身体状態への医学的対応も（薬物の調整が必要な場合もある）
- ② 個々の生活歴が参考となり、対応の工夫に

8

【診断・治療-47】

## 不適切な環境・ケア

不適切な環境

- 物理的環境 暑い・寒い・騒音がある  
音が反響する・暗い・広すぎる空間 など
- 人的環境 不適切な対応をする介護者

不適切なケア

悪性の社会心理に関する17の要因

1. だます 2. できることをさせない 3. 子供扱い
4. おびやかす 5. レッテルをはる 6. 汚名を着せる
7. 急がせる 8. 主観的現実を認めない 9. 仲間外れ
10. もの扱い 11. 無視する 12. 無理強い 13. 放っておく
14. 非難する 15. 中断する 16. からかう 17. 軽蔑する

基本的に 認知症の人の不安を増すようなケアを避ける

9

## 認知症ケアへの教育



10

最高の認知症ケアを提供するには  
どうしたらよいか？



根性論だけでは  
拘束ゼロは難しい。  
必要なのは技術と心



11

## 身体拘束・ミキサー食介助摂食体験

確かに身体拘束はゼロになったけど、その意味を私たちは理解しているのか？

- ・オムツを当てる
- ・車椅子にY字ベルト拘束
- ・右手を服の中に抑制・右足を装具にて固定し、右麻痺モデル
- ・さらに動かせる左手をベルトで車椅子に固定
- ・食事はミキサー食を全介助にて全量摂取目指す



12

## されて嫌なことはしない

認知症でなくても、自分の意思に反して、急に「〇〇をしてください」と言われたら戸惑うはずです。「入浴」「食事」「トイレ」などを促した時、「嫌だ」と言われたら無理強いはいらない。何度も誘い続けるとストレスになり、BPSDの原因となる場合も。時間をかけて再度かかわったり、言い方を変えたりする。



レクリエーション(2016)大特集 認知症ケア こうしたらうまく行った! (田中あ子) 世界文化社.ppt51-63

13



身体拘束研修  
相手の身になってみる

おむつ装着

大誠会 内田病院

14

縛られること  
嫌なケアをされること

どんな思いが  
するの?



15

## どうしてほしいか聞く

認知症の人にも「ここにいたい」「〇〇はしたくない」などの意思をもっている。ただ、それをはっきりと表現できない場合が多いので、介護者はまず、どうしたいかを聞いてみるのが重要。「ケア＝お世話をする」という考え方ではなく、利用者の主体性を重んじたかわり方をしていく。



レクリエーション(2016)大特集 認知症ケア こうしたらうまく行った! (田中あ子) 世界文化社.ppt51-63

16

## 大誠会スタイルの実践と効果

### 大誠会グループの歴史と今。

- ・ 色々な工夫を取り入れてきました。

### 尿カテーテルをズボンの下から通す



初めは、こんなことさえも、大きな工夫だった。



18

17



## 点滴時の工夫



19

## 点滴時の工夫

- ①包帯などで留置部を目隠しする
- ②延長チューブを使いルートを背中から通し点滴を実施する



20

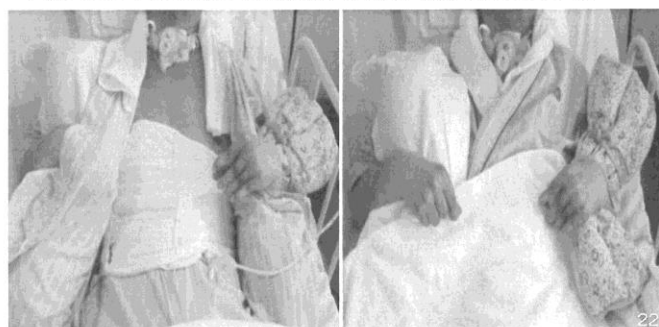
## 点滴時の工夫



21

## 胃ろうなどのカテーテル類の抜去を 避けるための工夫

- ①注入中は腹帯でカバーをする
- ②クッションなどで直接手が届かないようにする



22

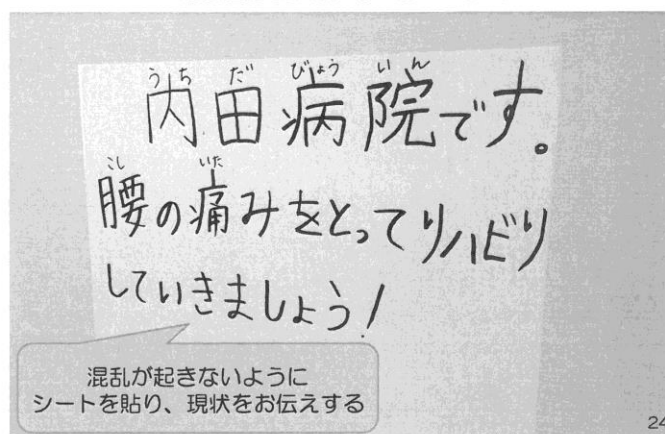
## 転倒をさける工夫



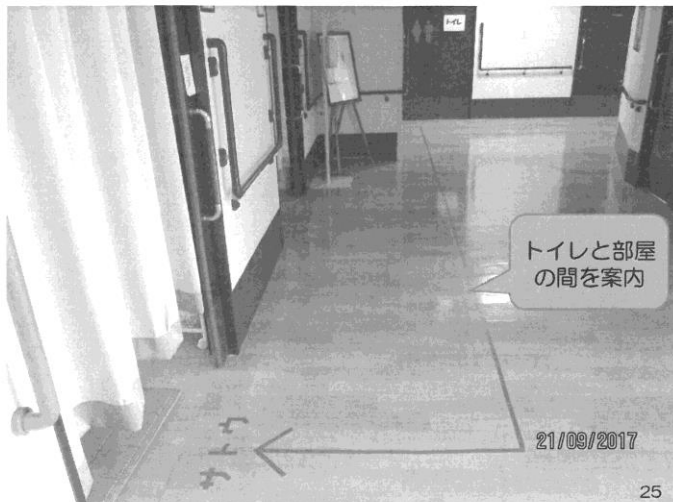
慣れている  
生活スタイルをつくる

23

## 混乱をさける工夫



24



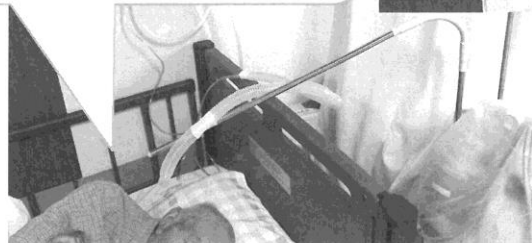
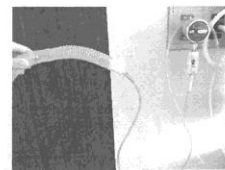
トイレと部屋  
の間を案内

25

## 酸素投与の場面での工夫①

酸素マスク・鼻カニューレを何度も外してしまい、  
チアノーゼになることも・・・

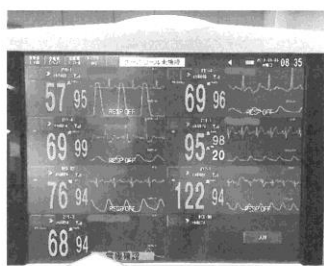
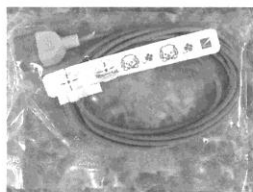
口元に適量の酸素を流す。煩わしい  
チューブが顔にかからない。定期的に  
酸素飽和度を測定、値が下降した場  
合は、流す酸素量を調整する。また、血  
液ガス検査も行う。



26

## 酸素投与の場面での工夫②

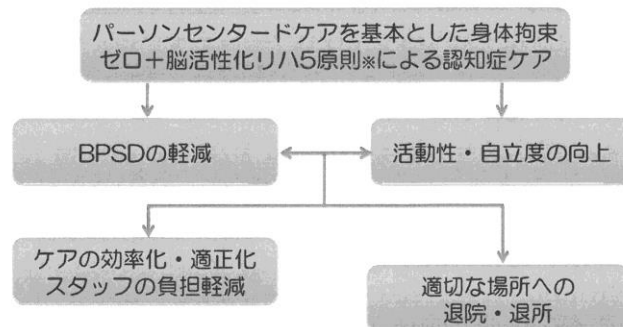
ディスポ型のセンサー  
(ソフトで軽い)を使用  
する。足の指なら気にな  
らない人も多い。指を要  
観察



酸素を使用している患者様に24時間  
持続で酸素飽和度を測定。  
酸素が外れて酸素飽和度が低下する  
とすぐにアラームが鳴り  
迅速な対応ができる

27

## 我々が実践する認知症ケア「大誠会スタイル」

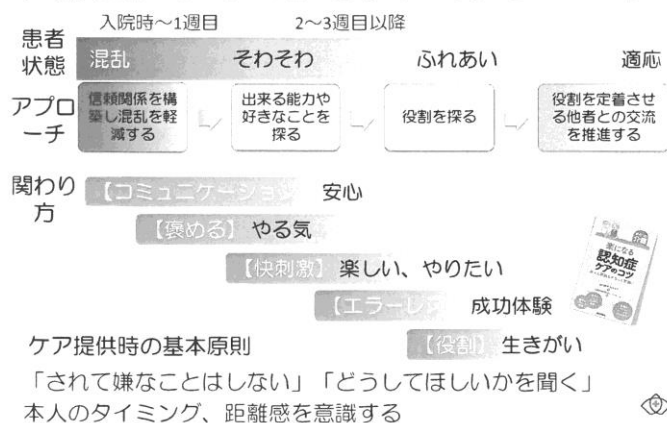


※ 脳活性化リハ5原則とは

1.快刺激 2.褒める 3.コミュニケーション 4.役割 5.エラーレス  
(山口精保 編：認知症の正しい理解と包括的医療・ケアのポイント、3版、協同医書出版社、東京、2016)

28

## 大誠会スタイルによるケアのアプローチ



29

## 3年研究 1年目

### 【目的】

大誠会スタイルケア

当院で実践している認知症ケア・リハビリの内容および患者状  
態の変化を調査し、身体拘束をせずにBPSDを軽減させるため  
のケアプロセスを明らかにする

### 【方法】

1. ケア・リハビリの内容：「脳活性化リハ5原則」に基づいて集計
2. 患者状態の評価：病棟スタッフによるNPI-Qの評価
3. スタッフの関与量の把握：タイムスタディー調査票にて集計

本研究は倫理審査委員会より承諾を得たものであり、データ収集は対象者・家族の  
同意のもとで実施した。本研究はAMED-BPSD山口班の分担研究の一部である。

30

## ケア・リハビリ内容の集計用シート

脳活性化ハラス原則

具体的なケア内容（42項目）

| 患者名       | ケアの具体的な内容                                                                                                          | 1日目 |    |   |    |    | 2日目 |    |   |    |    | 3日目 |    |   |    |    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|---|----|----|-----|----|---|----|----|-----|----|---|----|----|
|           |                                                                                                                    | 日動  | 夜動 | 他 | 看護 | 介護 | 日動  | 夜動 | 他 | 看護 | 介護 | 日動  | 夜動 | 他 | 看護 | 介護 |
| 5原則       | ケアの具体的な内容                                                                                                          | 看護  | 介護 | 他 | 看護 | 介護 | 看護  | 介護 | 他 | 看護 | 介護 | 看護  | 介護 | 他 | 看護 | 介護 |
| 快楽派       | 好きな活動をする<br>季節や時間を知ることが出来る<br>楽しかった時の話をする<br>力加減の空いたら何か食べられる<br>好きな方を選んでもらう<br>共感する<br>その他（ ）                      |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |
| 強める       | 見たいを要める<br>「ありがとう」と言う<br>存在を要める<br>出来たことを要める<br>その他（ ）                                                             |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |
| コミュニケーション | スタッフと楽しく会話をする<br>何度でも同じ話を聞く<br>話の内容を否定しない<br>敬語で話す<br>他の患者さんと楽しく会話ををする<br>笑顔で接する<br>自分と認識してもらって話す<br>「あなた」を認識してもらう |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |     |    |   |    |    |

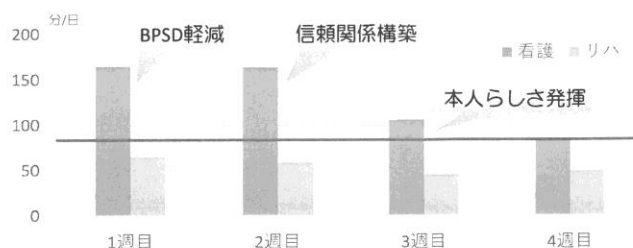
【パーソンセンタードケア】  
＋  
【脳活性化ハラス原則】  
「快刺激」「褒める」「コミュニケーション」  
「役割」「エラーレス」

↓

【具体的なケア内容】  
「楽になる認知症ケアのコツ」より引用

## 大誠会スタイルによる認知症ケアのアウトカム

患者1人1日当たりの病棟スタッフによる平均直接関与時間



1週目：主にBPSDの軽減を目的とした関わり  
2週目：主に信頼関係の構築を目的とした関わり  
3週目以降は本人らしさが出てくるため直接的に関わる時間が減少  
4週目は1～2週目の半分

本研究は、AMED助成研究「BPSDの解決につなげる各種評価法と、BPSDの包括的予防・治療指針の開発」代表：山口晴保（認知症介護研究・研修東京センター長）として実施  明治大学 内田病院

## 3年研究 2年目

- ・わが国における認知症の患者数は2025年には約700万人になると見込まれており、今後多くの医療機関で認知症への対応が求められるようになる
- ・国は診療報酬点数や介護保険法において「不必要な」身体拘束の廃止を求めている

しかし・・・

- ・いまだに多くの医療機関で身体拘束が行われており、十分な対応がなされているとは言い難い。
- ・身体拘束が予後に与える影響は深刻なものであり、身体拘束を減らすための方法論の確立は喫緊の課題である。

これならできる！  
身体拘束ゼロの  
認知症医療・ケア

「これぞ日本の経済的ナチズムだ  
『読者』と『読者』で読まれな

大誠会スタイル

## 脳活性化リハ 5原則

パーソン  
センタード

身体拘束ゼロ

 内田病院

33

## 3年研究 3年目

自施設の認知症を合併する者38名を対象に、入院時と入院1週間後でNPI-Qの評価を実施

入院1週間で、NPI-Qの  
重症度・負担度が有意に改善！

大誠会スタイルのケアマニュアルの作成

具体的なケア内容を抽出し、  
「内容」「時間」「かかわった  
スタッフ数」「職種」ごとに整理

認知症の方とのコミュニケーションや、治療場面の工夫をマニュアル化

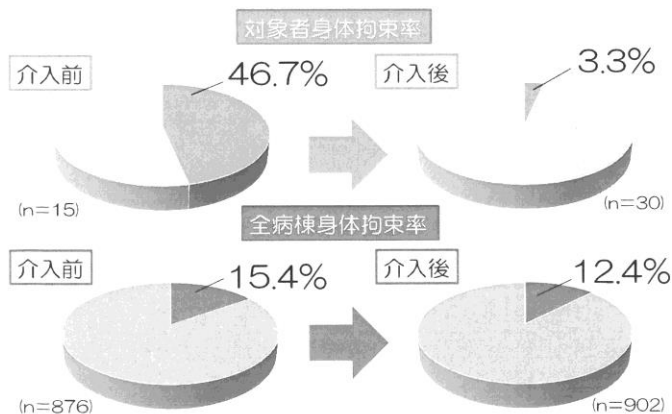
『病棟における認知症患者への身体拘束ゼロのためのケアマニュアルの開発』  
田中志子・屋中航介 2020 老年精神医学雑誌 第31巻 第4号

## ケアマニュアルの他施設での効果検証

当院が開発した“身体拘束ゼロの認知症医療・ケアマニュアル”  
を他施設に導入することで、身体拘束率の低減やBPSDの軽減、  
ケアの質向上が図れるかを検証する

34

### 結果（身体拘束率の前後比較）



35

## 【BPSDはケアの影響が大きい】

認知症という病気を知ることが、ケアと環境整備の第一歩です。

周囲の理解と良い関わり、認知症の人でも暮らしやすい環境づくりがBPSDを減らすためには重要です。BPSDは関わり次第で逆に増えることもあります。



36

## 認知症の人を支えるまちづくり

### いきいきと未来を感じられる まちづくりへ

せっかく良くなっても、地域での受け皿がなければ  
再びBPSDがおきてしま うかも??

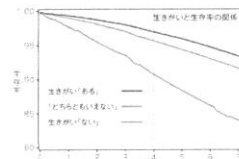
⇒ 地域における認知症の方の居場所をつくろう！



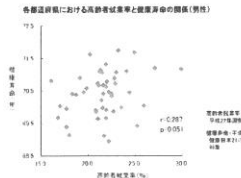
37

## 参考 「生きがい」があることによる好影響

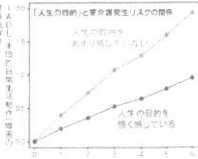
生きがいのある人は、生存率が高くなる傾向にある



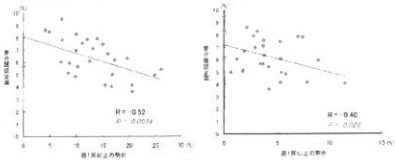
高齢者就業率の高い地域は、健康寿命が高くなる傾向にある



「人生の目的」がある高齢者は、要介護になりにくい傾向にある



地域活動への参加率の高い地域は、要介護認定率が低くなる傾向にある



38







43



地元黒豚の  
直火焼き



地魚の  
アクアパッツァ



44



ワインは  
COCOファーム  
のワインを  
提携提供

45



医療・介護・福祉  
以外の雇用の場も  
創出

46



カフェバー前の  
足湯で地酒の  
飲み比べも

47



カフェでは  
焼き立てパンや  
ソフトドリンクを  
テイクアウトも

48



笑顔でGO！愛こそはすべて！



入誠会グループ



SONATARUE

内田病院

2021年4月1日

## 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について

厚生労働省 老健局高齢者支援課

高齢者虐待防止対策専門官

社会福祉士 乙幡 美佐江

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要  
(平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

## 目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の増進に資することを目的とする。

## 定義(法第2条)

○「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)  
○「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。  
○高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 国・地方公共団体の責務等(法第3条)

①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

## 虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条) 養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)  
[市町村の責務] 相談等、居宅確保、養護者の支援 [設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施  
[都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言

## 【スキーム】



## 調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

2

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型(例)

| 類型          | 定義                                                                                           | 具体例                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待       | 高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある行為を加えること<br>※「横行とは、・面」に石や棒が相手方の身体に接触しないでも横行行為は成立する(東京高裁決定昭和25年6月10日) | ①暴力的行為(殴る、物を投げる、物を投げつけるなど)※<br>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を無理に扱う行為(医学的診断に基づかない痛みを伴うようなハシリや杖の強要、無理にひきする、無理矢理食事や口に入れるなど)<br>③「寛容やむを得ない」場合以外の身体拘束・留置(ベッドに縛り付ける、意図的に糞を排泄に利用させる、外から鍵をかけて閉じ込めるなど)                                                                                        |
| 介護・世話の放棄・放任 | 高齢者を養護せよとするような著しい減食又は長時間の放置など、養護を著しく怠ること                                                     | ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境、身体や精神状態を悪化させる行為(日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど)<br>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為(病気の状態を放置する、処方通りに服薬させないなど)<br>③必要な用具の使用を否定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為(ナースコールを使用させないなど)<br>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置(高齢者に対して行われる暴力・暴力行為を放置すること)<br>⑤その他職責上の義務を怠ること |
| 心理的虐待       | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと                                           | ①威嚇的な発言、態度(怒鳴る、脅すなど)<br>②侮辱的な発言、態度(「死ね」「悪い」「汚い」と罵る、子ども扱いなど)<br>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度(ナースコールを無視するなど)<br>④高齢者の意思や自尊心を低下させる行為(本人の意思・状態を無視しておむつを使用する、食事の全介助をするなど)<br>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為(生活に必要な用具の使用を制限する、外部との連絡を遮断させるなど)<br>⑥その他(カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など)                          |
| 性的虐待        | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること                                                        | 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要(下半身を裸にしてにらめ、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど)                                                                                                                                                                                                               |
| 経済的虐待       | 高齢者の財産を不当に処分することその他の高齢者から不当に財産上の利益を得ること                                                      | 本人の同意なく財産を処分する、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること(日常生活に必要な金銭を使わせない、預貯金を無断で使用する、自宅を売却して売却するなど)                                                                                                                                                                                                      |

出典: 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月、p.7～8)

3

## 介護施設における虐待防止研修プログラム例

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

## 特徴

- ・1科目(全12科目)5分～12分程度の短編動画をダウンロードし、業務の合間など、都合の良い時間に学習することができる。
- ・職員個々の学習状況を確認テストにより管理することが可能。
- ・短編動画を視聴後、グループワークを実施することで、研修内容を場り下げ、行動変容につなげることを目指している

<https://www.iriic.co.jp/reason/research/index.php>

## 短編動画

|     | 主な科目         | 主な研修内容                                                                                     |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 虐待とは?        | 高齢者の権利擁護、虐待の定義・捉え方、虐待の発生要因、背景要因等                                                           |
| 2・3 | 高齢者虐待防止法     | 法の目的・特徴、早期発見と通報義務、通報後の市町村と都道府県等の対応等                                                        |
| 4～9 | 高齢者虐待の類型     | 身体的虐待(例:医療職・介護職などによる下剤や睡眠薬の過剰投与、センサー使用による身体拘束)、心理的虐待(例:物の取付け、スピーチロック)、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待の具体例 |
| 10  | 施設等による虐待防止対策 | 事業者の責務、運営基準、防止対策の具体等                                                                       |
| 11  | 身体拘束         | 緊急やむを得ない場合の3要件、具体例等                                                                        |
| 12  | ストレスケア       | ストレスのしくみ、対処法、怒りのコントロール、自己診断チェックリストなど                                                       |

## グループワーク

- ・短編動画で受講した事例を使い、演習を行う。
- ・事例から気になる言動について話し合い、高齢者と職員の気持ち、背景、対応方法を考え、「個人」「チーム」「組織」で虐待防止を実現する方法を考える。

4

## 「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

|            | 養介護施設                                                                           | 養介護事業                                                                                  | 養介護施設従事者等                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 老人福祉法による規定 | ・老人福祉施設<br>・有料老人ホーム                                                             | ・老人居宅生活支援事業                                                                            |                               |
| 介護保険法による規定 | ・介護老人福祉施設<br>・介護老人保健施設<br>・介護療養型医療施設<br>・介護医療院<br>・地域密着型介護老人福祉施設<br>・地域包括支援センター | ・居宅サービス事業<br>・地域密着型サービス事業<br>・居宅介護支援事業<br>・介護予防サービス事業<br>・地域密着型介護予防サービス事業<br>・予防介護支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の(※1)業務に従事する者 |

※1業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含む(高齢者虐待防止法第2条)  
※2有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等の上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

※3「医療機関」における高齢者虐待は、高齢者虐待防止法の対象外となります。医療従事者等による高齢者虐待は、医療法の規程に基づき、医療機関の開設者、管理者が適切な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には、指導等を通じて改善を図ることになります。

出典: 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月、p.4～)

5

## 「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定しています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」H30.3 厚生労働省老健局 p.3.)

Abuse = 「虐待」「そまづに扱う」「酷使」「悪用」

Maltreatment = 「虐待」「酷使」「冷遇」

「Mal」= 「悪い」「不良」「不」「不完全な」

「treatment」= 「扱い」「待遇」

6

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく「高齢者虐待に該当する」と考えられるところであり、該当するかどうかについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

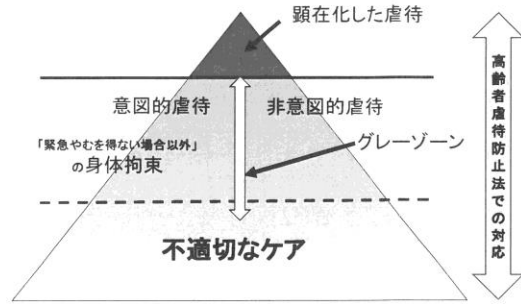
- 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあたっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

7

## 「高齢者虐待防止法」の対象範囲

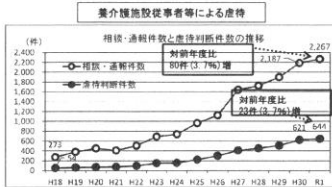


(柴尾豊次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」教材  
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13を参考に作成

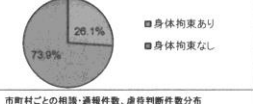
8

### 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要(令和元年度)



| 養介護施設従事者等による虐待     |                                                                                                                                                                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害者                | 男性316人(28.8%) 女性741人(69.9%) 不明3人(0.3%)                                                                                                                             |
| 虐待者                | 男性52.3% 女性47.7%                                                                                                                                                    |
| 相談・通報者             | 当該施設職員が23.8%で最多。次いで家族・親族が18.9%。                                                                                                                                    |
| 虐待発生から通報までの期間(中央値) | 事業確認開始後7日・事業確認後11日・虐待発生後11日                                                                                                                                        |
| 主な発生要因             | 【相談・通報者からの情報】<br>教育・知識・介護技術等に関する問題 56.8%<br>職員のストレスや感情コントロールの問題 26.4%<br>【主な施設種別】<br>身体的虐待 80.1% (身体拘束あり 26.1%)<br>心理的虐待 29.2% 介護等放棄 20.0%<br>経済的虐待 3.9% 性的虐待 5.4% |
| 虐待発生(複数回答)         | 【主な施設種別】<br>特別養護老人ホーム 29.5% 有料老人ホーム 27.6%<br>グループホーム 14.8% 介護老人保健施設 11.2%<br>【虐待等による死亡事例】<br>4件(4人)(対前年度比3件3人減)                                                    |
| その他                |                                                                                                                                                                    |

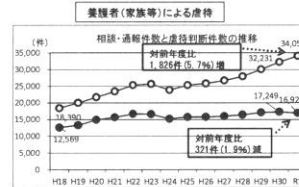
### 虐待に該当する身体拘束の有無



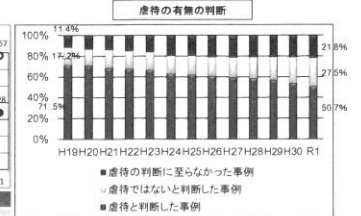
| 市町村ごとの相談・通報件数、虐待判断件数分布 |              |
|------------------------|--------------|
| 実施数                    | 割合           |
| 0件                     | 1,146 65.8%  |
| 1件                     | 260 14.9%    |
| 2~4件                   | 221 12.7%    |
| 5件以上                   | 114 6.5%     |
| 合計                     | 1,741 100.0% |

| 市町村への相談・通報に関する事実確認の状況 |              |
|-----------------------|--------------|
| 実施数                   | 割合           |
| 0件                    | 1,146 65.8%  |
| 1件                    | 260 14.9%    |
| 2~4件                  | 221 12.7%    |
| 5件以上                  | 114 6.5%     |
| 合計                    | 1,741 100.0% |

### 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要(令和元年度)



| 養護者(家族等)による虐待      |                                                                                                                                                                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害者                | 男性4,315人(24.6%) 女性13,111人(75.2%)                                                                                                                                   |
| 虐待者                | 男性40.2% 女性59.8%                                                                                                                                                    |
| 相談・通報者             | 当該施設職員が27.5%で最多。次いで警察が27.2%。                                                                                                                                       |
| 虐待発生から通報までの期間(中央値) | 事業確認開始後7日・事業確認後11日・虐待発生後11日                                                                                                                                        |
| 主な発生要因             | 【相談・通報者からの情報】<br>教育・知識・介護技術等に関する問題 56.8%<br>職員のストレスや感情コントロールの問題 26.4%<br>【主な施設種別】<br>身体的虐待 80.1% (身体拘束あり 26.1%)<br>心理的虐待 29.2% 介護等放棄 20.0%<br>経済的虐待 3.9% 性的虐待 5.4% |
| 虐待発生(複数回答)         | 【主な施設種別】<br>特別養護老人ホーム 29.5% 有料老人ホーム 27.6%<br>グループホーム 14.8% 介護老人保健施設 11.2%<br>【虐待等による死亡事例】<br>4件(4人)(対前年度比3件3人減)                                                    |
| その他                |                                                                                                                                                                    |

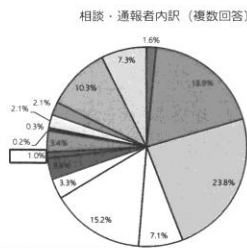


| 「性格や人格に基づく言動」と4割以上の事例で同時に選択された要因 |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| 虐待者側の要因                          | 被害者側の要因              |
| 「介護疲れ・介護ストレス」                    | 「認知症の症状」             |
| 「虐待者の介護力の低下や不足」                  | 「身体的自立度の低さ」          |
| 「被害者や虐待発生までの人間関係」                | 「経済的困窮」              |
| 「知識や情報の不足」「理解力の不足や低下」            | 「他家族との関係の悪化や家庭関係の問題」 |
| 「精神状態が安定していない」「障害・疾病」            |                      |

10

### 養介護施設従事者等による虐待 相談・通報者の内訳

○ 相談・通報者の内訳として、「当該施設の職員」が23.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が18.9%となっている。

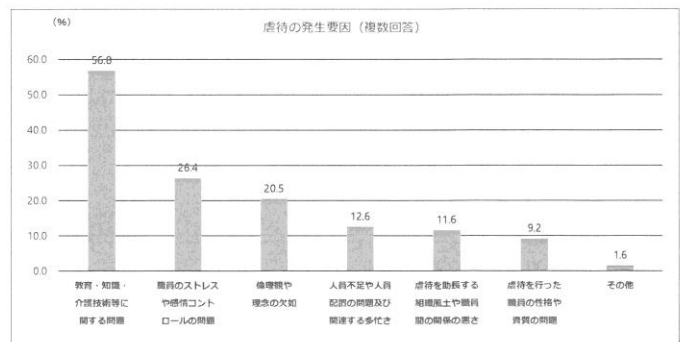


| 介護サービス相談員の通報業務                                                                                        |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【高齢者虐待防止法 第20条 第2項及び第3項】                                                                              |  |
| 2. 前項に定めるほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 |  |
| 3. 第二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。                    |  |

11

### 養介護施設従事者等による虐待の発生要因

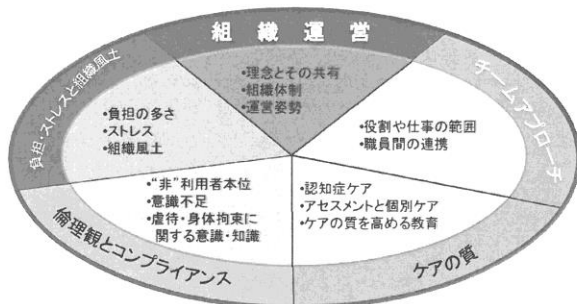
○ 虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が56.8%と最も多く、次いで「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が26.4%となっている。



12



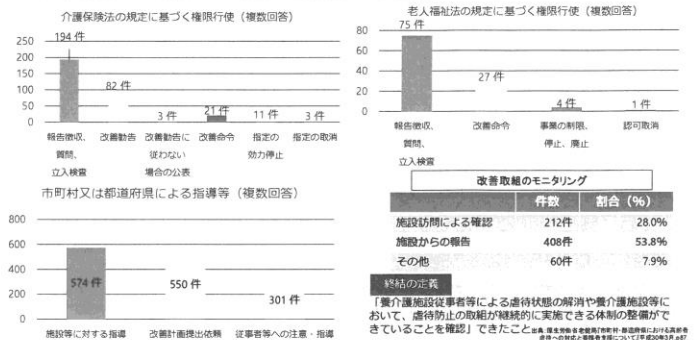
## 【参考】養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



☆作成にあたり三瓶徹氏(北広島市ハビリセンター特養部四恩園施設長)作成資料を参考にした  
認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業、p17より

## 養介護施設従事者等による虐待(権限行使)

- 虐待の事実が認められた事例への対応として、市町村又は都道府県は介護施設に対する改善計画の提出依頼や介護保険法・老人福祉法に基づく立入検査などを実施している。
- 市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例758件に対する改善取組のモニタリング状況としては、「施設からの報告を受けていた割合が53.8%を占め、「施設訪問による確認」を行っていた割合は28.0%であった。



## 法令違反① 高齢者虐待防止法

### 虐待防止措置義務違反(法第20条違反)・通報義務違反(法第21条違反)

#### ○虐待防止措置義務違反

##### ・第20条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### ○通報義務違反

##### ・第21条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 法令違反② 介護保険法

○人格尊重義務違反(介護保険法に規定する全施設・サービス事業所)認められた場合には、介護保険法による行政処分の対象となる。

#### ○特別養護老人ホーム

##### ・介護保険法 第88条 第6項

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### 行政処分(改善命令以上)

##### ・介護保険法 第91条の2 第3項

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

##### ・介護保険法 第92条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

## 法令違反③ 老人福祉法 有料老人ホーム

○虐待は「不当な行為」「利益を害する行為」に該当し、それらの行為が認められた場合には、老人福祉法による行政処分の対象となる。

#### ○老人福祉法 第2条(基本理念)

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

#### 行政処分

##### ・老人福祉法 第29条 第15項

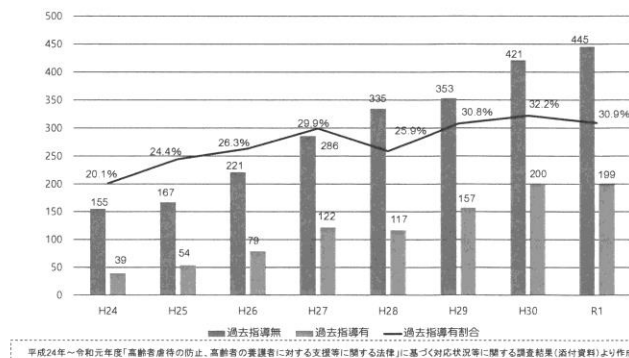
都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項まで第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のために必要であると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

##### ・老人福祉法 第29条 第16項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要であると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

## 養介護施設従事者等による虐待認定件数にみる過去に指導、虐待歴有等の件数の推移

○虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待があった、苦情対応があった、事故報告があった、監査・立入検査等の実施があったなど、過去に何らかの指導等や対応が行われていた件数は増加傾向にある



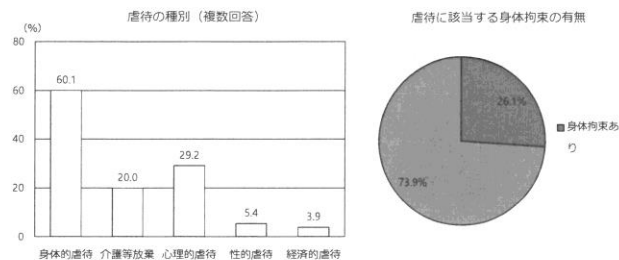
## ・身体拘束廃止について



19

## 養介護施設従事者等による虐待 身体拘束

○ 虐待の種別としては、「身体的虐待」が60.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.2%となっている。



20

## 身体拘束ゼロへの取組

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>国</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催（平成12年6月、平成13年3月・12月）</li> <li>■「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及（平成13年度）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>都道府県</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催（平成13年度～）<sup>※1</sup></li> <li>■身体拘束相談窓口の設置（平成13年度～平成17年度）<sup>※2</sup></li> <li>■相談員養成研修の実施（平成13年度～平成17年度）<sup>※2</sup></li> <li>■身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成14年度～平成17年度）<sup>※2</sup></li> <li>■権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施（平成17年度～）<sup>※1</sup></li> <li>■身体拘束廃止事例等報告検討会の開催（平成18年度～）<sup>※1</sup></li> </ul> |
| <b>市町村</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■身体拘束相談窓口の設置（平成18年度～）<sup>※3</sup></li> <li>■相談員養成研修の実施（平成18年度～）<sup>※3</sup></li> <li>■身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成18年度～）<sup>※3</sup></li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| <b>施設</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定（平成12年度）</li> <li>■介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設（平成18年度）</li> <li>■身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等（平成30年度）</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

※1 平成19年度以降は「高齢者虐待防止対策推進事業」に所収 ※2 平成18年度以降は「介護保険法上の「地域支援事業」に所収

※3 介護保険法上の「地域支援事業」に所収

21

## 身体的拘束等の適正化の推進

○ 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

○ 身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

身体拘束廃止未実施減算 <改定前> 5単位/日減算 <改定後（現行）> <改定後（新設）> 10%/日減算（※居住系サービスは「新設」）

【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  
1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を策定すること。
- 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第9号）（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）第1条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

22

## 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

### 1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

### 3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

### ※留意事項

・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。

・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める必要がある。

・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務づけられている。

23

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

- 徘徊しないように、車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを欄（サイドレール）で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすデールをつける。
- 立ち上る能力のある人の立ち上がり方を妨げるようなイスを使用する。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

24





## ・指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令における虐待防止規定の創設について



### 新旧対照表(指定介護老人福祉施設の例)

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 旧                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (基本方針)<br>第一条の二 (略)<br>2・3 (略)<br>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。<br>5 (略)                                                                                                                                                                                                             | (基本方針)<br>第一条の二 (略)<br>2・3 (略)<br>(新設)                                                                         |
| (運営規程)<br>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。<br>一～七 (略)<br>八 虐待の防止のための措置に関する事項<br>九 (略)                                                                                                                                                                                                             | (運営規程)<br>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。<br>一～七 (略)<br>(新設)<br>△ (略) |
| (虐待の防止)<br>第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。<br>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<br>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。<br>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。<br>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。<br>五 | (新設)<br>(略)                                                                                                    |

33

### 〇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その1

- \* 指定訪問介護事業者の場合 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- 3 運営に関する基準
- 9 運営規程
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)
- (31) 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事実(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種別についても同様)。
- (31) 虐待の防止  
居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。
  - ・虐待の未然防止  
指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要がある。第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する幾つかの事業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。
  - ・虐待等の早期発見  
指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・マネジメント等の虐待に達する事象を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。
  - ・虐待等への迅速かつ適切な対応  
虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通達される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続きを迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。  
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  
なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

35

### 運営基準改正における虐待防止規定の創設 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

| 趣旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 改正の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1 基本方針<br>入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。<br>2 運営規程<br>運営規程に定めなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。<br>3 虐待の防止<br>虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。<br>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること<br>② 虐待の防止のための指針を整備すること<br>③ 従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること<br>④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと |
| 施行期日等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 施行日：令和3年4月1日(施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

32

### 経過措置による読替規定(指定介護老人福祉施設の例)

| 読み替え後(令和4年4月1日～令和6年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 読み替え前(令和6年4月1日～)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (基本方針)<br>第一条の二 (略)<br>2・3 (略)<br>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。<br>5 (略)                                                                                                                                                                                                        | (基本方針)<br>第一条の二 (略)<br>2・3 (略)<br>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。<br>5 (略)                                                                                                                                                                                                        |
| (運営規程)<br>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、虐待の防止のための措置に関する重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。<br>一～七 (略)<br>八 虐待の防止のための措置に関する事項<br>九 (略)                                                                                                                                                                                     | (運営規程)<br>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。<br>一～七 (略)<br>八 虐待の防止のための措置に関する事項<br>九 (略)                                                                                                                                                                                                        |
| (虐待の防止)<br>第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じよう努めなければならない。<br>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<br>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。<br>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。<br>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | (虐待の防止)<br>第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。<br>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<br>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。<br>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。<br>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

34

### 〇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その2

- \* 指定訪問介護事業者の場合 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)  
虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成員の役割及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微的なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが必要である。  
なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。  
また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  
また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  
虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図ることとする。
  - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  
ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること  
ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

36

〇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(平成11年9月17日老企第25号)(抄) その3

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00014.html)

＊指定訪問介護事業者の場合

②虐待の防止のための指針(第2号)

- 指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
  - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
  - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
  - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
  - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
  - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
  - チ 利用者等に対する当該指針の周知に関する事項
  - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- ③虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)
- 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。
- また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当(第4号)
- 指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

施設は年2回以上

37

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)

(令和3年3月26日)

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

38

2021年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(都道府県分)

Ⅱ 自立支援、重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容  
(8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

【評価目的・内容】虐待防止体制の整備に係る都道府県の取組のPDCAサイクルを評価

| ● 高齢者指 標                                        | 配点                         | 留意点                                                                                                                                                                                                        | 報告様式への記載事項・提出資料(予定)                                                                                          | 時 点                                   | 交付金区分 |
|-------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------|
| ① 高齢者虐待防止の体制整備に關し、市町村に対する支援を実施している。             | ア～オ各5点<br>複数選択可<br>(最大25点) | ○管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく「調査結果の体制整備の項目」(※)の実施を想定している。                                                                                                                                     | ○アについては、市町村の取組状況・課題の概要を記載。<br>○イについては、検討する機会・場、日時を具体的に記載。                                                    | 2021年度(予定)実施の状況の評価については、2022年度予定の場合も可 | 推進    |
| ア 高齢者虐待防止の体制整備に關する市町村の取組状況・課題を把握している            |                            | ○支援の内容は、財政的・人的に支障をきたさない、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利擁護等推進事業の活用による専門職の派遣や管内市町村虐待防止連絡会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 | ○ウについては、支援方法の内容が分かる資料を添付。<br>○エについては、具体的な支援内容、計画を記載。<br>※エ、オについては、市町村へ情報提供した文書、資料がある場合は、記載ではなく提供済み文書、資料の添付可。 |                                       |       |
| イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している                |                            | ○ウについては、計画内容が分かる資料を添付。                                                                                                                                                                                     |                                                                                                              |                                       |       |
| ウ 市町村の状況に応じた支援方法を策定している                         |                            | ○エについては、具体的な実施内容と計画を記載。                                                                                                                                                                                    |                                                                                                              |                                       |       |
| エ 支援方法に基づき支援を行っている                              |                            | ○オについては、具体的な実施内容と計画を記載。                                                                                                                                                                                    |                                                                                                              |                                       |       |
| オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、(1回/年程度)支援の効果の評価を行っている |                            | ○都道府県の支援の評価に当たっては、市町村から意見を聴取することとする。                                                                                                                                                                       |                                                                                                              |                                       |       |



40

2021年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村分)

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進  
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等

【評価目的・内容】過程(PDCA サイクル)を評価  
・高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施  
・取組内容の改善・見直し

| 指 標                                                | 配点                         | 留意点                                                                                                            | 報告様式への記載事項・提出資料(予定)         | 時 点                | 交付金区分 |
|----------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------|-------|
| ③ 高齢者虐待防止にかからる体制整備を実施しているか。                        | ア～エ各5点<br>複数選択可<br>(最大20点) | ○イとエについては、介護保険事業計画作成委員会や地域ケア推進会議等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする。                                           | ○アについては実施に基づいた課題の概要を記載。     | 2021年度(予定)実施の状況の評価 | 推進    |
| ア 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題を把握している                        |                            | ○ウの防止対策としては、介護サービス相談員派遣事業の実施や、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築等、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 | ○イについては、検討する機会・場、日時を具体的に記載。 |                    |       |
| イ 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題について、他機関との防止対策を検討する機会・場を設定している |                            | ○ウについては、計画内容が分かる資料を添付。                                                                                         | ○エについては、具体的な実施内容と計画を記載。     |                    |       |
| ウ 市町村の虐待防止対策についての計画を策定している                         |                            |                                                                                                                |                             |                    |       |
| エ 計画に基づいて実施し、評価を行っている                              |                            |                                                                                                                |                             |                    |       |

41

2021年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村分)

高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)

※高齢者虐待防止体制の整備に係る事業

「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」の「市町村における高齢者虐待防止対応のための制整備等について」に係る17項目。

【体制・施策強化】

- ①対応窓口の周知
- ②関係者の研修
- ③住民への啓発活動
- ④対応マニュアル等の作成
- ⑤養護者(虐待者)に対する相談、指導、助言
- ⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等【行政機関連携】
- ⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化
- ⑧地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
- ⑨警察署担当者との協議
- ⑩居室確保のための関係機関との調整
- ⑪生活困窮者支援、DV担当者課等の役所・役場内の体制強化
- ⑫保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化【ネットワーク構築】
- ⑬「早期発見・見守りネットワーク」の構築
- ⑭「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築
- ⑮「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築
- 【法の周知】
- ⑯居宅介護サービス事業者に対する法の周知
- ⑰介護保険施設に法について周知

42

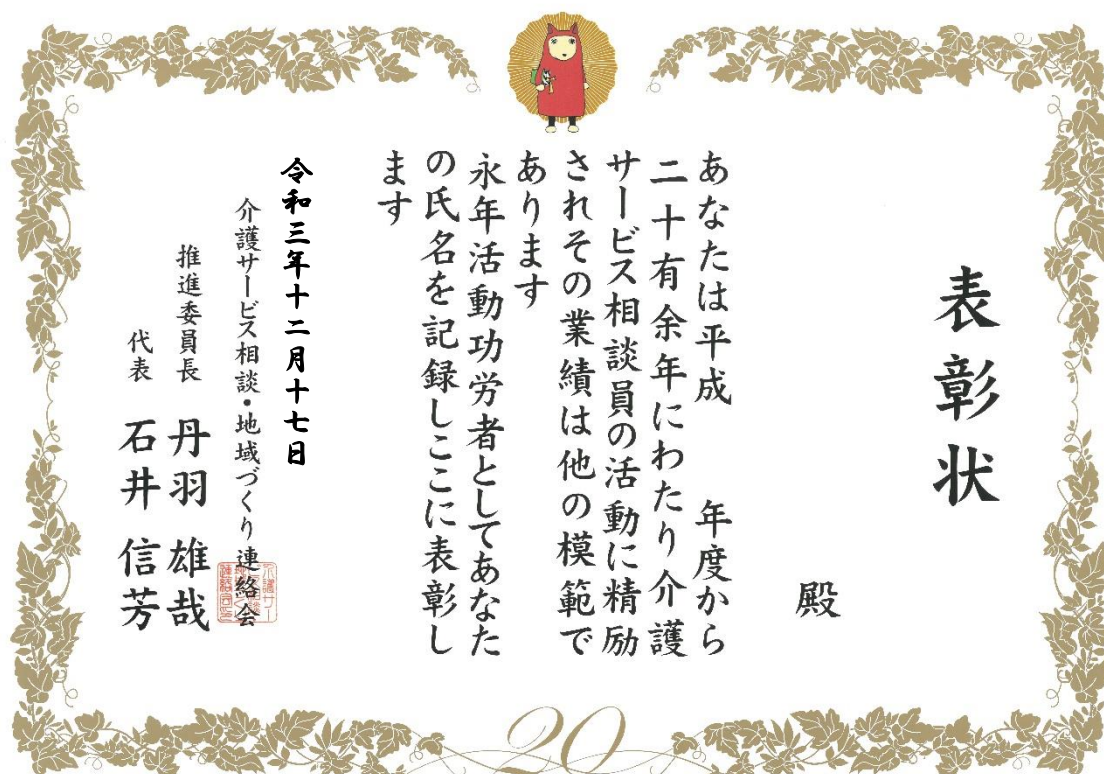
## 参考資料・参考文献

- ・厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成30年3月
- ・厚生労働省 平成18年度～令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
- ・厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』平成13年3月
- ・(社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- ・認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業
- ・認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- ・認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- ・認知症介護研究・研修仙台センター 平成29年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の共有・解決に関する調査研究事業」平成30年3月



# 永年(20年以上)活動功労者表彰

22自治体 32名



平成12年度活動開始

3自治体

3名

平成13年度活動開始

21自治体

29名

平成12年度 活動開始

3自治体 3名

神奈川県 秦野市

加藤 満智子

福井県 越前市

田中 美貴夫

滋賀県 近江八幡市

井上 ミチコ

平成13年度 活動開始

21自治体 29名

山形県 山形市

安達 明美

千葉県 千葉市

五味 寛子

佐藤 哈爾子

舩串 万智子

館山市

片山 千鶴子

東京都 八王子市

菅原 まり子

神奈川県 秦野市

中田 桂子

新潟県 長岡市

廣橋 淑子

福井県 勝山市

山本 美智代

静岡県 静岡市

吉岡 信江

吉村 照江

富士市

柴田 實枝子

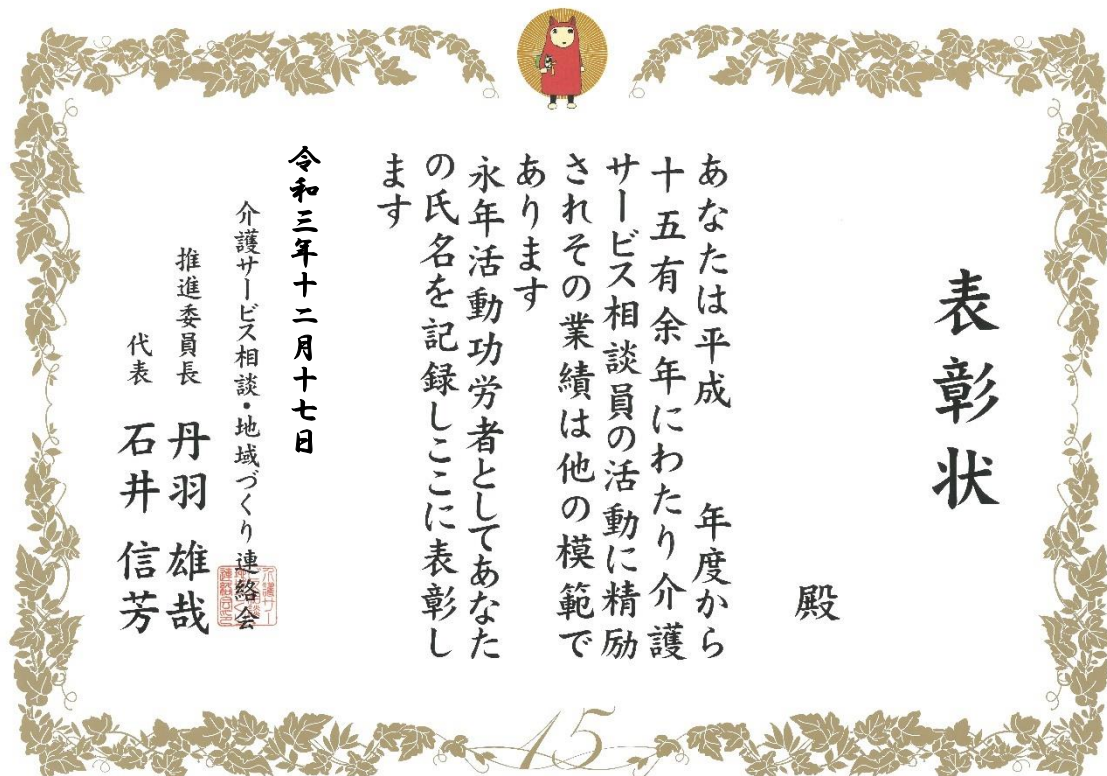
宮崎 晴代



|     |            |        |
|-----|------------|--------|
| 愛知県 | 春日井市       | 西川 忠春  |
|     | 碧南市        | 澤田 昌子  |
| 滋賀県 | 近江八幡市      | 犬井 道子  |
| 京都府 | 舞鶴市        | 野村 鶴子  |
| 大阪府 | 豊中市        | 齋藤 杏子  |
|     |            | 塩川 順子  |
|     |            | 矢澤 マリ  |
|     | 河内長野市      | 佐伯 卓男  |
|     | 豊能町        | 宮崎 純光  |
| 島根県 | 浜田地区広域行政組合 | 新井 妙子  |
|     |            | 三浦 美紀子 |
| 愛媛県 | 新居浜市       | 野口 幹代  |
|     | 四国中央市      | 定岡 美千代 |
| 福岡県 | 大牟田市       | 川村 良子  |
| 大分県 | 日田市        | 石井 美知恵 |
|     |            | 遠藤 玲子  |

# 永年(15年以上)活動功労者表彰

31自治体 66名



|            |       |     |
|------------|-------|-----|
| 平成13年度活動開始 | 1自治体  | 1名  |
| 平成14年度活動開始 | 2自治体  | 2名  |
| 平成15年度活動開始 | 3自治体  | 4名  |
| 平成16年度活動開始 | 2自治体  | 3名  |
| 平成17年度活動開始 | 7自治体  | 12名 |
| 平成18年度活動開始 | 21自治体 | 44名 |

平成13年度 活動開始

1 自治体 1名

三重県 鈴鹿亀山地区広域連合 坂 直美

平成14年度 活動開始

2自治体 2名

東京都 台東区 和泉澤 とも子  
新潟県 新発田市 田中 三枝子

平成15年度 活動開始

3自治体 4名

東京都 台東区 森田 裕美  
滋賀県 近江八幡市 岡田 なみ子  
上地 よね子  
野洲市 青木 雅子

平成16年度 活動開始

2自治体 3名

新潟県 新潟市 小濱 恵子  
静岡県 吉田町 甲賀 礼子  
中村 初恵

## 平成17年度 活動開始

7自治体 12名

千葉県 浦安市

川野 利恵

早川 栄雄

神奈川県 横浜市

岸 紀子

田附 園子

古野 直美

滋賀県 近江八幡市

今井 昌子

荻野 真由美

伴 和子

野洲市

齋木 久子

愛媛県 新居浜市

新林 信子

高知県 須崎市

中平 敏子

福岡県 久留米市

澁田 美津子

## 平成18年度 活動開始

21自治体 44名

山形県 山形市

山口 千鶴

福島県 いわき市

富永 菊代

山野辺 民子

埼玉県      さいたま市  
                ふじみ野市

千葉県      松戸市

東京都      野田市  
                葛飾区  
                八王子市

神奈川県    横浜市

根本 淑枝  
澤井 富士子  
高橋 芳江  
大網 久子  
片桐 裕子  
米本 捷夫  
石川 和重  
矢野 容子  
伊藤 憲彦  
鈴木 睦子  
平野 美香  
伊藤 康子  
小山 和男  
澁井 まどか  
志村 秀子  
千葉 智子  
内藤 吉夫  
成瀬 泰子  
濱田 トシ子  
深堀 トモ子

神奈川県 横浜市

福田 洋子

安本 とよ子

渡邊 佳世子

石川県 金沢市

忠田 美紀子

岐阜県 中津川市

藤原 葉子

もとす広域連合

福島 幸子

静岡県 島田市

寺川 百合子

愛知県 岡崎市

河野 喜湖

瀬戸 美雪

刈谷市

水谷 さわ子

滋賀県 近江八幡市

善住 昌弘

兵庫県 伊丹市

浅井 美春

稻垣 勝代

島根県 出雲市

高野 京子

布施 礼子

松尾 貴美子

渡部 晃子

愛媛県 伊予市

藤原 進

福岡県 福岡市

樺島 尚子

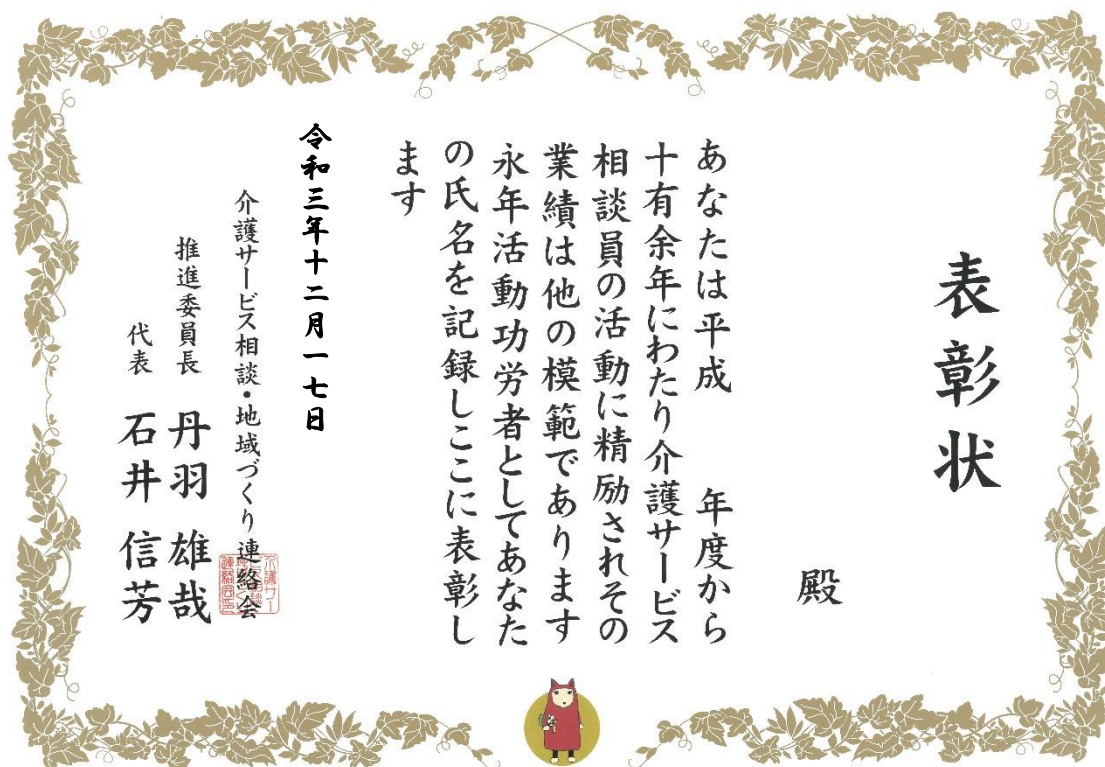
重本 昌徳

長崎県 佐世保市

萩原 保代

# 永年(10年以上)活動功労者表彰

81自治体 141名



|            |       |      |
|------------|-------|------|
| 平成16年度活動開始 | 1自治体  | 1名   |
| 平成19年度活動開始 | 1自治体  | 1名   |
| 平成21年度活動開始 | 5自治体  | 5名   |
| 平成22年度活動開始 | 8自治体  | 9名   |
| 平成23年度活動開始 | 70自治体 | 125名 |

平成16年度 活動開始

1自治体 1名

静岡県

富士市

高田 光乃

平成19年度 活動開始

1自治体 1名

愛知県

小牧市

堀江 京子

平成21年度 活動開始

5自治体 5名

神奈川県

秦野市

瀬山 積二

大阪府

羽曳野市

古本 由喜子

豊能町

柴田 邦男

愛媛県

新居浜市

田宮 瑞恵

佐賀県

玄海町

末武 奈美江



## 平成22年度 活動開始

8自治体 9名

|     |            |         |
|-----|------------|---------|
| 北海道 | 妹背牛町       | 佐々木 佳代子 |
| 富山県 | 高岡市        | 新田 美恵子  |
|     |            | 吉岡 節子   |
|     | 砺波地方介護保険組合 | 朝日 尚子   |
| 岐阜県 | 郡上市        | 國居 香子   |
| 京都府 | 南丹市        | 余野 梅乃   |
| 大阪府 | 羽曳野市       | 塚本 あゆみ  |
| 兵庫県 | 宝塚市        | 野呂 清子   |
| 愛媛県 | 東温市        | 門家 典子   |

## 平成23年度 活動開始

70自治体 125名

|     |      |        |
|-----|------|--------|
| 岩手県 | 紫波町  | 松田 早百合 |
| 山形県 | 山形市  | 我妻 かおる |
|     | 酒田市  | 地神 昭子  |
|     |      | 土井 節子  |
| 茨城県 | 水戸市  | 柏木 恵子  |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 池田 啓子  |
|     | 大田原市 | 大森 房江  |
|     |      | 星 眞由美  |

群馬県

吉岡町

須藤 信子

埼玉県

春日部市

石田 富美代

嶋貫 マサ子

福山 逸子

久喜市

松尾 由利子

千葉県

千葉市

秋葉 由香

船橋市

小野山 利恵子

富澤 かほる

綿貫 けい子

松戸市

森 令子

市原市

伊藤 八重子

小野 登美子

三枝 康博

流山市

中川 淳二

東京都

中央区

川喜多 佳子

港区

石高 則子

葛飾区

江本 英子

八王子市

青沼 雅子

小野 かづ代

菊地 敏枝

小山 雅子

東京都 八王子市

白鳥 信行

中里 笑子

中村 妙子

中村 章江

藤井 隆子

松浦 忠男

松本 信子

箕輪 裕子

宮澤 佳子

渡邊 洋子

小平市

九鬼 よね子

稲城市

中村 智恵

神奈川県 横浜市

阿部 文子

大谷 昌子

小串 由起子

片山 榮一

菊池 笑子

栗谷 富美子

田中 久子

田中 ゆかり

鶴見 恵子

神奈川県 横浜市

平田 忍

町田 ふみ子

松浦 恵美子

丸山 由紀子

矢本 光子

三樹 正枝

山口 幸子

土屋 富志夫

最勝寺 久尚

新潟県 長岡市

小田 由美

上越市

佐藤 トミ子

富山県 富山市

長谷川 静子

氷見市

上 文佐乃

室田 春美

射水市

酒井 美幸

石川県 金沢市

松波 晴信

村田 瓊子

福井県 大野市

木下 君子

越前市

井上 尚美

湊崎 幸子

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 長野県 | 岡谷市  | 吉田 妙子   |
|     | 下諏訪町 | 藤森 省五   |
| 岐阜県 | 関市   | 和田 禮子   |
|     | 中津川市 | 木下 幸子   |
|     |      | 神野 静子   |
|     | 恵那市  | 井上 勇雄   |
|     |      | 山田 たか子  |
|     | 岐南町  | 名倉 明子   |
|     |      | 西尾 玲子   |
| 静岡県 | 富士市  | 高橋 美恵子  |
|     |      | 野村 節子   |
|     | 藤枝市  | 菊川 厚代   |
| 愛知県 | 岡崎市  | 酒井 悦子   |
|     | 春日井市 | 旭 優子    |
|     |      | 大野田 重子  |
|     |      | 久保田 恵美子 |
|     | 安城市  | 伊藤 朝野   |
|     | 西尾市  | 岡田 武宏   |
|     |      | 颯田 幸子   |
|     |      | 山田 博史   |
|     | 犬山市  | 木下 洋子   |
|     | 小牧市  | 伊東 廣二郎  |

京都府

京都市

村尾 和子

森本 敦子

福知山市

審 千鶴子

舞鶴市

福田 政則

藤岡 由美

綾部市

西田 紀子

宇治市

関 明美

大阪府

豊中市

南野 佳央

高槻市

掛川 文子

浜田 俊子

藤井寺市

大井 美子

田尻 千恵子

交野市

北風 早苗

西村 てる子

林 栄子

兵庫県

三田市

井上 善子

西野 さち子

奈良県

大和郡山市

辻中 博子

寺谷 公憲

永田 りえ子

|      |           |        |
|------|-----------|--------|
| 鳥取県  | 鳥取市       | 岸野 秀子  |
|      | 南部箕蚊屋広域連合 | 松浦 典子  |
| 島根県  | 出雲市       | 柳樂 京子  |
|      | 大田市       | 清水 宣子  |
|      | 邑南町       | 加山 美恵子 |
| 岡山県  | 笠岡市       | 小寺 厚子  |
| 愛媛県  | 新居浜市      | 藤田 清茂  |
|      | 大洲市       | 東 直美   |
|      | 伊予市       | 藤田 洋子  |
| 高知県  | 須崎市       | 江西 一郎  |
| 福岡県  | 久留米市      | 古賀 洋江  |
| 佐賀県  | 唐津市       | 小川 紀代  |
| 鹿児島県 | 日置市       | 大塚 みよ子 |





## **4. 都道府県・市町村・介護サービス相談員 に対する取組促進の支援**

## 支援ツール企画・開発

事業実施市町村事務局へ送付し、事業周知を図っています。

## 【事業リーフレット】

## 介護サービス相談員派遣等事業

介護サービス提供事業者には介護サービス相談員受け入れについて努力義務が定められています。

※ 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスでは指定基準（厚生労働省令）において、介護サービス相談員を積極的に入れ入れる等、市町村との協働な連携に努めることが義務づけられています。

介護サービス相談員派遣等事業は、介護サービスの利用がそれまでの行政による「標準」から利用者の選択に基づく「契約」に移行した平成12年度の介護保険制度の開始と同時に開始されました。

介護保険のサービスに関する苦情は、市区町村または国民健康保険団体連合会（都道府県ごとに設置）が受けつけ、必要に応じて調査・指導にあたります。これは保人からのトラブルが起きた際の事後処理が中心となります。介護サービス相談員の活動目的は、苦情申し立てに至るほどの問題が大きくならないうちに、解決を図ることにあります。

市町村は、介護保険の保険者として、被保険者が適切にサービスを利用できるようにその権利を守り生活を支える必要があります。その義務の一環として事業を実施しています。

※ 介護サービス相談員派遣等事業は、地域支援事業（任意事業）のメニューの一つです。

### ■ 介護サービス相談員派遣等事業のしくみ

利用者とサービス提供事業者が問題を解決しているよう確認し役を定める

介護サービス相談員との協力、意見を述べて、サービスの質のさらなる向上を目指す

介護サービス相談員を通して、介護サービスの提供を受けている利用者の権利保護、介護サービスの充実を図る

市町村(事務局)

三者会議  
情報共有・意見交換  
情報・情報提供・調査  
報告・情報提供・調査  
改善報告

利用者とその家族

サービス提供事業者

● 介護サービス相談員活動の担当事務(窓口)の設置と職員等への周知  
● 介護サービス相談員の活動について、利用者、事業者へ説明

「介護サービス相談員派遣等事業」は、介護サービス相談員派遣等事業を実施している市町村とそれによって介護サービス相談員を派遣し、介護サービスの提供を受ける利用者の権利保護と、事業者の介護サービスの提供を受ける利用者の権利保護とを目的とする事業です。

特定非営利法人 地域共生政策自治体連携機構  
介護サービス相談・地域づくり連絡会  
〒100-0045 東京都千代田区千代田1-15-15 市谷サンプラザ5階4号  
TEL 03-3266-9340 FAX 03-3266-0223  
URL <http://kaigosan.net/>

## サービス提供事業者用

介護サービス相談員派遣等事業は、市町村に登録された介護サービス相談員が、利用者の疑問や不満、不安を受けつけ、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。

## 介護サービス相談員派遣等事業

知らなかった。利用者はそんなふうに思っているのかもしれない

おかけで、どうすればよいサービスにできるか、ひらめいたね

サービス提供事業者は

おつ、みんなの緊張感がひとちがう(苦笑)

### 介護サービス相談員の活用で

サービス利用者は

市町村

なんでも話せるから安心だよ

利用者の「日常の声」や「必要な声」を保険者が聞くことができる！  
認知症の人でも安心して暮らせるまじになるぞ

### 介護サービス相談員の役割

- サービス利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質の向上と適正化に貢献します。
- トラブル・苦情に至る事態を未然に防ぎ、改善の策を探すほか、問題提起・提案解決型の働きかけにより、利用者の権利保護を手助けする等、介護サービス相談員には次のような役割を果たしています。
  - ① 介護サービス利用者等の疑問や不満、不安の解消に向けた支援
  - ② 介護サービス利用者の、孤独感の解消等の精神的なサポート
  - ③ 認知症の理解促進、認知症高齢者とその家族への支援
  - ④ 介護サービス利用者の権利保護支援
    - ・ 身体拘束の防止と禁止への助言・支援
    - ・ 虐待の防止と早期発見
  - ⑤ 介護サービスの質の向上
  - ⑥ 介護サービス適正化の促進
  - ⑦ 介護保険制度等の情報提供と普及啓発
  - ⑧ 地域包括支援センターとの連携 など

【ステッカー2種】



【ポスター】

介護サービス  
相談員  
受け入れ事業所

介護サービス相談・地域づくり連絡会  
T1102-0843 東京都東葛飾区中村5-2-15 都立サザクレオプレイス4F  
TEL: 03-3266-9340 FAX: 03-3266-0223

The illustration features a large, central character with a red, cat-like body and a yellow face. It has large, round eyes and is holding a stack of books tied with a yellow ribbon. It is surrounded by three smaller versions of itself: one to the left, one to the right, and one at the bottom left. There are also several birds, including a large white bird and a small red bird, flying around the characters. The background is a light pink color with a large white circle.

あなたのお耳はどうしてそんなに大きいの？  
「あなたの話をよく聞くためにだよ」  
お口はどうしてそんなに大きいの？  
「話をちゃんと聞けるようにだよ」

介護サービス相談員  がいる安心

令和3年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
ICT等を活用した介護サービス相談員活動の在り方に関する  
調査研究事業 報告書

令和4（2022）年3月

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構  
介護サービス相談・地域づくり連絡会  
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス4階  
TEL：03-3266-9340、FAX：03-3266-0233  
e-Mail：sodanin@net.email.ne.jp  
URL：https://kaigosodan.com

